

令和6年度

事業計画書（別冊） 重点事業一覧



福島県保健福祉部

令和6年度 重点事業

重点事業は、総合計画を戦略的かつ着実に推進するため、限られた行財政資源の中で復興・再生と地方創生を推進し、復興の進度の違いによって顕在化・複雑化する課題への具体的な対応など、新たな復興のステージの対応やふくしま創生総合戦略に基づく人口減少対策として、総合計画に掲げる特に重要な行政課題を8つの「重点プロジェクト」として展開し、重点的に取り組んでいく具体の事業として位置づけます。

保健福祉部においては、このうち6つのプロジェクトの推進に向けて、118の事業を実施します。

本冊子では、保健福祉部の118の重点事業を、部門別計画である「福島県保健医療福祉復興ビジョン」の主要施策ごとに整理して紹介しています。

【福島県保健医療福祉復興ビジョン主要施策】

- 1 全国に誇れる健康長寿の県づくり
- 2 質の高い地域医療提供体制の確保
- 3 安心して子どもを生み育てられる環境づくり
- 4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進
- 5 誰もが安全で安心できる生活の確保

重点プロジェクト番号

保健福祉部においては、太字のプロジェクト内の下線の項目について推進します。

- 1 避難地域等復興加速化プロジェクト**
 - ① 安心して暮らせるまちの復興・再生
 - ② 産業・なりわいの復興・再生
 - ③ 魅力あふれる地域の創造
- 2 人・きずなづくりプロジェクト**
 - ① 日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境づくり
 - ② 復興を担う心豊かなたくましい人づくり
 - ③ 産業振興を担う人づくり
 - ④ ふくしまをつなぐ、きずなづくり
- 3 安心・安全な暮らしプロジェクト**
 - ① 安全・安心に暮らせる生活環境の整備
 - ② 帰還に向けた取組・支援、避難者支援の推進
 - ③ 環境回復に向けた取組
 - ④ 心身の健康を守る取組
 - ⑤ 復興を加速するまちづくり
 - ⑥ 防災・災害対策の推進
- 産業推進・なりわい再生プロジェクト
 - ① 中小企業等の振興
 - ② 新たな産業の創出・国際競争力の強化
 - ③ 農林水産業の振興
 - ④ 観光産業の振興
- 5 輝く人づくりプロジェクト**
 - ① 一人ひとりの希望をかなえる
 - ② 健やかな暮らしを支える
 - ③ 地域を担う創造性豊かな人を育てる
- 6 豊かなまちづくりプロジェクト**
 - ① 安全で安心な暮らしをつくる
 - ② ゆとりと潤いのある暮らしをつくる
 - ③ 環境にやさしい暮らしをつくる
- 7 しごとづくりプロジェクト**
 - ① 活力ある地域産業を支え、育てる
 - ② 魅力ある農林水産業を展開する
 - ③ 若者の定着・還流につなげる
- 魅力発信・交流促進プロジェクト
 - ① 地域の多様な魅力を発信する
 - ② ふくしまへ新しい人の流れをつくる

1 全国に誇れる健康長寿県の実現

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)	頁
1	5-②-2	ふくしま脱メタボプロジェクト事業	一部 新規	健康づくり推進課	県民の健康指標のうち、メタボ・肥満該当者の割合の改善を重点的に図ることを目的として、市町村や事業所と連携を図りながら、働き盛り・子育て世代の県民をターゲットにふくしま健民アプリを活用したキャンペーンやモデル事業等を実施する。	105,983	1
2	5-②-9	健康長寿ふくしま推進事業	継続	健康づくり推進課	健康長寿県の実現に向け、各市町村・医療保険者等が持つ医療等データの分析と見える化を行いながら、健康づくりの普及啓発や地域・職域における効果的な保健事業の実施に向けた支援を実施する。	210,064	2
3	5-②-11	健康長寿ふくしま推進体制等強化事業	継続	健康づくり推進課	第三次健康ふくしま21計画の基本理念である「誰もがすこやかにいきいきと活躍できる笑顔あふれる健康長寿ふくしまの実現」に向けた施策を強く推進するため、知事をトップとした関係団体代表者で構成する健康長寿ふくしま会議の下、健康づくり事業推進のための体制強化を図る。	7,689	3
4	3-②-9	被災者健康サポート事業	継続	健康づくり推進課	東日本大震災・原子力災害の影響により、復興公営住宅等で生活している被災者の健康保持及び健康不安の解消のため、継続的な健康支援活動を行うとともに、長期化する住民の広域避難等に対応した保健事業の提供体制の構築を支援する。	161,717	4
5	3-④-14	県民健康調査事業	継続	県民健康調査課	県民の健康状態を把握し、疾病の予防、早期発見、早期治療につなげ、もって、将来にわたる県民健康の維持、増進を図ることを目的に県民健康調査等を実施する。	3,430,471	5
6	3-④-15	県民健康調査支援事業	継続	県民健康調査課	住民自らが放射線量を把握し、放射線による健康影響に係る理解促進を図ることを目的として、線量計の整備等を行う市町村に対して補助する。また、甲状腺検査の県内実施医療機関数を維持、増加させるため、検査を担う医療機関に対して甲状腺検査機器を購入する際の費用を補助する。	91,579	5
7	5-②-6	健康経営トータルサポート事業	新規	健康づくり推進課	健康長寿県の実現に向け、特に生活習慣病の発症リスクが高まる働き盛り世代の健康づくりを推進するため、健康経営に取り組む事業所を取組開始から発展・維持期まで包括的に支援することで、健康経営の更なる普及を図る。	31,929	6
8	3-④-13	たばこの健康影響対策事業	一部 新規	健康づくり推進課	がんや循環器疾患など様々な生活習慣病のリスク因子となるたばこについて、県民の健康寿命の延伸に寄与することを目的に、幅広い世代へ普及啓発活動を始めた喫煙対策と受動喫煙対策を推進する。	3,896	7
9	5-②-10	歯科保健総合対策事業	一部 新規	健康づくり推進課	歯科口腔保健の推進のため、安全で高い効果が得られるフッ化物洗口導入への支援及び成人歯科検診につなげる取組等を実施する。	2,108	8

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)	頁
10	5-②-4	がん対策推進事業	一部 新規	健康づくり推進課	がんの予防と早期発見のため、がんに対する知識の普及やがん検診の受診率向上を目指し、利用しやすく質の高いがん検診実施体制整備と県民相互の検診受診勧奨活動等を実施する。	25,196	9
11	5-①-22	がん患者支援事業	継続	地域医療課	がん患者一人ひとりの希望をかなえるため、補整具購入者や妊よう性温存治療を行う者への支援、在宅サービス利用料の一部助成を実施する市町村に対し補助を行うとともに、がん・生殖医療ネットワーク体制を構築し、がんに関する正しい知識の普及・啓発を行う。	26,982	10
12	5-②-3	ふくしまおいしく減塩緊急対策事業	新規	健康づくり推進課	健康長寿県の実現に向け、働き盛り世代の県民の食塩摂取量の実態を把握するとともに、塩分の過剰摂取につながる食生活の改善に向けた普及啓発やモデル事業を実施するなど、おいしく減塩できる食環境づくりを推進する。	63,043	11
13	5-②-13	老人クラブ活動等社会活動促進事業	一部 新規	健康づくり推進課	高齢者が健康で豊かな生活を送ることができるよう、老人クラブに対し市町村が行う補助事業や、老人クラブの継続・活性化に向けたサポート人材の養成等の取組に対して補助を行う。	33,882	12
14	5-②-5	地域包括ケアシステム構築支援事業	継続	健康づくり推進課	高齢者が安心して暮らし続けるための地域包括ケアシステムの構築を推進するため、地域の特性に応じた市町村への取組支援や在宅医療と介護の連携推進を目的とした取組を実施する。	128,862	13
15	5-②-12	高齢者地域課題解決支援事業	一部 新規	健康づくり推進課	地域包括ケアシステム構築の実現に向け、自立支援・重度化防止の取組の更なる推進を図るため、自立支援型地域ケア会議の定着支援、地域支援事業の連動支援、地域包括支援センター体制整備支援のための研修会等を実施する。	8,995	14
16	5-②-14	国保健康づくり推進事業	一部 新規	国民健康保険課	国保被保険者の健康づくりを促し、健康寿命の延伸と医療費適正化を図るため、市町村職員や医療専門職向けの研修事業を実施するとともに、特定健診受診率向上に向けた取組やAIを活用した生活習慣病対策等支援事業などの取組等を推進し、市町村国保における健康づくり事業を支援する。	171,614	15
17	6-①-7	福島県認知症サポーターパワーアップ事業	一部 新規	高齢福祉課	認知症サポーターの活動と認知症の人とその家族をつなげ、地域の中で支える仕組みとして、「チームオレンジ」を全市町村で整備するため、検討会や各種研修を実施する。	1,077	16
18	6-①-8	認知症疾患医療センター運営事業	継続	高齢福祉課	認知症の人が安心して地域で暮らすことができるよう、認知症疾患に関する鑑別診断、急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、保健医療・介護関係者との地域連携を行う「認知症疾患医療センター」を運営する。	36,042	17

2 質の高い地域医療提供体制の確保

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)	頁
1	3-④-22	医療従事者修学資金貸与事業	継続	医療人材対策室	看護職及び理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、歯科衛生士、臨床検査技師の確保と定着促進を図るため、養成施設の在学者で卒業後に県内の施設で業務に従事しようとする者に対し、修学資金を貸与する。	318,277	18
2	3-④-17	医師確保修学資金貸与事業	継続	医療人材対策室	福島県立医科大学等に在学する県内外の医学部生であって、県が指定する公的医療機関等での勤務に従事しようとする者に対し、修学に必要な資金を貸与することにより県内への定着を図る。	755,242	19
3	3-④-18	地域医療支援センター運営事業	継続	医療人材対策室	医師確保に必要な病院の支援、医師のキャリア形成支援等を一体的に行い、県内の医師確保や地域偏在を解消するため、福島県立医科大学内に「福島県地域医療支援センター」を設置・運営する。	91,523	20
4	3-④-19	ふくしま医療人材確保事業	継続	医療人材対策室	東日本大震災で離職した医療従事者の流出防止を図り、県内の医療提供体制の回復及び復興に繋げるため、事業を実施する医療機関等に対し、必要な経費を補助する。	1,469,729	21
5	3-④-20	復興を担う看護職人材育成支援事業	継続	医療人材対策室	復興を担う看護職の人材育成を支援するため、進学・就職活動及びキャリアアップを支援する。また、浜通りの医療機関が看護職員確保に取り組む際の経費を補助する。	254,207	22
6	3-④-23	“医療の仕事”魅力発信事業	継続	医療人材対策室	県内出身の将来世代の医療人材を安定的かつ着実に増加させるため、主に小学生及び中学生を対象に医療職種の魅力を伝える機会を創出する。	2,643	23
7	5-②-17	地域医療介護総合確保事業 (医療従事者の確保・養成)	継続	地域医療課	医療従事者の負担軽減や復職の支援に取り組むとともに、職務環境の改善を図るなど、医療従事者の確保・養成を推進する。	108,493	24
8	3-④-26	病院内保育所運営費補助事業	継続	医療人材対策室	病院職員の離職防止及び未就業看護職員等の再就業の促進を図るため、医療機関が行う院内保育事業に要する運営費の一部を補助する。	90,926	25
9	3-④-27	看護職員離職防止・復職支援事業	継続	医療人材対策室	看護職員の離職防止や復職を支援するとともに、看護職員の定着に向けた職場の環境づくり等を支援することにより、県内医療機関等の看護職員の安定的確保を図るほか、非常時における応援看護師を確保するため、潜在看護師等への再就業支援等を強化する。	61,281	26

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)	頁
10	7-①-20	看護師等養成所運営費補助事業	継続	医療人材対策室	看護職員を養成・確保するため、保健師助産師看護師法に基づく指定を受けた看護師等養成所の運営に要する経費の一部を補助する。	264,015	27
11	3-④-25	ナースセンター事業	継続	医療人材対策室	医療機関等の看護職員の確保及び在宅医療の推進を図るため、看護職の資格をもった未就業者の就業促進及び看護師の潜在化防止を図る。	50,926	28
12	7-①-19	看護教員・実習指導者養成講習会	継続	医療人材対策室	県内の看護師等養成所の実習施設において指導に携わる実習指導者を対象として、必要な知識や技術を修得させるための講習会を開催する。	9,541	29
13	7-①-21	看護教育体制強化支援事業	継続	医療人材対策室	高度化する医療に対応できる臨床実践能力の高い看護職を養成するため、実習教員の配置や研究活動に係る費用を支援するとともに、各看護師等養成所の創意工夫ある学びを支援することで、看護基礎教育の充実に努める。	27,396	30
14	5-①-5	若者の県内定着のための看護の魅力発信事業	新規	医療人材対策室	県内の医療提供体制を支える看護人材を確保するため、小中学生を対象に看護体験の機会を提供するとともに、地域や医療機関の現状が学べるバスツアーを実施するなど、看護職を目指す若年層を増やす取組を進める。	38,457	31
15	5-②-15	地域医療介護総合確保事業 (病床の機能分化・連携)	継続	地域医療課	地域の不足する医療機能を確保するため、医療機関における病床機能の転換等に必要な施設・設備を整備するなど、医療機関相互の役割分担・連携を推進する。	1,069,116	32
16	5-②-16	地域医療介護総合確保事業 (在宅医療の推進)	継続	地域医療課	在宅医療に関する取組や必要な設備整備を支援するとともに、病院、医科・歯科診療所、訪問看護ステーション、介護施設等の連携を促進するなど、在宅医療体制の構築を推進する。	204,769	33
17	3-④-21	在宅ケア推進事業	継続	医療人材対策室	がん看護や訪問看護に従事する看護師を対象とした実践的な研修を実施するとともに、特定行為研修を修了した看護師を育成するための研修実施体制の維持・強化、制度周知、受講経費の補助による受講推進を図る。	52,985	34
18	3-①-4	地域医療情報ネットワーク拡充支援事業	継続	地域医療課	病院・診療所・薬局・介護施設などの間の医療福祉情報の連携を行うため、地域医療情報連携ネットワーク（キビタン健康ネット）の普及推進の取組を支援するとともに、キビタン健康ネットにより診療情報の提供を行う医療機関に対する支援を行う。	94,540	35

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)	頁
19	1-①-5	双葉地域二次医療提供体制確保事業	継続	地域医療課	ふたば医療センター附属病院の運営費の支援等により、双葉地域の二次救急医療提供体制を確保する。	1,970,984	36
20	1-①-6	避難地域等医療復興事業	一部 新規	地域医療課	避難地域の医療提供体制の再構築を図るため、双葉地域の中核的役割を担う新病院の整備を進めるとともに、「避難地域等医療復興計画」に基づき、医療機関の再開・継続の支援等を行う。	2,174,001	36
21	3-④-1	専門医養成支援事業	継続	医療人材対策室	修学資金被貸与医師等若手医師のキャリア形成と地域医療従事の両立を図るため、特に医師少数区域での需要が今後高まる「総合診療医」の養成を支援するとともに、専門医志向の高い若手医師のキャリア形成環境を拡大するため、専門研修施設の新設を促進することにより、地域医療提供体制の充実を図る。	27,158	37
22	3-④-16	ふくしま国際医療科学センター運営事業	継続	医療人材対策室	福島県立医科大学の「先端臨床研究センター」が行う、最先端の画像診断装置を用いた各種疾患の早期診断や、放射性薬剤の研究開発等の取組を支援することにより、県民の健康の保持・増進を図る。	510,200	38
23	3-④-28	感染症危機管理体制強化事業	新規	感染症対策課	国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新興感染症等の発生・まん延に平時から備えるため、医療提供体制の整備に取り組むとともに、関係機関との連携体制の構築並びに衛生研究所等の検査体制や保健所体制の強化を図る。	84,188	39
24	3-④-2	感染症専門人材養成等事業	継続	医療人材対策室	感染症に関する専門人材である感染管理認定看護師の養成・確保及び感染管理の支援強化に向け、資格取得に要する経費等の補助を医療機関等に行うとともに、県内での養成課程の円滑な運営に向けた取組を進めるなど、県内全体の感染管理の底上げを図る。	45,306	40
25	3-①-24	献血推進事業	継続	薬務課	人間尊重と相互扶助の精神を基本理念とした献血意識の普及啓発を図るため、将来の献血の担い手である県内の中学生を対象に「ジュニア献血ポスターコンクール」を実施し、献血推進ポスターを募集する。	911	41

3 安心して子どもを生み育てられる環境づくり

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)	頁
1	5-①-6	結婚・子育て応援事業	一部 新規	子ども・青少年政策課	結婚を望む人が結婚し安心して子どもを産み育てられる環境を築くため、ふくしま結婚・子育て応援センターを中心に、結婚～子育てまでのライフステージに応じた事業を市町村と連携して行う。また、市町村が独自に実施する少子化対策の支援や、民間企業・団体等による若手社員の交流の場の創出を図る。	375,542	42
2	2-①-2	福島県周産期医療システム整備事業	継続	地域医療課	妊娠、出産から新生児に至る高度で専門的な医療を効果的に提供する総合的な周産期医療体制を整備し、安心して子どもを生み育てることができる環境づくりを図る。	178,315	43
3	3-④-24	ふくしま子ども・女性医療支援センター運営事業	継続	医療人材対策室	質の高い周産期医療を担う医師等を養成するとともに、県民が安心して子どもを生み育てることができる環境を整備するため、福島県立医科大学に設置している、ふくしま子ども・女性医療支援センターの運営に要する経費を支援する。	150,970	44
4	2-①-1	初期救急医療体制整備事業	継続	地域医療課	小児初期救急センターの運営に必要な職員諸手当を補助することにより、地域の小児救急体制を確保し、子育て世代の家族の安心安全の確保を図る。	3,852	45
5	5-①-10	不妊症・不育症支援ネットワーク事業	継続	子育て支援課	福島県立医科大学が設置する「生殖医療センター」における不妊治療体制の充実を図るとともに、同センター内に「不妊専門相談センター」を設置し、不妊や不育症で悩む夫婦等の相談に専門医等が対応できる体制を整備し、安心して子どもを生み、育てられる環境づくりを推進する。	96,428	46
6	5-①-23	不妊治療支援事業	継続	子育て支援課	令和4年4月から治療の一部が保険適用となった不妊治療について、不妊治療のうち体外受精、顕微授精に係る1回の治療費が高額となることから、治療費の一部を助成して経済的負担軽減を図る。	187,795	47
7	5-①-24	妊産婦等支援事業	継続	子育て支援課	家族化・地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が求められていることから、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うための事業を実施する。	921	48
8	5-①-25	市町村妊娠出産包括支援推進事業	継続	子育て支援課	市町村が子ども家庭センターを設置して、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う体制を整備できるよう、市町村等に対して連絡調整会議や研修会を実施する。	228,430	49
9	5-①-26	家庭訪問型子育て支援事業	継続	子育て支援課	ホームスタート事業の中核となるオーガナイザーの人材を確保し、育成するための研修会を実施し、新たな団体の設立に向けた支援を行う。また、子どもやその家族、子育て支援者等を対象とした講演会を開催し、ホームスタート事業の周知を図る。	495	50

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)	頁
10	5-①-27	産前・産後支援事業	継続	子育て支援課	安心して子どもを産み育てる環境を整備するため、妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に、子育てや健康・母乳等に関して、保健師や助産師による相談体制を充実させ、不安解消に努める。また、市町村の保健師や医療従事者に対して研修を実施し、相談対応の充実を図る。	29,458	51
11	5-①-7	えがお輝くふくしまの保育支援事業	新規	子育て支援課	子どもの発達に欠かせない「遊び」が充実するよう専門家の助言による園庭等の改善を実施するとともに、臨床心理士等による特別な配慮を必要とする児童への保育士の対応力向上の支援や、保育士支援アドバイザーによる保育士の離職防止等に繋げる支援を行い、保育環境を一体的に向上させる。	26,410	52
12	5-①-8	未来へつながる性と健康の支援事業	新規	子育て支援課	男女を問わず性や妊娠・出産に関する正しい知識を得、それを踏まえた年代に合わせた健康管理が行えるよう支援することで、県民が安心して妊娠、出産、子育てできることを目指す。	26,929	53
13	5-①-37	教育・保育施設整備事業（安心こども基金）	継続	子育て支援課	保育所等の教育・保育施設の整備を行う市町村に対して、「安心こども基金」を活用し支援を行うことで、保育の受け皿の確保を促進する。	338,914	54
14	5-①-36	認定こども園施設整備事業	継続	子育て支援課	社会福祉法人等が行う認定こども園の設備整備に対して、国からの交付金を活用して支援する。	10,900	55
15	5-①-34	保育対策総合支援事業	継続	子育て支援課	保育人材の確保等を行う市町村に対し、実施に必要な経費の一部を補助することにより、地域の実情に応じた保育需要に対応する。 また、保育所等において医療的ケア児を受け入れる市町村に対し、看護師配置等の費用の一部を補助することにより、医療的ケア児の受入れを促進する。	251,689	56
16	5-①-35	保育士修学資金貸付等事業	継続	子育て支援課	保育士資格取得を目指す学生に対する修学資金や潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用等の貸付を行い、保育人材の確保を図る。	176,049	57
17	5-①-38	保育人材確保対策事業	一部 新規	子育て支援課	潜在保育士の再就職支援や保育所の潜在保育士活用支援等を行う「保育士・保育所支援センター」を設置し、保育人材の確保を図る。	9,704	58
18	5-①-39	保育人材総合対策事業	継続	子育て支援課	県内の保育施設等における保育士の安定的な確保・定着を図るため、指定保育士養成施設や保育関係団体、雇用関係機関と連携し、保育人材の総合的な対策を行う。	10,989	59

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)	頁
19	5-①-42	認可外保育施設運営支援事業	継続	子育て支援課	認可外保育施設に入所する児童の健康管理、保育環境や職員の質の向上を図るため、経費の補助や研修を実施する。	4,365	60
20	5-①-43	保育所等安全対策推進事業	一部 新規	子育て支援課	保育所や認定こども園、認可外保育施設等における安全対策を推進するため、巡回指導や研修を行うなど、事故の未然防止を図る。	11,232	61
21	5-①-40	保育の質の向上支援事業	継続	子育て支援課	保育所、認定こども園、地域型保育事業、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業に従事する職員の資質向上及び人材確保を図るため、各種研修を実施する。	42,094	62
22	5-①-41	病児保育促進事業	継続	子育て支援課	県内の病児保育事業の実施促進を図るため、病児保育施設の広域利用及び施設整備を行う市町村を支援する。	15,558	63
23	5-①-52	放課後児童クラブ施設整備事業	継続	子育て支援課	放課後児童クラブの整備を行う市町村に対し、整備費用の一部を補助することにより、児童受入の環境整備を促進する。	48,560	64
24	5-①-31	ふくしま保育料支援事業	継続	子育て支援課	保育所等に入所する第3子以降の3歳未満児にかかる保育料について、市町村が減免する額の一部を支援する。	94,526	65
25	5-①-50	こどもの居場所づくり支援事業	一部 新規	子ども・青少年政策課	こどもたちの社会的孤立を防ぎ、支援が必要なこどもたちやその家族を支援機関に繋げることを目的として、こどもの居場所づくりの取組を支援する。 経済的に困窮している子育て世帯の支援を目的とした「コミュニティリッジ（公共冷蔵庫）」の開設に必要な経費を補助する。	12,465	66
26	5-①-28	次世代育成支援対策施設整備事業	新規	子育て支援課	児童館やこども家庭センターの整備を行う市町村等に対し、国からの交付金を活用し、整備費等の一部を補助する。	135,582	67
27	5-①-47	地域の子育て支援事業	継続	子育て支援課	子ども・子育て支援新制度に基づく各市町村子ども・子育て支援計画に従い、市町村が実施する事業を支援するために交付金を交付する。	3,097,452	68

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)	頁
28	5-①-56	児童相談所相談体制強化事業	一部 新規	児童家庭課	児童相談所において、児童及び保護者に対する相談対応を行うほか、職員の資質向上に向けた研修受講などを行う。	43,393	69
29	5-①-32	子どもの心のケア事業	継続	児童家庭課	震災・原発事故により不安を抱える子どもの心の中長期的に見守っていくため、地域や学校等を訪問して相談対応を行うほか、地域における行政、医療、福祉、教育等の関係機関の連携による支援体制の強化に取り組む。	151,366	70
30	5-①-59	医療的ケア児支援事業	一部 新規	児童家庭課	医療的ケア児及びその家族等に対し相談支援等を行う医療的ケア児支援センターの運営や、地域で支援の総合調整を担う医療的ケア児等コーディネーターの養成等を行うほか、市町村に対し支援体制整備を図るための費用を補助する。	15,593	71
31	5-①-60	こどもの夢を応援する事業	継続	こども・青少年政策課 児童家庭課	子どもたちの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、様々な支援制度を活用してもらうための取組や、社会的養護を必要とする児童の自立に向けた支援を行う。	36,304	72
32	5-①-58	母子家庭等自立支援総合対策事業	継続	児童家庭課	ひとり親家庭の自立促進を図るため、就業相談、求人情報の提供、就職に有利な資格取得の支援等を行うとともに、生活一般の相談支援や講習会・交流会を実施する。また、ひとり親家庭の子どもに学習支援等を行う市町村に対して補助金を交付する。	44,561	73
33	5-①-48	やさしさあふれるふくしま子育て応援事業	新規	こども・青少年政策課	福島県で子育てを行いたいという県民が増えるよう、地域社会や企業とともに子育て応援パスポートや子育て応援駐車場の取組を推進し、こどもや子育て中の人々を応援する気運の醸成を図る。	13,570	74
34	5-①-53	妊婦にやさしい遠方出産支援事業	新規	子育て支援課	周産期医療体制の集約により居住地によって分娩取扱施設までのアクセスに差が生じていることから、遠方で出産する必要のある妊婦等に対して、分娩取扱施設までの交通費及び宿泊費を助成する事業を実施する市町村に対して補助する。	9,060	75
35	5-①-9	ヤングケアラー支援体制強化事業	一部 新規	児童家庭課	ヤングケアラー（家族の世話等を担う子ども）の早期発見と早期支援のため、関係機関向けの各種研修、市町村のヤングケアラー支援体制強化、児童等への周知啓発、当事者向けSNS相談窓口の設置等を行う。	23,331	76
36	5-①-46	地域で支える子育て推進事業	継続	こども・青少年政策課	地域全体で子育てを支援する機運の一層の向上を図るため、民間団体が行う地域の子育て支援等の取組や市町村の創意工夫により実施する子育て支援の事業に対して補助を行う。	8,533	77

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)	頁
37	5-①-44	世代間交流による地域コミュニティ再構築事業	継続	こども・青少年政策課	社会全体で子育てを支援するため、昔ながらの遊びや伝統を子どもたちに伝える「地域の寺子屋」を県内各地に拡大し、本県の復興を担う子どもたちを社会全体で育てる。	3,405	78
38	5-①-33	児童福祉施設等給食体制整備事業	継続	こども・青少年政策課	児童福祉施設等の給食用食材に対する保護者等の不安を軽減し、給食に関してより一層の安全・安心を確保するため、児童福祉施設等の給食の検査体制の整備を図る。	131,473	79
39	5-①-45	チャレンジふくしま豊かな遊び創造事業	継続	こども・青少年政策課	屋内遊び場の整備及び運営に要する費用について市町村に補助することで、子どもたちの体を動かす機会を確保する。併せて、外遊びの機会を確保し、福島未来を担う子どもたちの健やかな成長を促す。	246,613	80
40	5-①-29	被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業	継続	こども・青少年政策課 子育て支援課	子育て世帯を訪問し、生活・育児の相談に対応するとともに、復興公営住宅等に住んでいる子どもが安心して過ごすことができる環境づくりを行う。また、子どもの運動機会を確保するために開催するイベントや被災児童に対する心身の健康に関する相談・援助等を行う市町村へ補助を行う。	27,489	81
41	5-①-30	子どもの医療費助成事業	継続	児童家庭課	県内で安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めるため、市町村が行う18歳以下の医療費無料化事業に必要な費用を補助する。	4,153,124	82
42	5-①-49	青少年会館運営費補助事業	継続	こども・青少年政策課	本県における青少年健全育成の中核を担う福島県青少年会館の円滑な運営を図るため、(公財)福島県青少年育成・男女共生推進機構に対し、運営費及び施設整備関連工事の一部に対して補助を実施する。	31,576	83
43	3-④-3	ひきこもり対策推進事業（ひきこもり支援体制強化モデル事業）	継続	こども・青少年政策課	ひきこもり本人やその家族の一次相談窓口として「ひきこもり相談支援センター」を運営する。また、各保健福祉事務所において、ひきこもり家族教室や公開講座を開催する。さらに、地域連携による居場所の掘り起こし、ひきこもりサポーターの養成を目的とした研修会を開催する。	10,040	84
44	5-①-51	こどもを守る情報モラル向上支援事業	継続	こども・青少年政策課	家庭や学校での子どものインターネット利用に関する基礎知識の習得度合いと利用状況を把握し、その向上と改善を図る支援システム「ふくしま情報モラル診断」を運用する。	3,960	85
45	5-③-5	ふくしまのこどもの意見を社会に届ける事業	新規	こども・青少年政策課	「こども・若者の地域への定着」をテーマとした探究活動を行い、子どもたちが地域への定着又はUターンを考えるきっかけづくりを行い、将来の地域づくり・復興創生の担い手を確保するとともに、こどもまんなか社会の実現に向けて、こどもたちからの意見聴取を行う。	2,350	86

4 いきいき暮らせる地域共生社会の推進

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)	頁
1	2-④-10	地域共生社会構築支援事業	継続	社会福祉課	誰もが生き生きと暮らせる地域共生社会の実現に向けた地域づくり強化のため、市町村支援及び人材育成に取り組む。	9,455	87
2	3-④-7	日常生活自立支援事業	継続	社会福祉課	認知症高齢者や知的・精神障がい等により判断能力が低下し、日常生活を営むのに支障がある者に対し、金銭管理などの援助を行い自立を支援する。	71,764	88
3	3-①-14	避難者見守り活動支援事業	継続	社会福祉課	東日本大震災の被災地及び被災地からの避難者を受け入れている地域において、生活支援相談員を配置するなど、被災者の見守り・相談支援、孤立防止のための支援等を行う。	684,575	89
4	1-①-4	高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業	継続	高齢福祉課	避難指示解除区域内において、高齢者等が安心して健康に暮らせるよう、総合相談、地域交流サロン、デイサービス等の介護支援サービスを提供する高齢者等サポート拠点の設置・運営について支援する。	152,881	90
5	3-④-11	被災者の心のケア事業	継続	障がい福祉課	東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故により高いストレス状態にある県民及びその支援者に対する心のケアの拠点として、心のケアセンターを県内各方に設置し、訪問活動や支援者への研修会等を実施する。	573,331	91
6	3-④-12	自殺対策緊急強化事業	継続	障がい福祉課	自殺対策のため、テレビCM等による普及啓発や市町村が行う人材育成や自殺対策事業への支援、民間団体が行う事業への補助、自殺対策推進センターの運営、SNS等を活用した相談対応などを実施する。	79,715	92
7	3-④-8	被災地介護サービス提供体制再構築支援事業	継続	社会福祉課 高齢福祉課	避難指示解除区域の介護施設等に就労を予定している方への就職準備金等の貸与や県内外の介護施設からの介護職員の応援による人材確保を行うとともに、介護施設等の経営強化等を支援することで、避難者の帰還を促進する。	242,279	93
8	3-①-2	介護のしごと魅力発信事業	一部 新規	社会福祉課	介護人材の確保と良質な介護サービスの提供に向け、若手介護職員等を高校に派遣する交流会や親子向け介護イベント等を実施し、次世代を担う若い世代に介護の魅力とやりがいを発信する。	31,099	94
9	3-①-15	福祉・介護人材プロジェクト（イメージアップ事業）	一部 新規	社会福祉課	福祉・介護の職場見学会や学校向け福祉・介護の仕事説明会等を実施するとともに、人材育成等に取り組む介護事業者を認証評価することなどにより、福祉・介護のイメージアップを図る。	29,398	95

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)	頁
10	3-①-16	福祉・介護人材プロジェクト（マッチング事業）	継続	社会福祉課	福祉・介護の合同就職説明会やハローワークでの出前相談等を実施することにより、介護事業者と求職者のマッチングを図る。	48,787	96
11	3-①-17	福祉・介護人材プロジェクト（人材確保事業）	継続	社会福祉課	介護に関する入門的研修や県立高校普通科における特色のあるコース制導入校の生徒に対する介護の出前講座等を実施することにより、福祉・介護人材の確保を図る。	34,147	97
12	3-①-18	福祉・介護人材プロジェクト（外国人人材確保）	新規	社会福祉課	外国人介護留学生に対する奨学金支給や外国人介護人材とのコミュニケーション促進等に取り組む事業者への補助を行うとともに、外国人介護人材や受入れ施設職員等を対象とした研修会等を実施するなど、受入れ環境を整備することにより、外国人介護人材の確保を図る。	37,494	98
13	3-①-19	福祉・介護人材プロジェクト（人材育成事業）	継続	社会福祉課	学生を対象とした介護職員初任者研修や新任介護職員を対象とした介護技術の向上を図る研修等を実施することにより、福祉・介護人材の育成を図る。	51,242	99
14	3-①-20	福祉・介護人材プロジェクト（人材定着事業）	継続	社会福祉課	キャリアパス制度に関する研修等のほか、優秀な職員を表彰する「キラリふくしま介護賞」や新任職員を激励する「福祉・介護職員のつどい」等を実施することにより、福祉・介護人材の定着を図る。	19,713	100
15	7-①-2	I C T等を活用した介護現場生産性向上支援事業	一部 新規	高齢福祉課	少子高齢化の進行等により、介護施設での人材不足に拍車がかかっており、介護職員の負担軽減や離職防止、定着促進を図るため、県内介護事業所に対して介護ロボットやICTを普及促進し、介護現場の生産性向上を目指す。	287,774	101
16	3-①-21	精神科救急医療システム整備事業	一部 新規	障がい福祉課	夜間・休日において、病状の急変等により緊急に精神医療を必要とする者の適切な医療を確保するため、診療応需体制をシステム化し、精神疾患の再発防止や地域生活支援を図る。また、指定医輪番制を構築し、持続可能な精神科救急の制度構築を行う。	108,952	102
17	3-①-22	広域的支援事業	継続	障がい福祉課	障害者総合支援法では、障がい者に対する一般的な相談支援事業は市町村、広域的・専門的相談支援や地域における相談支援体制整備のための広域的支援は県の役割と位置づけられていることから、県自立支援協議会の活動を通じて市町村単位を超えた広域的支援を実施する。	2,309	103
18	3-④-9	精神科病院入院患者地域移行マッチング事業	継続	障がい福祉課	震災の影響により、県内外の医療機関に転院を余儀なくされた入院患者の本県への帰還、地域移行を促進するため、転退院調整コーディネーターを配置し、患者の意向確認、症状等を踏まえた転退院調整を行う。	6,863	104

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)	頁
19	3-④-10	精神障がい者アウトリーチ推進事業	継続	障がい福祉課	居宅生活を行っている精神障がい者のうち、未受診や受療中断等、自らの意思により受診できない者で日常生活上の危機が生じている者に対して、多職種チームを配置し危機介入包括支援を行うことにより、地域生活継続のための支援を行う。	67,671	105
20	7-①-18	授産振興対策事業（農福連携体制強化事業）	継続	障がい福祉課	農業分野での障がい者の就労に対する農業サイドにおける認知度向上を図り、障がい者の活躍の場を創出し、障がい者の職域と収入の拡大を図るため、農福連携の特色を生かした障がい者施設商品の付加価値向上を図る。	4,767	106
21	5-①-54	困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業	新規	児童家庭課	困難な問題を抱える女性が相談へ繋がり、それぞれの意思を尊重されながら最適な支援を受けることができる体制を構築するため、関係機関との調整、市町村への研修等の実施、民間団体への支援・補助などを実施する。	41,044	107
22	5-①-57	こどもの見守り・自立応援事業	継続	児童家庭課	児童虐待の予防活動ほか、里親等から自立する子どもが安心して社会に巣立つことができるよう、相談体制の充実・強化等を図る。	80,702	108
23	5-①-55	虐待から子どもを守る総合対策推進事業	継続	児童家庭課	児童虐待の未然防止及び迅速かつ適切な対応に向けて、関係機関の連携強化、児童相談所職員の専門性向上、市町村における相談体制強化への支援などを行う。	25,944	109

5 誰もが安全で安心できる生活の確保

整理番号	重点番号	事業名	区分	担当課	事業概要	事業費 (単位：千円)	頁
1	3-①-23	水道事業基盤強化・広域連携推進事業	継続	食品生活衛生課	本県の水道の方向性を示した福島県水道ビジョン、広域化の推進方針・これに基づく当面の具体的取組を示した福島県広域化推進プランに基づき、市町村等の水道事業の支援を行い、水道事業の基盤強化・広域連携を促進する。	9,019	110
2	3-③-10	水道水質安全確保事業	継続	食品生活衛生課	飲料水の安全性を確保するため、水道水及び飲用井戸水の放射性物質モニタリング検査を実施する。	14,677	111
3	3-①-3	福島県産加工食品の安全・安心の確保事業	継続	食品生活衛生課	ふくしまHACCPアプリを用いた導入研修会を県内各地で開催し、食品事業者のHACCP導入の支援を図る。また、これまでに県が実施した食品中の放射性物質検査の統計解析結果を県内外の消費者にわかりやすく周知する。	18,222	112
4	3-③-11	食品中の放射性物質対策事業	継続	食品生活衛生課	飲料水及び加工食品の放射性物質検査に必要な人員を確保するとともに、県産農林水産物等を原材料とする加工食品の検査を実施し、その結果を速やかに公表する。また、県産加工食品の輸出を回復・促進するため、県内事業者を対象に輸出に際して障害となるHACCP等への対応経費を補助する。	41,221	113
5	3-⑥-5	社会福祉施設危機対応強化支援事業	継続	高齢福祉課 障がい福祉課	大規模災害発生時においても社会福祉施設が利用者に必要なサービスを継続的に提供できるよう、被災施設への職員派遣等について定めた「施設間相互応援協定締結」、「相互支援ネットワーク」の促進に向けた取組を行う。	12,590	114
6	3-⑥-10	災害時健康危機管理体制整備事業	一部 新規	保健福祉総務課	大規模災害時において、被災地の保健医療の指揮調整機能を応援し、防ぎ得た死、二次的健康被害の最小化を図ることを目的とした、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）を設置し、大規模災害時に対応できるよう体制を強化する。	2,703	115
7	3-⑥-11	広域災害福祉支援ネットワーク構築支援事業	継続	社会福祉課	災害時の福祉支援体制や具体的な活動の環境整備等について検討、協議するため、協議会の開催等を行う福島県広域災害福祉支援ネットワーク協議会事務局を県に設置する。また、福島県災害派遣福祉チームの構成員に対する研修を行うことで、災害発生直後から迅速に行動できる体制を整備する。	3,366	116

1-1(一部新)ふくしま脱メタボプロジェクト事業 (R5 99,654千円)

福島県の現状

≪福島県民の健康指標の現状≫

メタボリックシンドロームの割合は全国ワースト4位、食塩摂取量は全国ワースト2位など、県民の健康指標は悪い状況が続いている。

≪「第2次健康ふくしま21計画」の最終評価を令和4年度中に実施≫

計画の最終評価値において、健康寿命の延伸は目標を達成したものの、特にメタボ、肥満該当者の割合等は改善が見られず、早急に効果的な対策を講ずる必要がある。

指標	計画策定時	目標値	最新値	総合計画目標値
メタボ・予備群該当者	28.8% (H20)	21% (R4)	31.9% (R3)	21% (R12)
肥満者の割合 (男性)	33.2% (H22)	27% (R4)	38.8% (R1)	—
肥満者の割合 (女性)	23.4% (H22)	20% (R4)	26.2% (R1)	—

〈参考〉健康寿命については、男女ともに目標を達成している。

	目標値 (R4)	最終評価値 (R1)
男性	71.74年	72.28年
女性	75.32年	75.37年

事業内容

1 脱メタボ広報プロジェクト事業

県民総参加で健康づくりを実践していくために、より分かりやすく脱メタボを意識したスローガンのロゴを作成し、県内に広く普及啓発を実施する。

2 測って目指そう適正体重キャンペーン

全県民を対象に、ふくしま健民アプリの体重記録機能を使って毎日体重を記録して習慣化するキャンペーンを開催する。

3 大規模事業所と連携したメタボ改善モデル事業

事業所給食と運動の両面から健康課題の改善に取り組む事業実施を支援する。

4 市町村健康づくり強化支援事業

(1) 市町村健康づくり地域懇談会事業

地域での意見交換会の実施や市町村に対する個別支援等により、健康課題の要因分析や健康づくり事業の見直し・検討を行う。

(2) 市町村先駆的民間プログラム活用事業

市町村における民間企業のノウハウを活用した効果的な事業実施を支援する。

5 楽しく健康的な運動環境づくりプロジェクト

(1) 県民総参加バーチャルウォーキング大会

健民アプリを活用し、行動経済学のバンドワゴン効果によるバーチャルウォーキング大会を開催する。

(2) ふくしまウォーキングデイ事業

毎月1, 11, 21日を徒歩の日として、公共交通機関の利用を促しつつ、歩くことを普及啓発を実施するとともに、ふくしま健民アプリ活用し行動変容を促す。

6 ふくしま健民パスポート事業

県民が健康づくりに参加しやすいよう、インセンティブを付与する仕組みを取り入れた「ふくしま健民アプリ」の活用や市町村との連携事業による「ふくしま健民パスポート事業」を実施する。

参加目標数
10,000人

参加目標数
3事業所
600人

実施目標数
7地域

実施目標数
25市町村

アプリ利用者の平均歩数
+1,000歩

アプリ年間DL数
+10,000件

1-2 健康長寿ふくしま推進事業

(R5) 210,064千円
270,934千円)

健康づくり推進課

事業内容

背景・目的・概要

震災等以降、県民の生活習慣が大きく変化した影響から、各種健康指標が悪化しているため、健康指標の回復と、さらには健康長寿県の実現に向け、各種取組を実施する。

<福島県版健康データベース事業 19,286千円>

・各市町村や各医療保険者等がそれぞれ保持していた健診や医療、介護等の各種データを集約（FDB）し、年次毎に更新を行う。

<ふくしま健康情報ステーション事業 110,819千円>

・FDBデータを活用し、健康データの見える化を行い、効果的な健康情報を発信する。
・県や市町村に向け、効果的な健康増進対策等への助言や支援、調査を行う。等

<「ふくしま健民」プロジェクト事業 33,945千円>

・健民プロジェクト大使やメディアを活用した各種普及啓発の実施。

<糖尿病重症化予防・慢性腎臓病（CKD）対策事業 6,710千円>

・かかりつけ医等に対して糖尿病治療に関する研修を実施し、関係者の連携強化を図るとともに、重症化を予防するための体制を構築する。

<被災地域の健康課題解決支援事業 34,354千円>

・FDBデータ等を活用し、被災した自治体の健康増進・改善を図る。

<県民健康リテラシー推進事業 4,950千円>

・主に働き盛り世代の健康課題に対応した健康教育動画コンテンツの整備。

事業イメージ

各種普及啓発・健康づくり支援

「ふくしま健民」プロジェクト事業

糖尿病重症化予防・慢性腎臓病（CKD）対策事業

被災地域の健康課題解決支援事業

県民健康リテラシー推進事業

助言・支援・調査

健康関連データの分析・見える化

福島県版健康データベース事業

活用

ふくしま健康情報ステーション事業

1-3 健康長寿ふくしま推進体制等強化事業

健康長寿ふくしま推進体制等強化事業

健康長寿ふくしま会議

◆ **各専門分野の38団体が共働して地域と職域が連携した健康づくりの取組を企画・実践・評価**

知事をトップとし関係団体代表者で構成する新たな推進体制

<下部組織>

<地域・職域連携推進部会>

- ・保健事業の情報交換・支援
- ・健康データの分析・評価
- ・健康課題の共有・対策検討

<健康ふくしま21評価検討会>

- ・健康ふくしま21計画の評価検討
- ・健康ふくしま21計画の見直し検討

<健康経営推進部会>

- ・健康経営の普及啓発
- ・健康経営優良事業所認定・表彰
- ・健康経営の取組支援

連動

トップセミナー

連動

啓発

啓発

地域保健の取組

県・市町村・保健団体等による取組

内容: 各種保健サービス活動及び各健康づくり事業の推進強化
 <県事業例> 健康長寿ふくしま推進事業、ふくしまおいしく減塩緊急対策事業
 被災者健康サポート事業
 その他食・運動・社会参加を柱にした各健康づくり事業

効果: 県民の健康寿命の延伸と健康格差の縮小

職域保健の取組

企業・事業所等による取組

内容: 企業の健康経営による働く世代とその家族への健康増進
 <県事業例> 「元気で働く職場」応援事業
 ふくしま健康経営優良事業所認定・表彰
 空気のきれいな施設・車両認証制度

効果: 働く世代及びその家族の健康寿命の延伸と健康格差の縮小

連携

全国に誇る健康長寿県の実現

1-4 被災者健康サポート事業

事業内容

背景・目的

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故により被災し、借上げ住宅や復興公営住宅において生活している被災者等を対象に、健康状態の悪化予防や健康不安の解消等を図るための健康支援活動を行うとともに、それらを実現、継続させるための市町村の実施体制を整備することを目的とする。

事業概要

(1) 復興期における被災市町村の健康支援活動整備事業 …1,046千円

被災市町村自らが必要な保健事業を住民に提供できる体制の構築を目指し、県庁内各課、保健福祉事務所等が体制整備のために会議を行う。

(2) 仮設・借上げ住宅における保健活動支援事業 ……16,130千円

復興公営住宅や自宅再建などに移行が進む中で、高齢者や経済的な理由により仮設・借上げ住宅で生活を続けている被災者に対する健康支援を継続して実施するため、専門職人材の確保や保健事業を行うに被災市町村に補助をする。

ア 市町村保健医療専門職雇用支援事業

イ 市町村被災地健康支援事業

ウ 市町村被災した子どもの健康等総合支援事業

(3) 復興公営住宅等における保健活動支援事業 ……144,541千円

復興公営住宅等での生活状況の変動に伴う多様な課題を抱える避難者への対応・支援を実施する。

また、生活習慣病予防及び重症化予防の個別支援を継続して実施する。

ア 県機関による保健医療専門職活用による市町村健康支援事業

イ 復興公営住宅等での健康支援体制整備事業

ウ 被災市町村健康推進事業

エ 県外避難者健診体制整備事業

オ 被災市町村におけるナッジ理論に基づく健康支援体制整備事業

重点番号 3-④-14 **1-5 県民健康調査事業**
 重点番号 3-④-15 **1-6 県民健康調査支援事業**

3, 430, 471千円 (R5 3,640,876千円)
 91, 579千円 (R5 130,747千円)

県民健康調査課

1-5 県民健康調査 (全県民対象)

線量を把握 (基礎データ)

基本調査

対象者：平成23年3月11日時点での県内居住者
 方法：自記式質問票
 内容：3月11日以降の行動記録
 (被ばく線量の推計評価)

継続して管理

県民健康管理ファイル

☆健康調査や検査の結果を
 個人が記録・保管
 ☆放射線に関する知識の普及



データベース

◆県民の長期にわたる健康管理と治療に活用
 ◆健康管理をとおして得られた知見を次世代に活用

- ・ホールボディカウンター
- ・個人線量計 (補助金交付)
- ・甲状腺検査機器整備補助
 対象：県内の医療機関

1-6

健康状態を把握

詳細調査

甲状腺検査

対象者：震災時概ね18歳以下の全県民
 内容：甲状腺超音波検査

健康診査 (既存の健診を活用)

対象者：避難区域等の住民
 内容：一般健診項目+白血球分画等

対象者：避難区域等以外の住民
 内容：一般健診項目

職場での健診や市町村が行う住民健診、
 がん検診等を定期的に受診することが、
 疾病の早期発見・早期治療につながる。

「既存健診対象外の県民に対する健康診査」の実施

こころの健康度・生活習慣に関する調査 (避難区域等の住民へ質問紙調査)

妊産婦に関する調査 (不安の軽減や必要なケアの提供)

フォロー 相談・支援

1-7(新)健康経営トータルサポート事業

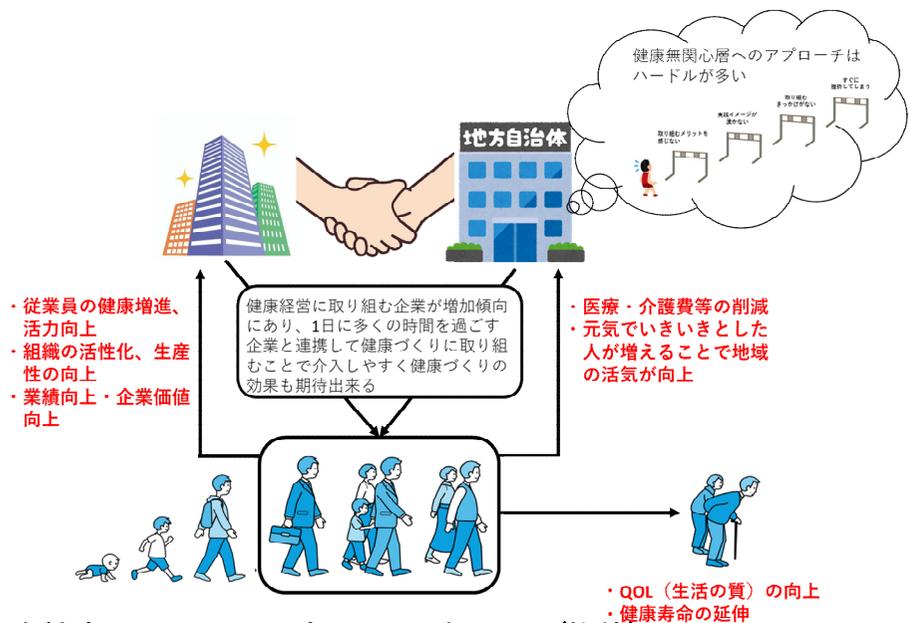
福島県の現状

《福島県民の健康指標の現状》

東日本大震災以降、県民の健康指標は大きく悪化した。現在もメタボ該当者の割合は全国ワースト4位、急性心筋梗塞死亡率は全国ワースト1位、肥満傾向児の子どもの割合がすべての年齢(5~17歳)で全国平均を上回る等、悪い状態が続いている。

《「第三次健康ふくしま21計画」の基本理念の実現に向けて》

第三次健康ふくしま21計画の基本理念である「誰もがすこやかにいきいきと活躍できる笑顔あふれる健康長寿ふくしまの実現」のため、「社会環境の質の向上」を図る施策として、健康経営に取り組む企業数を増加させるとともに、取組の更なる充実を図ることにより、健康経営の更なる普及及び働き盛り世代の健康増進を図る。



《「第三次健康ふくしま21計画」の目標項目(抜粋)》

健康経営に取り組む企業の増加 (ふくしま健康経営優良事業所の増加)	279社 (R4)	→	500社 (R14)
--------------------------------------	--------------	---	---------------

事業内容

【事業目的】

健康経営の取組開始から発展・維持期まで、事業所の取組状況に応じて包括的に支援することで、健康経営に取り組む中小事業所を継続的に増加させるとともに、取組の更なる充実を図ることにより、健康経営の更なる普及と働き盛り世代の健康増進を目指す。

※福島県の中小企業数：60,140社（H28経済センサスより集計・未公表）

(1)健康経営スタートアップ支援事業

健康経営に「新たに」取り組む事業所の増加を図るため、関係機関とのネットワーク強化や相談窓口等の情報の一元化、リーフレットの作成、実務担当者向けセミナーを開催することで、県内事業所の健康経営マインドの裾野の拡大及び実践の第一歩を促進する。

セミナー
参加目標数

450社

・3年間で1,500社程度に発信
・参加企業から他の企業への波及も期待

(2)「元気で働く職場」応援事業

中小事業所等を対象に保健福祉事務所が核となり、健康課題の整理や巡回支援等を行い、モデル的な取組を支援することで健康経営を推進する。

参加目標数

12社

(3)健康経営優良事業所の認定及び表彰

健康経営に関する牽引企業を醸成し、働く世代の健康寿命の延伸等に資するため、従業員の健康づくりに積極的な取組を行っている中小事業所を健康経営優良事業所として認定・表彰する。

認定目標数

320社

(4)健康経営フォローアップ支援事業

健康経営に取り組む事業所が取組を継続できるよう、保健福祉事務所が核となり、地域・職域保健関係者と連携しながら、事業所の情報交換会等を開催する。

参加目標数

180社

事業内容

背景・目的・概要

たばこは、肺がんを始めとするがんや虚血性心疾患などの循環器疾患、糖尿病等の生活習慣病につながる最大のリスク因子であり、さらに、受動喫煙のような短期間かつ少量の取り込みによっても様々な健康被害が生じるとされている。

このため、たばこ対策は総合計画に掲げる「全国に誇れる健康長寿県」を目指す上で必要不可欠な施策であり、健康寿命の延伸に寄与することを目的として県民への喫煙対策と受動喫煙防止対策を推進していく。

課題

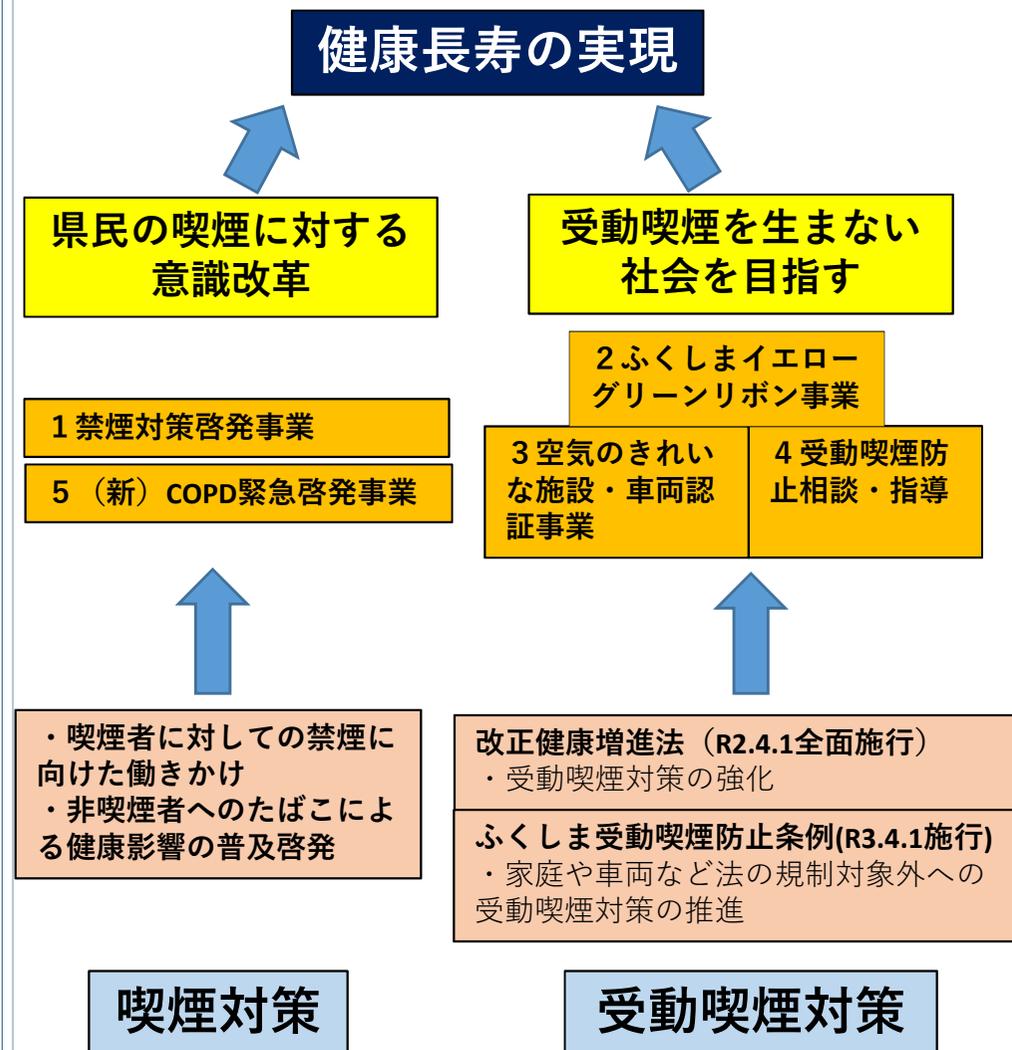
本県の喫煙率は、全国平均と比較して高い数値で推移しており、喫煙率21.4%（2022年国民健康基礎調査）と全国ワースト1位となっている。（全国平均16.1%）

男女別にみても、男性はワースト1位（33.2%（全国25.4%））、女性はワースト2位（10.5%（全国7.7%））と男女ともに高い割合を占めており、健康長寿県を目指す上で、県民の喫煙率の低下が求められる。

事業内容

- 1 禁煙対策啓発事業..... 584千円
 - ・世界禁煙デー・禁煙週間における啓発活動
- 2 ふくしまイエローグリーンリボン事業..... 2,056千円
 - ・たばこ川柳コンテスト
 - ・イエローグリーンリボン検定
- 3 空気のきれいな施設・車両認証事業..... 71千円
 - ・認証施設・車両へのステッカー交付
- 4 受動喫煙防止相談指導..... 89千円
 - ・喫煙室等の設置運用等の指導
 - ・健康増進法義務違反時の指導等
 - ・公共施設受動喫煙防止状況調査
- 5 (新) COPD緊急啓発事業..... 1,096千円
 - ・市町村検診での啓発活動
 - ・事業所への保福の巡回支援

事業イメージ



重点番号5-②-10 1-9(一部新)歯科保健総合対策事業

2, 108千円
(R5 6,913千円)

健康づくり推進課

事業内容

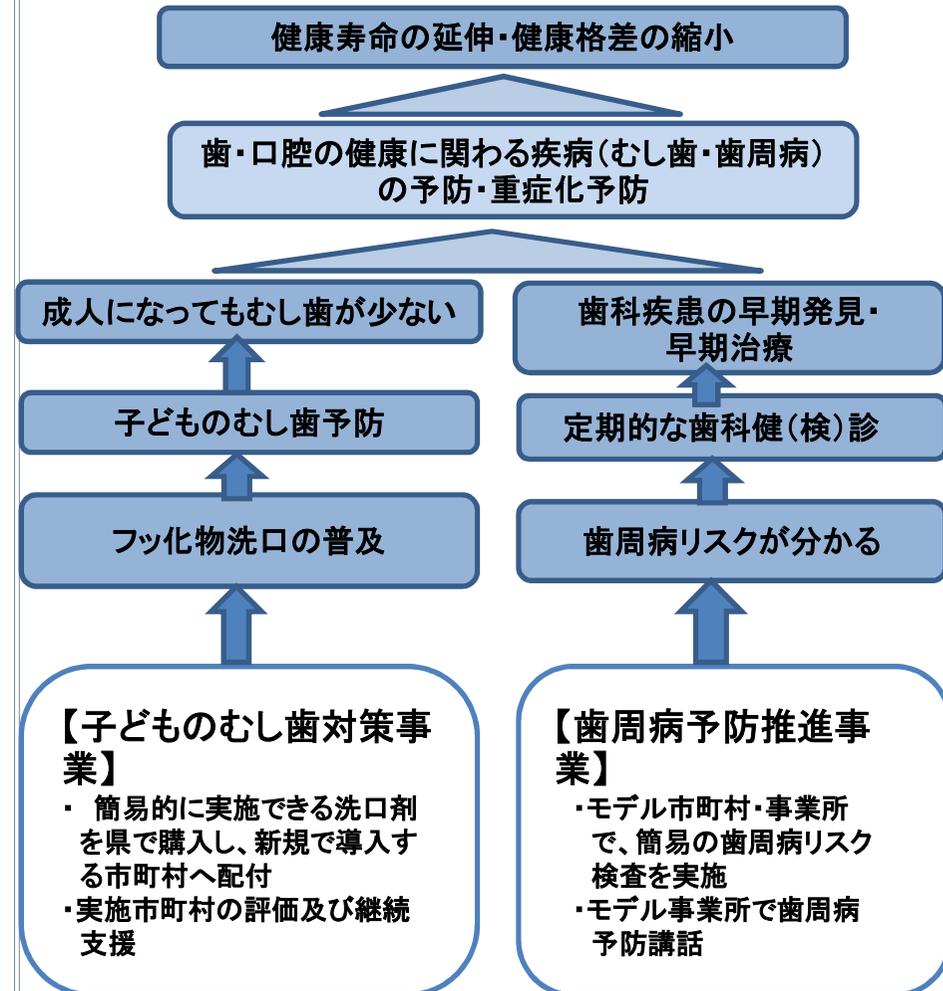
背景・目的・概要

口腔の健康は、全身の健康に深く関わり、健康寿命の延伸を図るためには口腔の健康が必要不可欠である。しかし、本県においては、子どものむし歯が多く、また40歳代で約半数が歯周病に罹患しております。そのため、子どもの頃からのむし歯予防を図るため、安全で高い効果が得られるフッ化物洗口事業を推進するとともに、成人期における歯周病予防のため、モデル市町村及びモデル事業所において、簡易の歯周病リスク検査を実施し、その結果を提供することで、歯科医療機関受診の勧奨をするとともに、歯周病予防に関する知識や適切な歯科保健行動の啓発により、歯科疾患の予防を推進する。

事業内容

- 子どものむし歯対策事業……………1,495千円
○課題
う蝕予防にはフッ化物洗口が有効だが、養護教諭等の多忙等から取組が進まない市町村がある。
○強化ポイント
フッ化物洗口未実施市町村において、簡易的に実施できる洗口剤を県で購入し、新規で導入する市町村へ配付し、導入促進を図る。
実施市町村の評価及び継続支援を行う。
- 歯周病予防推進事業……………613千円
○課題
成人の歯周病罹患率が多い状態であるが、市町村における40歳以上の成人歯科検診の実施率は約半数に留まっている。
○強化ポイント
モデル市町村・事業所で歯科医療機関受診の動機づけとして、簡易の歯周病リスク検査を実施し、その結果の提供、助言や受診勧奨を行うことで、成人歯科健(検)診受診に繋げる。

事業イメージ



1-10(一部新)がん対策推進事業

25,196千円
(R5 19,289千円)

健康づくり推進課

事業内容

背景・目的・概要

「健康長寿 予防・早期発見推進事業（R元～R3）」において、がんを含む生活習慣病の予防・早期発見にかかる事業を実施してきた結果、特定健診の受診率は増加傾向で推移している。（H29年度52.4%、H30年度53.8%、R元年度54.7%：厚生労働省 特定健康診査・特定保健指導に関するデータ）一方、がん検診受診率は5がん（胃・肺・大腸・乳・子宮）全てにおいて減少傾向にあり、がんは本県における死因の第1位(24.9%)を占め、県民の約4人に1人ががんによって死亡している現状があることから、がん対策の取り組みを強化する必要がある。

総合計画に掲げる「全国に誇れる健康長寿県」を目指し、がんの死亡率を減少させるために、早期発見・早期治療につながる精度の高いがん検診を実施し受診率を向上させることや、県民へのがんに対する知識の普及が重要であることから、利用しやすく質の高いがん検診の体制整備と県民相互の検診受診勧奨活動等を推進していく。

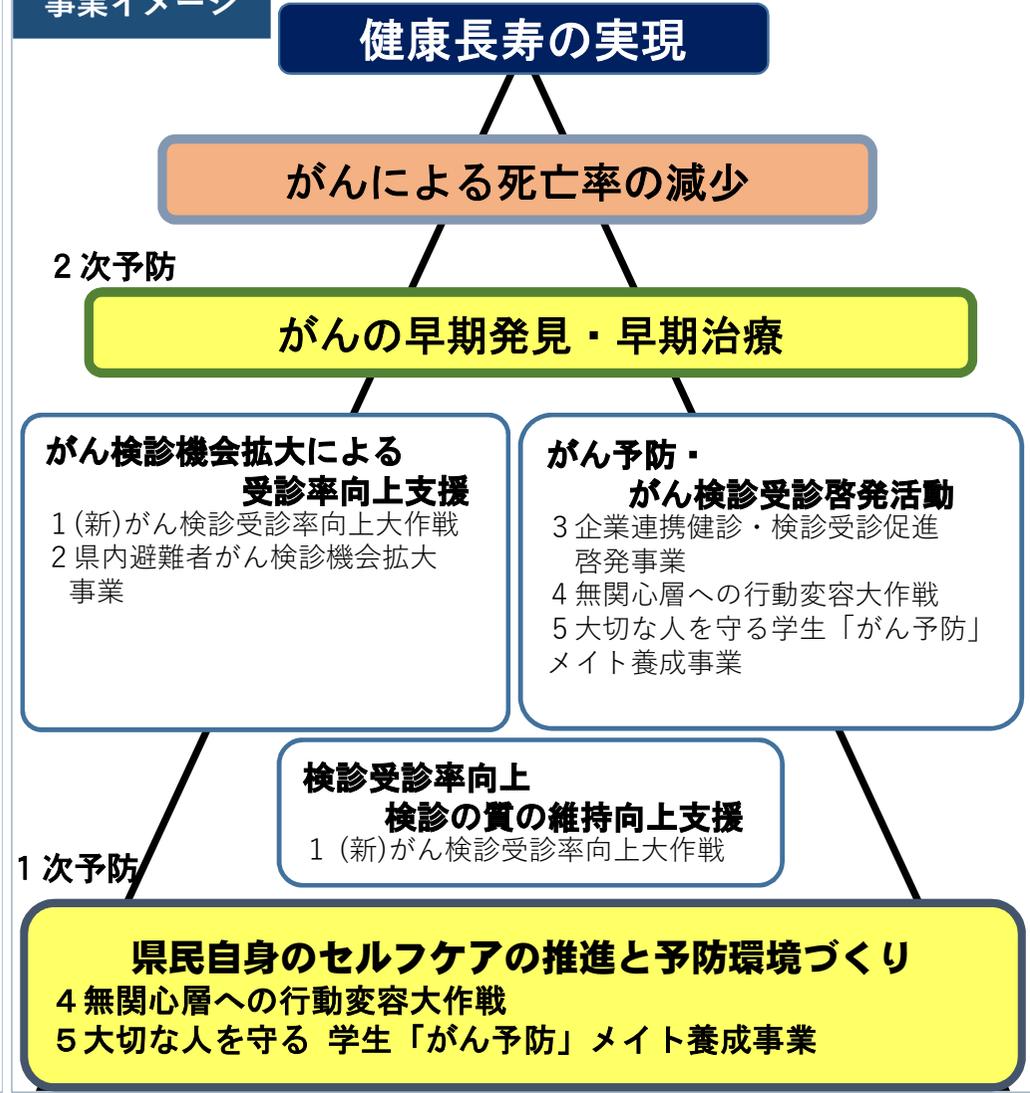
課題・強化ポイント

- 課題
 - 本県のがん検診受診率は、国の第4期がん対策推進計画の目標値である60%以上を下回っており、受診率向上のための取組を強化する必要がある。
 - ※R4年度受診率：胃がん(34.1%),肺がん(32.8%),大腸がん(30.3%),乳がん(48.4%),子宮頸がん(46.2%)
- 強化ポイント
 - 多くの県民にイベント等を通して、がんや検診の大切さを理解してもらい、実際の検診受診を促す。
 - また、正しい知識の理解等により、検診受診の気持ちが芽生えた県民に対し、検診の日程や場所など検診を受けやすい体制を整備することで、実際の検診受診につなげる。

事業内容

- 1 (新)がん検診受診率向上大作戦…………… 10,506千円
 - ・がん検診受診機会拡大事業
 - ・がん検診受診率向上精度管理支援事業
- 2 県内避難者のがん検診機会拡大事業…………… 4,266千円
 - ・県内避難者 がん検診（施設検診）実施のための連絡調整等
- 3 企業連携健診・検診受診促進啓発事業…………… 380千円
 - ・企業連携による健診等受診促進啓発活動
 - ・がん検診受診促進連携企業連絡会議
- 4 無関心層への行動変容大作戦…………… 9,891千円
 - ・大切な人と一緒のがん検診キャンペーン事業
 - ・乳がん・子宮がん啓発イベント
- 5 大切な人を守る学生「がん予防」メイト養成事業…………… 153千円

事業イメージ



1-11 がん患者支援事業

事業イメージ

【目標】 がん患者 一人ひとりの希望をかなえる。

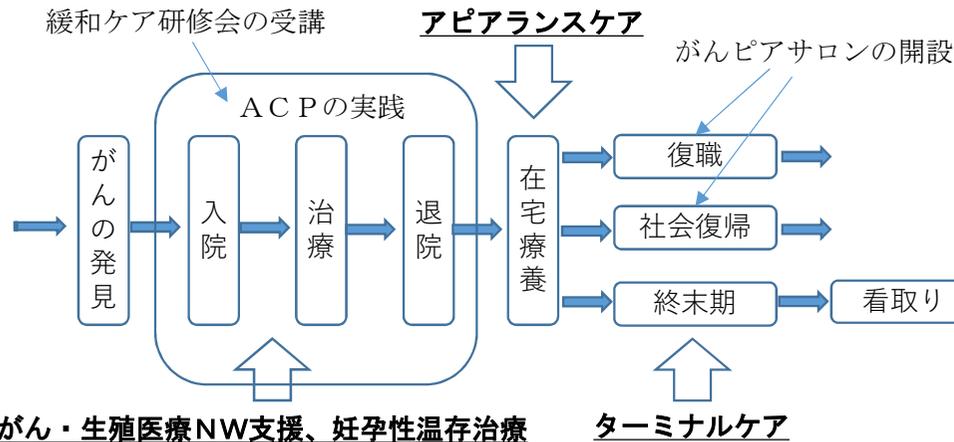
「がんになっても困らない福島県」を目指す。

【背景】

生涯のうち約2人に1人ががんに罹患。
日本の年間新規罹患患者数は100万人。その約3分の1が就労世代。
2009～2011年診断症例5年相対生存率64.1%（男性62.0%、女性66.9%）
「完全に治ってからの復職」から「両立」へ。

【ACP（アドバンス・ケア・プランニング）】

自らが望む人生の最終段階における医療・療養について、
前もって考え、患者・家族と医療従事者等が繰り返し話し合い共有する取組。



がん教育のほか、患者団体等の協力を得ながらがんの正しい知識を得る機会を設ける。【オンラインセミナー開催】

事業内容

1 アピアランスケア助成事業

補整具の購入費用の一部を補助し、経済的負担の軽減を図る。
【補助内容】①ウィッグ …20,000円 ②乳房補整具 …10,000円

2 妊孕性温存治療費助成事業

小児・AYA世代のがん患者が、希望を持ってがん治療に取り組めるよう、妊孕性温存治療費の一部を補助する。

【補助内容】

妊孕性温存療法 (凍結保存)	①胚（受精卵） …350,000円 ②未受精卵子 …200,000円 ③精子 …25,000円	④卵巣組織 …400,000円 ⑤精巣内精子採取術 による精子 …350,000円
温存後生殖補助医療	①胚（受精卵） …100,000円 ②未受精卵子 …250,000円 ③精子 …300,000円	④卵巣組織 …300,000円

3 オンラインセミナー開催委託事業

がんに対する正しい知識の普及・啓発をオンライン形式で実施する。

4 在宅ターミナルケア支援助成事業

介護保険が適用されない世代のがん患者の在宅サービス利用料の一部助成を実施する市町村に対し補助を行い、患者本人や家族の負担を軽減する。

【補助内容】①訪問介護 ②訪問入浴 ③福祉用具貸与 ④福祉用具購入
市町村に対し、上限54,000円を上限とし、1/2を補助する。
※本人負担1割以上とする。 ○ターミナルケア…終末期医療・終末期看護

5 がん・生殖医療ネットワーク事業

行政やがん等診療施設と妊孕性温存療法実施医療施設における医療連携や情報連携の推進及び患者に対する情報提供並びに意思決定支援体制の整備と質の向上を図るとともに、妊孕性温存を希望する患者が円滑に治療を受けられる体制を構築する。

1-12(新)ふくしまおいしく減塩緊急対策事業

63,043千円
(R5 0千円)

健康づくり推進課

事業内容

概要

健康長寿の実現に向け、働き盛り世代の県民の食塩摂取量の実態を把握するとともに、県民の塩分の過剰摂取につながる普及啓発等を行うなど、誰もがおいしく減塩できる食環境づくりを推進する。

事業内容

1 減塩推進ネットワーク強化事業 481千円

県民総ぐるみで減塩に取り組むため、推進体制の強化を目的に、市町村・食品関連企業・関係団体等と減塩に関する会議等を開催する。

2 おいしく減塩+ベジ推進キャンペーン 44,258千円

(1) 減塩+ベジ推進キャンペーン

関係団体等と連携した効果的な普及啓発活動を実施する。

(2) スーパーにおける減塩+ベジ推進モデル事業

スーパーにおける減塩惣菜の開発・販売、ベジ・ファーストの実践を促す環境整備のモデル事業を展開する。

3 働き盛り世代の減塩実践チャレンジ事業 8,804千円

(1) 働き盛り世代の食塩摂取量の実態把握調査

特定給食施設等において、約2500人を対象に推定尿中塩分測定を実施し、働き盛り世代の食塩摂取量の実態を調査する。

(2) 減塩実践チャレンジ事業

特定給食施設等における段階的な減塩や、従業員の減塩・適量教育を行い、働き盛り世代の適正体重や栄養バランスのとれた食生活の実践を図る。

4 ふくしま“食の基本”推進運動～減塩推進運動～ 3,500千円

住民により近い立場にある食生活改善推進員による、地域に根ざした普及啓発活動や実践に向けた料理教室等の実施。

5 管理栄養士等派遣による栄養・食生活支援 6,000千円

市町村や保育所等に管理栄養士等を派遣し、栄養指導や食育活動の支援を行う。

事業イメージ

生活習慣病の発症・重症化予防

食行動の変容・栄養摂取状況の改善

おいしく減塩の「実践」

県民に知ってほしいこと

①適切な塩分濃度 ②食事の適量

地域でキャンペーン

- 減塩+ベジ推進キャンペーン
- ふくしま“食の基本”推進運動～減塩推進運動～
- 管理栄養士等派遣による食育活動支援



おいしく適塩
野菜たっぷり

スーパーで環境整備

- スーパーおける減塩+ベジ推進モデル事業



事業所で実態把握

- 働き盛り世代の減塩実践チャレンジ事業



減塩推進ネットワーク強化会議で推進体制整備

1-13(一部新)老人クラブ活動等社会活動促進事業

事業内容

背景・目的・概要

高齢者が主体となる介護予防と相互の生活支援を可能にし、健康で豊かな生活を送ることができるよう老人クラブに対し市町村が行う補助事業に県が補助する。
また、老人クラブの事務作業や各種活動をサポートする人材を養成し、サポートが必要な老人クラブに参加し活動してもらうことで、老人クラブの継続・活性化を支援する事業を補助する。

条件（補助内容・補助先・補助率等）

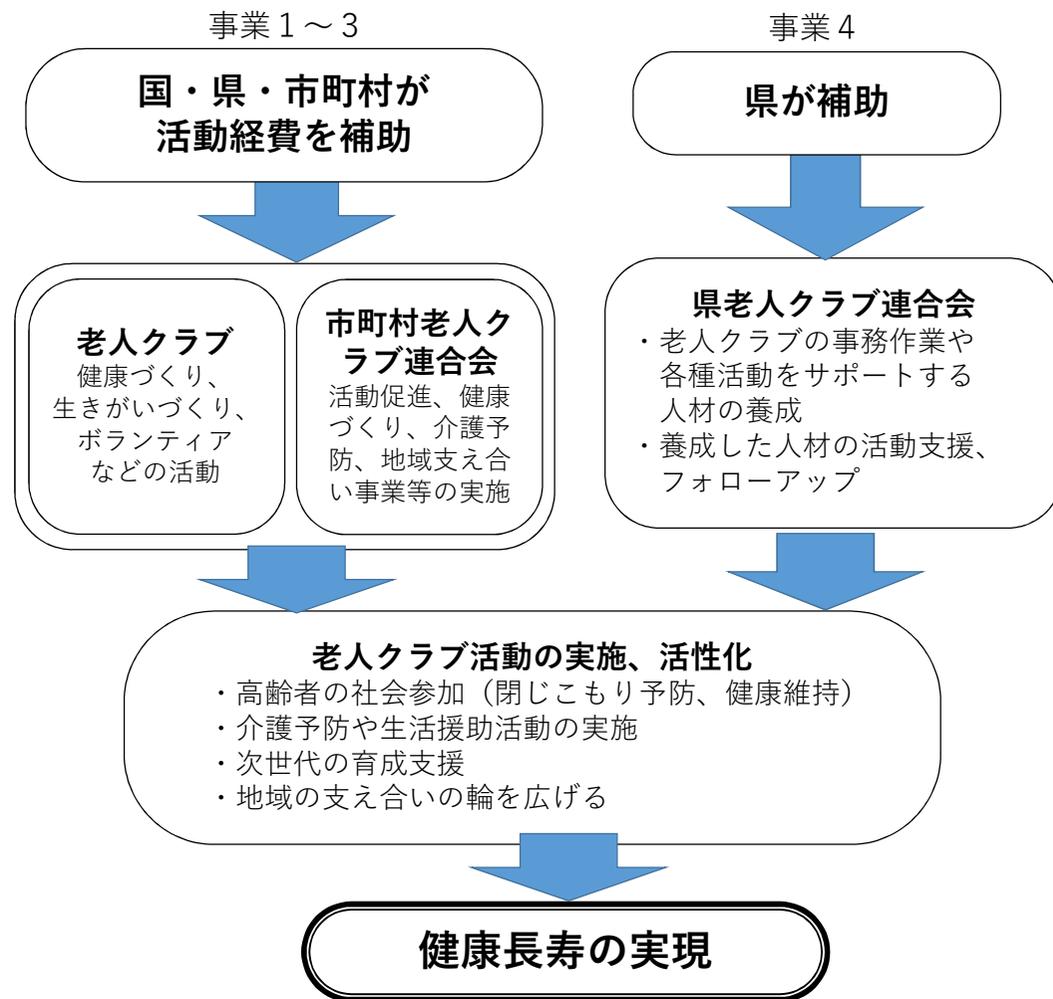
●事業1～3 単位老人クラブ、市町村老人クラブ連合会の各種活動に対する助成
・補助の内容：

- 1 単位老人クラブ助成費
各単位老人クラブの活動に対する助成
(1クラブあたり2,000円×12ヶ月)
- 2 市町村老人クラブ連合会活動促進費
各市町村老人クラブ連合会の老人クラブ活動促進事業に対する助成
(1老連あたり125,000円+50円×会員数)
- 3 市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり等事業
各市町村老人クラブ連合会が行う健康づくり等事業に対する助成
(対象事業に係る必要経費)

- ・補助先：各市町村（中核市を除く）
※事業の実施主体は単位老人クラブ及び各市町村老人クラブ連合会
- ・執行機関：各保健福祉事務所
- ・補助率：国1/3 県1/3 市町村1/3

●事業4 老人クラブ活動継続・活性化支援事業
・補助の内容：老人クラブ活動を活性化させる人材養成事業に対する助成
・補助先：公益財団法人福島県老人クラブ連合会
・補助率：10/10

事業イメージ



1-14 地域包括ケアシステム構築支援事業

事業内容

背景・目的・概要

高齢者が可能な限り地域で、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるように、市町村が地域の特性に応じた地域包括ケアシステムを構築できるよう支援する。

(1) 地域包括ケアシステム深化・推進事業

- ・市町村の実施する体制整備や先駆的事業へ補助金を交付
- ・実施事業の意見交換会を通して市町村へ情報提供等を実施

(2) 生活支援体制整備推進事業

- ・生活支援コーディネーターの養成研修(県社協委託)や、情報交換会を開催
- ・アドバイザーを派遣し、市町村の取り組みへの個別支援を実施

(3) 在宅医療・介護連携支援センター設置促進事業

- ・在宅医療・介護連携推進のため、県と町村、医師会、拠点候補団体により協議し、在宅医療・介護連携支援センターの設置を促進

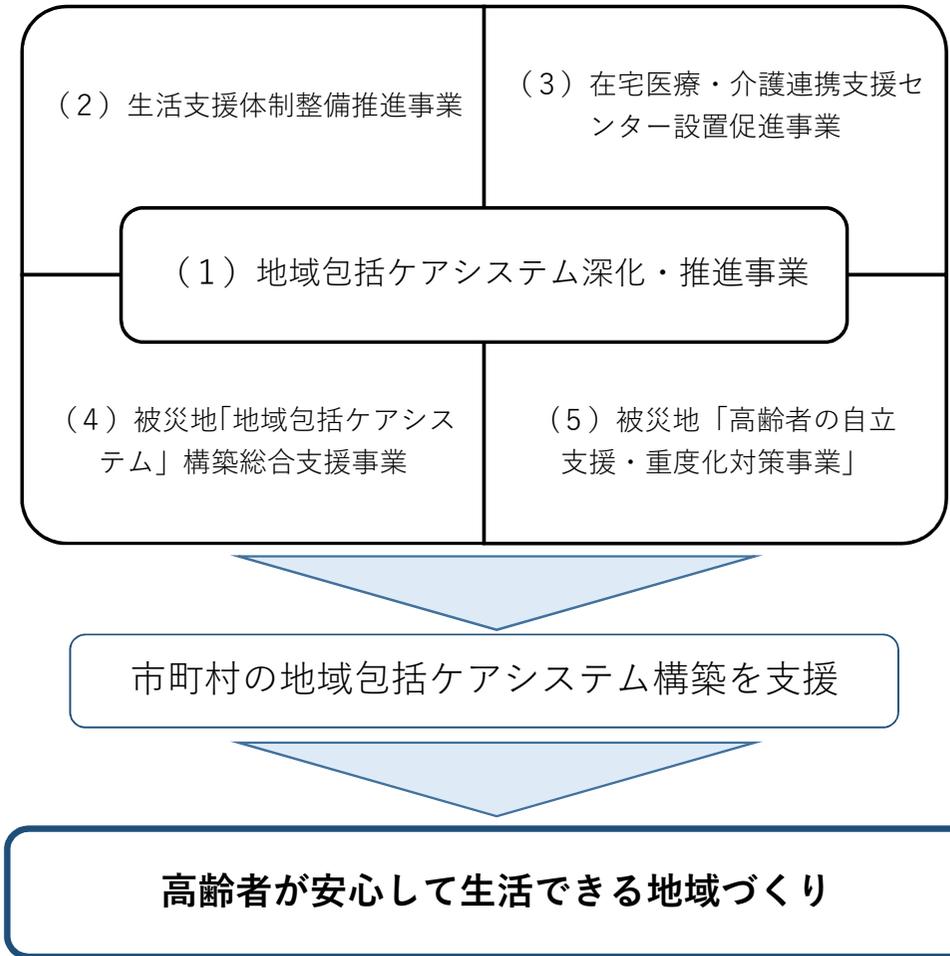
(4) 被災地「地域包括ケアシステム」構築総合支援事業

- ・自治体担当者、事業所、専門職を対象とした研修を開催
- ・地域包括ケアシステム構築に長けた専門家による被災地の支援
- ・ICT活用や実証調査等に係る事業へ補助金を交付

(5) 被災地「高齢者の自立支援・重度化対策事業」

- ・フレイル対策の住民向け啓発

事業イメージ



(目的)

高齢化と人口減少が同時進行している中、限られた人材や資源を効果的に活用し、高齢者が安心して自分らしく暮らし続けることができる地域づくりが重要である。そのため、自立支援型地域ケア会議の定着及び地域支援事業の事業間連動、地域包括支援センターの体制整備等への支援を実施し、地域課題解決に向けた取組を支援する。

**自立支援に資する
介護予防普及展開事業**

(事業概要)

自立支援型地域ケア会議の定着・充実を支援するとともに、専門職派遣事業を実施する。

- ・運営検討会
- ・自立支援型地域ケア会議基礎研修
- ・運営アドバイザー研修
- ・介護予防ケアマネジメント研修
- ・専門職派遣

**事業間連動
市町村支援事業**

(事業概要)

限られた人材や資源を効果的に活用し、市町村が地域支援事業の連動性について理解を深めることを目的とした研修を実施する。

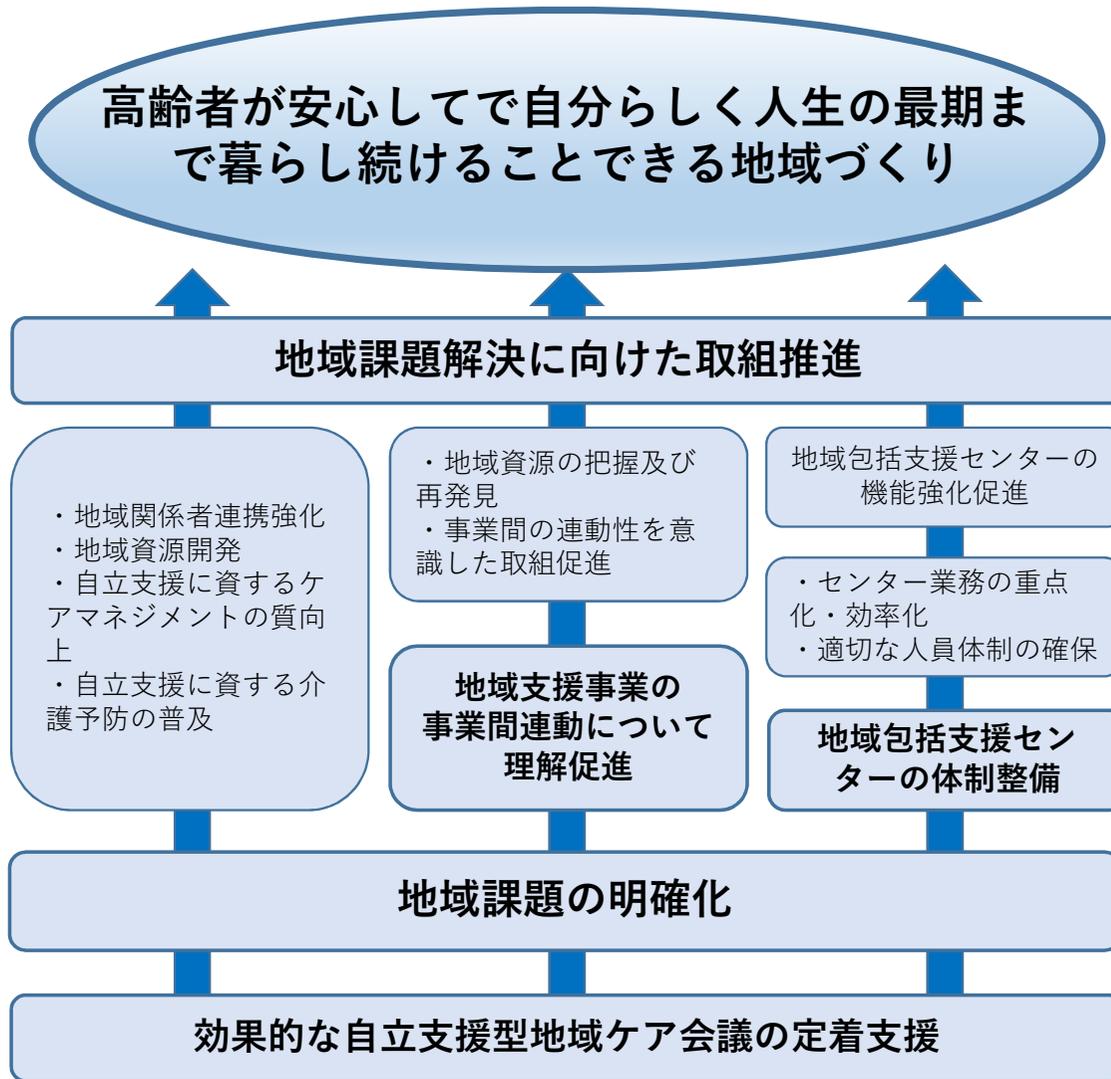
- ・事業間連動支援研修
- ・先進地自治体視察

**地域包括支援センター
体制整備事業**

(事業概要)

地域包括支援センターが本来の機能を発揮できるよう、センターの事業評価を分析し、業務負担軽減に向けた取組を支援する。

また、総合相談事業を充実させるため、家族介護者支援に関する研修を実施する。



事業内容

背景

本県は、心疾患、脳血管疾患及び糖尿病による死亡率が高く、医療費においてもこれらの疾病が全体の約3割を占めていることから、共通のリスクとなる高血圧、脂質異常、メタボリックシンドローム等の早期発見・早期対策が急務となっている。

目的

効果的・効率的な保健事業を推進することで、国保被保険者の健康の保持増進を促し、健康長寿寿命の延伸と医療費の適正化を図る。

事業概要

上記目的の達成のため、以下の事業の実施により市町村を支援する。

1 保健事業の推進に向けた支援事業

- (1) (新) 市町村国保保健事業等人材育成事業
保健事業に従事する市町村事務職員や保健師を対象に研修を実施する。
- (2) (新) 特定健診受診率向上に向けた市町村国保支援事業
県のモデル事業として、特設WEBサイトによる健診案内等を行う。
- (3) 医療データ分析等市町村国保支援事業
KDB、レセプトデータ等を活用し、市町村ごとの課題の見える化を行う。
- (4) (新) 保健事業推進に向けた医療専門職等人材育成事業
保健事業に従事する医療専門職等を対象に研修を実施する。
- (5) (一部新) AIを活用した生活習慣病対策等支援事業
県のモデル事業として、糖尿病治療中断者のAIを活用したデータ分析を行い、治療中断者の傾向分析や傾向別の受診勧奨を行う。

2 糖尿病等重症化予防市町村国保支援事業

保健福祉事務所に設置した連絡会議等を通じ、県、市町村及び医療関係者の連携強化を図るとともに、保健指導支援員を保健福祉事務所に配置し、保健指導に関する助言を行うなど、重症化予防に向けた実践的な支援を行う。

事業イメージ

福島県の課題

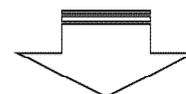
心疾患、脳血管疾患及び糖尿病による死亡率が高い

課題解決への対策

重症化リスクが高い生活習慣病の早期発見・早期対策

具体的な取組

被保険者の状況に応じた確実な保健指導を実施



1 保健事業の推進に向けた支援事業

- (1) (新) 市町村国保保健事業等人材育成事業
- (2) (新) 特定健診受診率向上に向けた市町村国保支援事業
- (3) 医療データ分析等市町村国保支援事業
- (4) (新) 保健事業推進に向けた医療専門職等人材育成事業
- (5) (一部新) AIを活用した生活習慣病対策等支援事業

・保健指導力の向上
・保健事業推進
・特定健診・保健指導実施率の向上
・健康課題の分析
・治療の早期再開

2 糖尿病等重症化予防市町村国保支援事業

(保健福祉事務所に連絡会議を設置)
(保健指導支援員による助言等、実践的な支援)

・効果的な保健指導の実施
・行政と医療関係者の連携強化

新規人工透析患者数の減少
心疾患・脳血管疾患死亡率の減少

被保険者の健康寿命延伸

医療費適正化の推進

事業内容

目的

令和7年度までに全市町村においてチームオレンジを整備する。

チームオレンジとは、地域の認知症の人と家族の困りごとと認知症サポーターの活動をつなげる仕組みである。
認知症サポーターとは、認知症に関する正しい知識と理解を持ち、地域で認知症の人やその家族に対してできる範囲で手助ける人のことである。
福島県の認知症サポーター数 229,167人 (R4年度末時点)

概要

1 チームオレンジ検討会議

・ 市町村に対する支援の方向性、内容を認知症ケアにかかわる専門分野の関係者と検討を行う。

2 市町村等職員向けチームオレンジ研修会

・ チームオレンジの整備主体となる市町村に対し、チームオレンジの理解促進等に係る研修会を実施する。

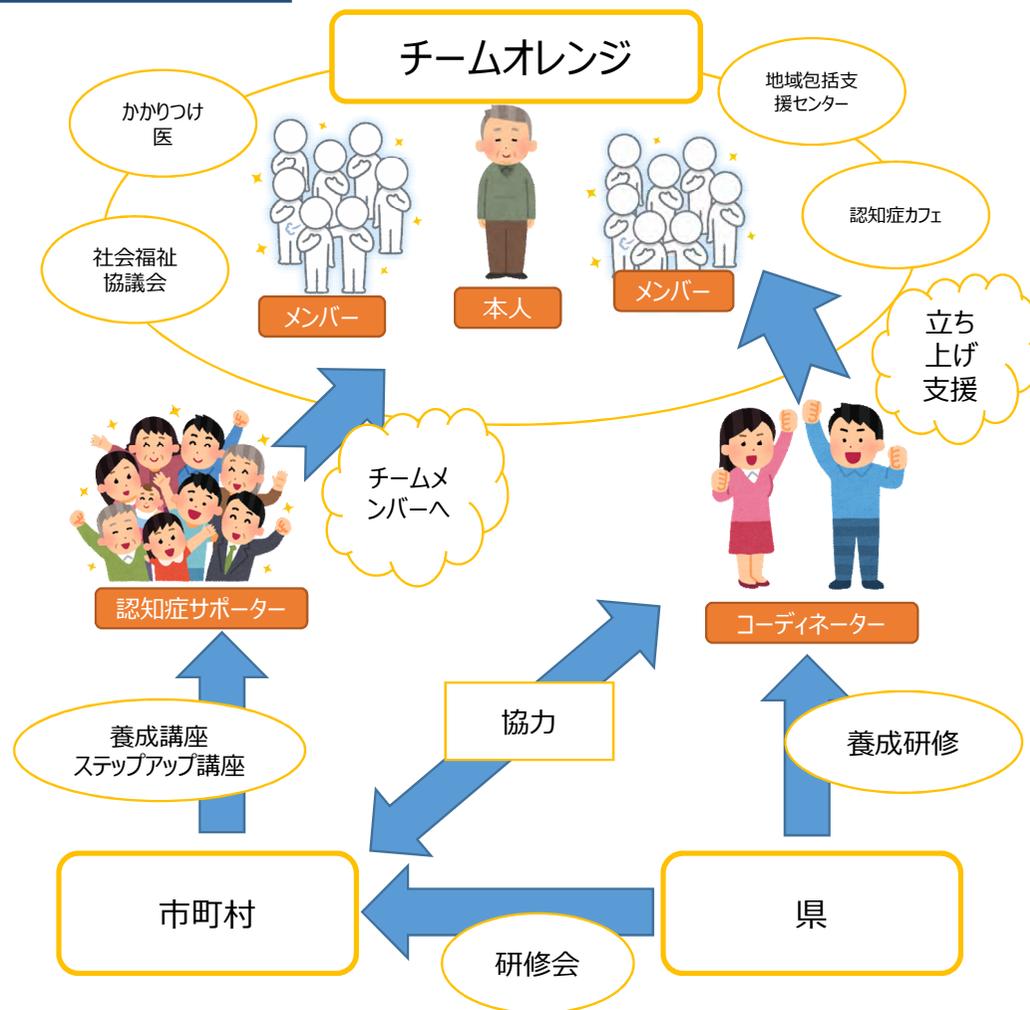
3 オレンジコーディネーター養成研修

・ チームオレンジの立ち上げ支援などを行い、中核的な役割を担うオレンジコーディネーターの養成研修を実施する。

4 チームオレンジ情報交換会

・ 市町村間で取組状況や課題等の情報交換を行う。

事業イメージ



事業内容

目的

認知症の人ができるだけ住み慣れた地域で暮らすことができるようにするため、認知症疾患に関する鑑別診断、認知症の行動・心理症状と身体合併症の急性期治療、専門医療相談等を実施するとともに、地域の保健医療・介護関係者への研修等を行い地域連携を図る、『認知症疾患医療センター』を運営する。

事業概要

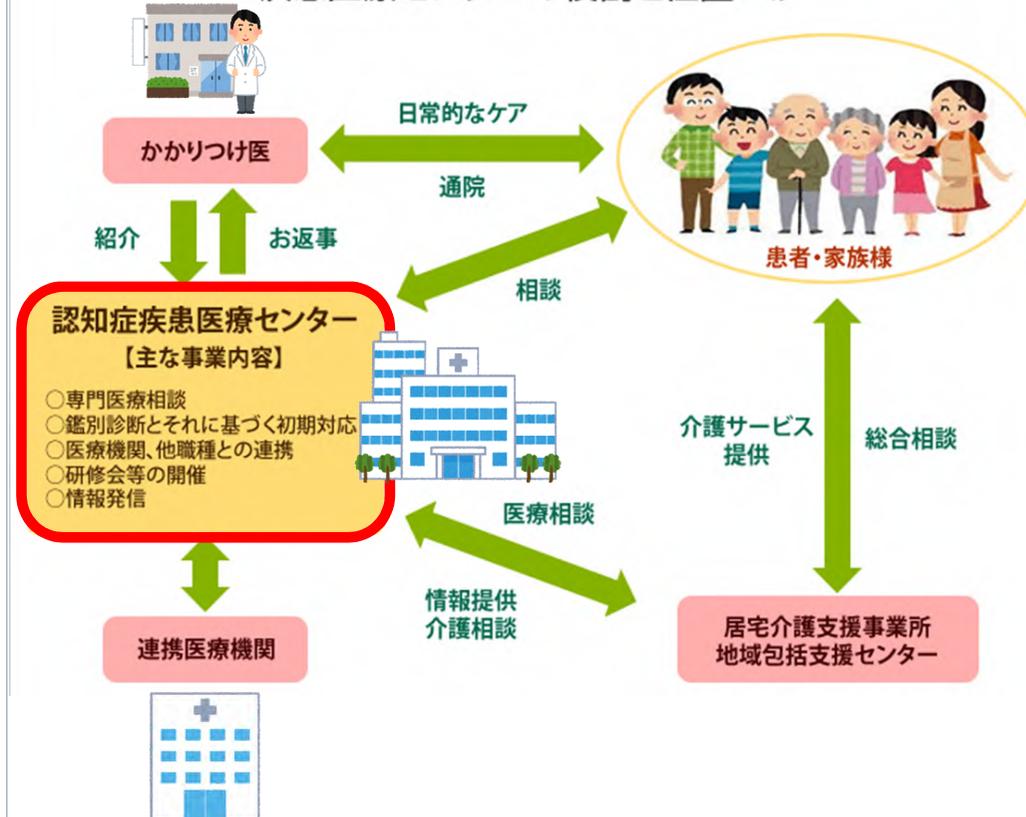
認知症の早期診断・早期対応体制の一層の整備を図るため、認知症における専門医療の提供、医療と介護等の連携の中核機関として、認知症疾患医療センターを指定し、運営事業を委託する。

【県内の設置数】

- ・ 基幹型 1ヶ所
 - ・ 地域型 5ヶ所
 - ・ 連携型 5ヶ所
- 計 11ヶ所

事業イメージ

疾患医療センターの役割と位置づけ



2-1 医療従事者修学資金貸与事業

318,277千円
(R5 311,466千円)

医療人材対策室

事業内容

背景・目的・概要

「背景・目的」

○多様化、高度化する保健医療需要や医療の高度化に対応するため、医療従事者(理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、歯科衛生士、臨床検査技師、看護職員)の確保が必要となっている。このことから、「人材育成」「医療専門職の理解促進」「招へい活動」の相乗効果により、医療従事者の安定的な育成と確保及び県内定着促進を図る。

「概要」

○県内において理学療法士、保健師等の業務に従事する意思を有する学生に対して修学資金を貸与し、卒業後、県内指定施設において一定期間業務に従事した場合には、貸与金の返還を免除する。

【理学療法士等修学資金貸与事業、保健師等修学資金貸与事業】

○医療関係団体が実施する各職種理解促進、普及啓発活動に要する経費の支援等を実施する。【理学療法士等医療従事者確保推進事業】

○医療従事者の確保に取り組む市町村及び専門医研修基幹施設等に対し、採用活動等に要する経費を補助する。【医療従事者招へい事業】

条件 (対象者・対象行為・補助率等)

○理学療法士等修学資金事業

貸与月額 50,000円 (課程不問)、入学金 上限300,000円

○保健師等修学資金事業

【保健師、助産師、看護師】 国公立 39,000円、民間立 56,000円

【准看護師】 国公立 19,000円、民間立 32,000円

※ 南相馬市及び双葉郡内の病院又は診療所に就業する意思のある学生については、月額30,000円を加算。

○医療従事者招へい事業

補助先: 市町村、専門研修基幹病院及び連携施設 補助率1/2 上限500千円

事業イメージ

○理学療法士等修学資金貸与事業 188,009千円

理学療法士、作業療法士、診療放射線技師、歯科衛生士、臨床検査技師養成施設等に在学し、将来、県内において当該業務に従事する意思を有する学生に対し修学資金を貸与する。卒業後、県内の医療機関等において、当該業務に従事した期間が修学資金の貸与を受けた期間の1.5倍に達したときに返還を免除する。

○保健師等修学資金 121,670千円

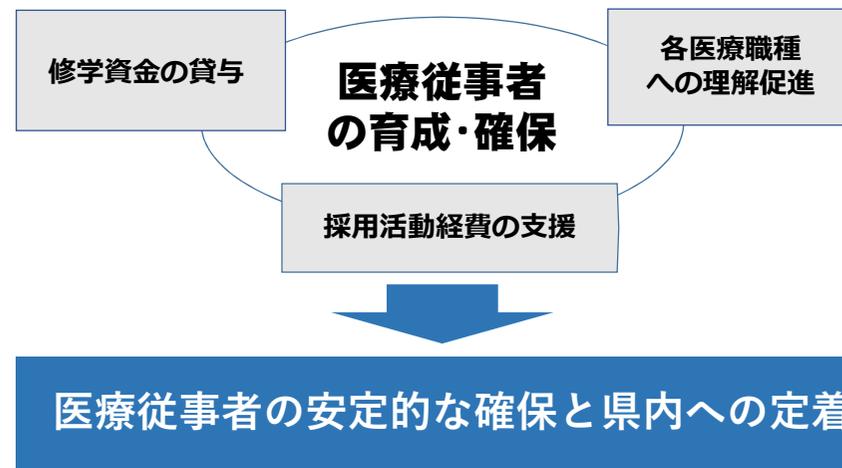
保健師、助産師、看護師、准看護師の養成施設に在学し、卒業後、県内の医療施設等に就職を予定している学生に修学資金を貸与する。卒業後、県内指定施設において5年間保健師等の業務に従事したときは、貸与金の返還を免除する。

○理学療法士等医療従事者確保推進事業 700千円

各種団体等が実施する職種理解促進活動、採用活動経費の支援等を実施する。

○医療従事者招へい事業 1,000千円

(市町村)へき地診療所に勤務する看護職員の採用活動経費を支援する。
(専門医研修基幹施設等) 県外で開催されるガイダンス等への出展経費を支援。



2-2 医師確保修学資金貸与事業

755,242千円
(R5 748,581千円)

医療人材対策室

事業内容

背景・目的・概要

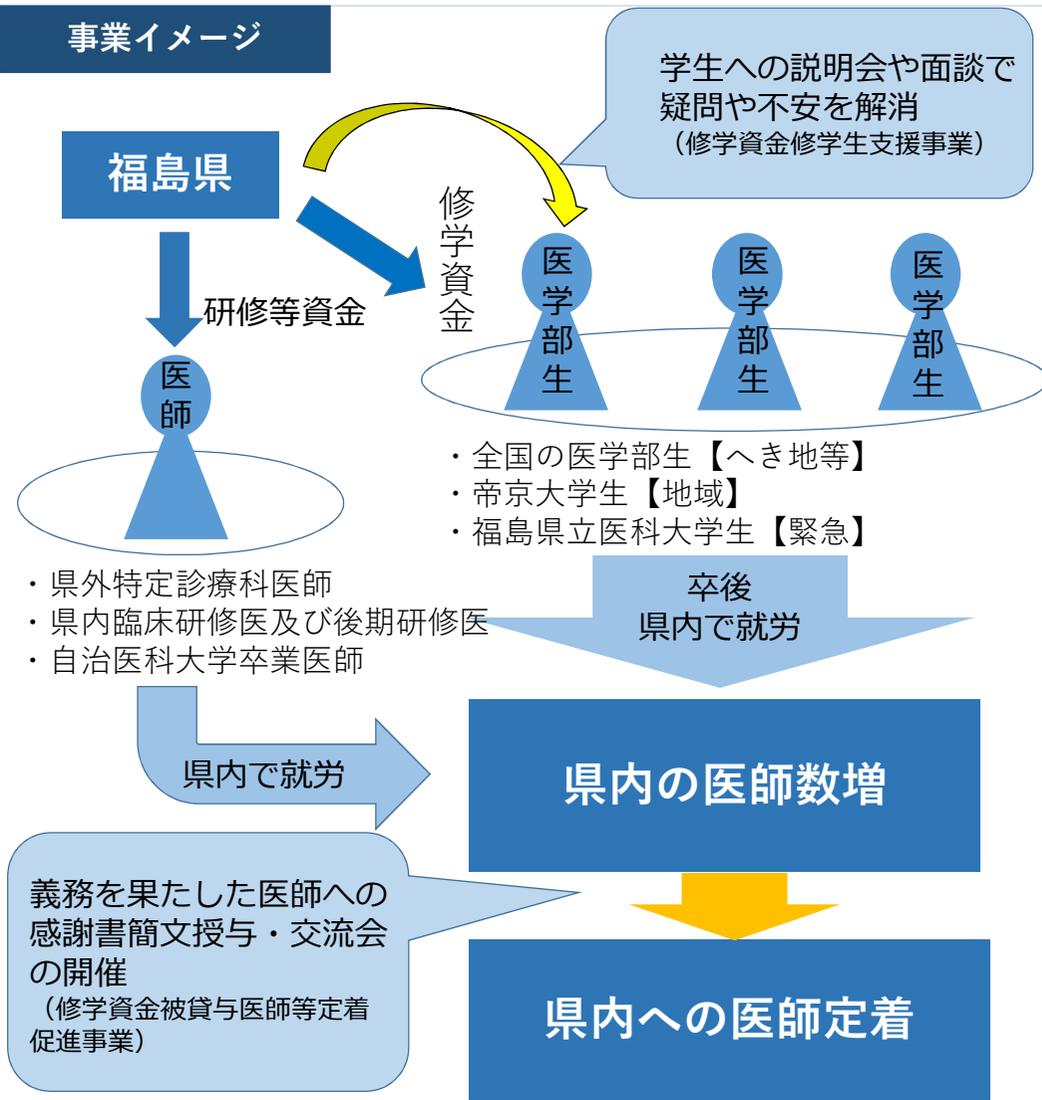
- ≪背景≫
- ・本県の深刻な医師不足。
(人口10万人対医師数 212.3人 (全国中42位 全国平均256.7人)) ※R2時点
- ≪目的≫
- ・県内における医師確保。
- ≪概要≫
- ・医学部に在籍する者であって、将来県内の公的医療機関等に医師として勤務しようとする者や、県外医師で特定診療科(産科、小児科、麻酔科、救急科、総合診療科)に勤務する者等に対し、修学や研修に必要な資金を貸与することにより、医師の確保と県内定着を図る。

条件(対象者・対象行為・補助率等)

- ≪対象者≫
- 1 へき地医療等医師確保修学資金：全国の医学部在学者(福島県立医科大学を除く)
 - 2 地域医療医師確保修学資金：帝京大学医学部在学者
 - 3 緊急医師確保修学資金：福島県立医科大学医学部在学者
 - 4 医師研修・修学資金貸与事業：(1)県外特定診療科医師
(2)県内臨床研修医及び後期研修医
(3)自治医科大学卒業医師

- ≪貸与金額≫
- 1 へき地：235千円/月 入学金1,000千円 特定診療科加算115千円/月
 - 2 地域：235千円/月 入学金1,000千円 特定診療科加算115千円/月
 - 3 緊急：150千円/月 入学金282千円(846千円) 特定診療科加算200千円/月
 - 4 研修等資金(1)：2,000千円(3,000千円)
(2)：200千円/月
(3)：1,000千円

事業イメージ



事業内容

背景・目的・概要

《背景》

・本県の医師不足は、へき地のみならず、都市部においても深刻化してきており、加えて東日本大震災及び原子力災害により、地域や診療科における医師の偏在や病院勤務医の不足は一層顕著となってきている。

《目的》

・県と県立医大の連携を強化し、県内の医師確保対策を一層推進するため、「福島県地域医療支援センター」を設置し、県内の医師不足や地域偏在の解消を図る。

《概要》

・医師不足病院の医師確保支援、医師のキャリア形成支援等を一体的に行い、県内の医師不足や地域偏在を解消するため、県立医科大学内に「福島県地域医療支援センター」を設置し、現場主義の観点から課題解決に即座に取り組む。

《参考》

設置年月日：平成23年12月22日

設置場所：公立大学法人福島県立医科大学

組織：医師派遣調整監（センター長）1名

副センター長 3名（内1名専任コーディネーター兼務）

専従職員 8名

事業イメージ

福島県

連携

県立医大

- 医師不足状況等の把握・分析と対応策の企画等
 - 医師不足、医師の地域偏在、診療科の現状等の把握、分析等を行い、対応策を企画
 - 県立医大と連携し医師確保対策について推進
- 医師不足病院の医師確保支援
 - 医療機関や市町村からの要請に応じた県立医大からの医師派遣調整
- 医師のキャリア形成支援と県内定着促進
 - 修学資金貸与医師の県内定着促進に向けた取組
- 情報発信と相談への対応
 - 県内の医療事情や医師確保等の取組について情報発信
 - 県内外の医師、医学生、高校生等からの各種相談への対応
 - 医師定住促進のためのガイドブック作成



県内の医師不足や地域偏在の解消

2-4 ふくしま医療人材確保事業

事業内容

背景・目的・概要

《背景》

・本県は、従来からの医療従事者の不足や地域偏在に加え、東日本大震災及び原子力災害の影響による医療従事者の県外への流出などにより、県内各地域において医療の確保が厳しい状況。

《目的》

・東日本大震災及び原子力災害による離職等により不足している医師等医療従事者の確保を図り、県内の医療提供体制の回復及び復興に繋げる。

《概要》

・医療従事者の県内定着促進と人材育成により、浜通り地域を中心とした県内の医療提供体制の回復及び復興を図る。

事業イメージ

【浜通り地区への緊急対策】

- ・ 医療人材確保緊急支援事業
人材確保、就業環境改善の活動経費を補助。
- ・ 被災地域医療寄附講座支援事業
県立医大寄附講座から浜通り医療機関に派遣される常勤医師の人件費を補助。
- ・ 双葉地域等公立診療所支援教員増員事業
派遣される非常勤医師の人件費を補助。
- ・ 地域医療等支援教員増員事業
相双地域の病院等に派遣される非常勤医師の人件費を補助。
- ・ 被災地域医療支援事業
国立病院機構災害医療センターが行う活動経費を補助。
- ・ 浜通り医療提供体制強化事業
医療機関が県外医療従事者を雇用した場合の人件費等を補助。

【全県的な医師確保対策】

- ・ 過疎地域等医師研修事業
人材育成や診察能力の向上を図る研修を委託。
- ・ 県外医師招へい事業
県立医大を拠点とした県外からの医師の招へいを委託。
- ・ 寄附講座設置支援事業
県外大学の医学部に寄附講座を設置する市町村等への補助。
- ・ 臨床研究イノベーションセンター
医師派遣事業
相双地域の病院等に派遣される非常勤医師の人件費を補助。



被災地域をはじめとする県内各地域の医療提供体制の復興へ

事業内容

背景・目的・概要

《背景》

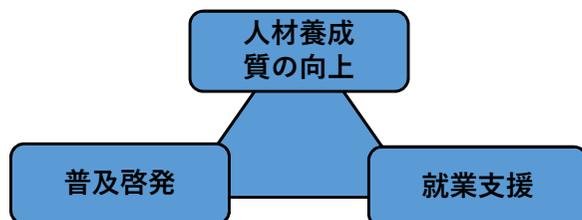
○東日本大震災及び原子力災害の影響により、看護職員の人材不足、地域偏在が顕著である。特に浜通りについては、震災前からの人材不足に加え、原子力災害の風評も相まって、人材の確保がより困難な状況であり、より重点的な支援が必要である。

《目的》

○看護職員の定着策及び質の向上を通じて、**全県的な人員数の底上げ**を図るとともに、**浜通りの医療機関等に係る集中的な人員確保支援**を通じ、全県域における地域医療提供体制の復興を図る。

《概要》

- 県内定着のための**普及・啓発**
- 浜通り地域の医療機関等に対する**人材確保経費の支援**
- 認定看護師等の**養成**、実践**能力の向上**



事業イメージ

①浜通り看護職員確保支援事業(100,490千円)

- ・浜通りの医療機関が実施する看護職員の定着のための事業経費を補助
※各種研修、勤務環境改善コンサル支援、子育て支援等

②看護職員ふるさと就職促進事業(104,668千円)

- ・南相馬市、双葉郡の医療機関が実施する看護職員の確保のための事業経費を補助。
※赴任経費や住居経費支援、看護職員への一時金支給等

③福島看護職ナビ運営事業(7,140千円)

- ・県内看護職の総合情報発信サイトを運営し、県内定着の促進、相双地域の情報発信を行う。

④相双地域看護職等就業促進支援事業(1,047千円)

- ・相双地域の市町村が取り組む看護職員確保のためのリクルートイベント等の経費を補助

⑤専門看護人材養成・派遣事業(36,453千円)

医療機関における看護力向上支援事業(4,409千円)

- ・認定看護師の養成に関する経費補助、県内医療機関の看護実践能力を高めるため、認定看護師等を派遣し、専門的知識・技術を提供する研修等を委託。



- 看護職員の定着・質の向上等を通じた全県的な看護人材の底上げ
- 原子力災害等の影響を強く受けた浜通りに対する集中支援

2-6 “医療の仕事”魅力発信事業

2,643千円
(R5 7,300千円)

医療人材対策室

事業内容

背景・目的・概要

《背景》

・本県の医療機関に勤務する医療従事者の人数は、多くの職種について、全国平均を下回る深刻な状況。加えて、従事者の地域偏在が拍車をかけている。

《目的》

・長期的な視野に立ち、“県内出身”の“将来世代”の医療人材を“安定的かつ着実”に増加させる確保対策を講じていく必要がある。

《概要》

・主に小学生、中学生を対象とし、医療職種の概要や働き方の理解を促進するとともに、将来の職業選択へのきっかけや進学先決定に際して、有効な情報を提供する。

条件（対象者・対象行為・補助率等）

《対象者》

・小学生とその保護者、中学生 等

《事業の内容》

小・中学生オンライン医療教室開催事業（2,643千円）

①医療職種を紹介するコンテンツ

自宅に居ながらオンラインを通じて医療職種について学習できるコンテンツを公開する。

②医療体験セミナー

主に小学生（高学年）及び中学生を対象に医療関係職種（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士等）に関する体験学習等を実施し、医療職への興味・関心を醸成するとともに、医療職への理解を深める。

事業イメージ

小・中学生オンライン医療教室開催事業
(医療職種紹介コンテンツ・医療体験セミナー)



県・職能団体等が
協力して事業実施

小・中学生への医療職種に関する情報発信



本県の将来を担う医療人材の確保

2-6 地域医療介護総合確保事業(医療従事者の確保・養成)

基本的な事項

背景・目的

良質かつ適切な医療を提供する体制を構築するためには、医師等の不足や偏在の解消、医療機関の勤務環境の改善、チーム医療の推進、看護職員の確保、質の高い医療従事者の育成等に取り組む必要がある。

現状・課題

- 医療従事者の不足及び偏在の解消
- 医療従事者の離職を防止
- 地域医療を支える人材の育成
- 医療従事者の養成における教育水準の向上

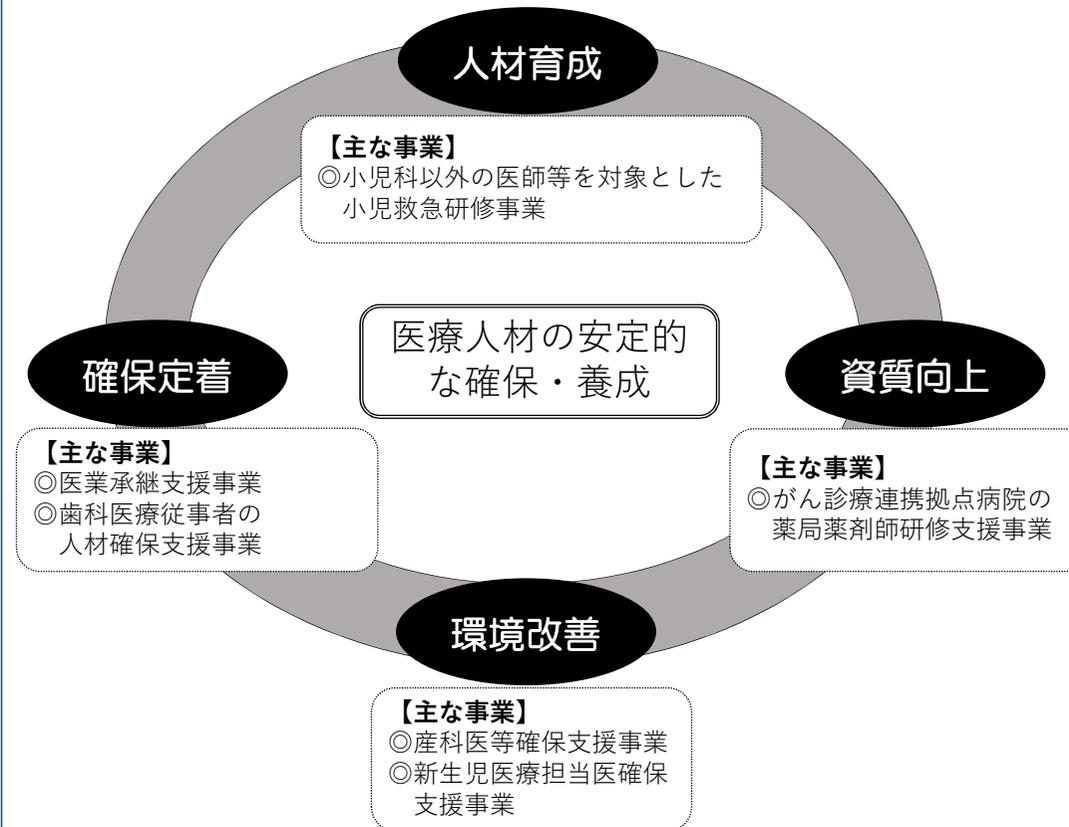


取組の方向性

- 地域医療を支える医療従事者の確保
- 医療従事者の離職防止、定着に向けた勤務環境の改善
- 医療従事者の地域連携の強化、資質向上
- 医療従事者の養成、基礎教育に携わる人材の育成

事業イメージ

本県喫緊の課題となっている医師等の不足や偏在などを解消するため、医療従事者の確保・養成に資する事業を実施する。



事業内容

背景・目的・概要

《背景》

・本県の医療提供体制の維持及び向上のために不可欠である医療従事者の人材不足及び地域偏在が顕著である。

《目的》

・子育て支援等ワーク・ライフ・バランスに配慮することで、就業先からの離職及び県外流出の防止、再就業の促進を図る必要がある。

《概要》

・病院職員の乳幼児に必要な保護を行う保育施設を運営する医療機関の設置者に対して、補助を行う。

事業経費の概要

1 病院内保育所運営費補助事業 90,926千円

医療機関が行う院内保育所事業に要する運営費の一部を補助する。

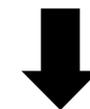
○補助対象経費 保育士人件費、委託料

○補助率 県2/3

○補助先 21施設（令和6年度予定）

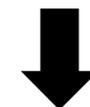
事業イメージ

地域医療介護総合確保基金
(厚生労働省)



基金設置

福島県



補助金交付

院内保育所の設置者（県内21施設）

ワーク・ライフ・バランスの充実を通じて、
医療従事者の離職防止・再就業・県内定着を促進

事業内容

《背景》

○県内の看護職員数は震災前よりも増加しているものの、福島県看護職員需給計画によると、令和3年度には123人（常勤換算）の看護職員不足が見込まれるなど、未だ不足が深刻である。

《目的》

・看護職員の離職防止及び復職を支援するため、看護職員の定着に向けた職場の環境づくりや再就業等を支援することにより、県内医療機関等の看護職員の安定的確保を図る。

《概要》

1 県内への就業促進と定着化

(1)看護業務推進連絡会議	290千円
(2)新人看護職員研修事業(新人看護職員研修)	31,193千円
(3)新人看護職員研修事業(研修責任者等研修)	3,299千円
(4)外国人看護師候補者就労研修支援事業	1,046千円
(5)ふくしま助産師実践力向上事業	4,570千円

2 看護職員の定着に向けた職場環境づくり

(1)看護職働き方改革推進事業	2,067千円
(2)看護補助者活用推進事業	785千円
(3)看護補助者養成事業	4,476千円

3 潜在看護職等の再就業促進・非常時の応援人材確保

(1)潜在看護師等再就業促進・緊急時確保事業	13,555千円
------------------------	----------

事業イメージ

福島県

連携

医療機関
看護協会

- 1 看護業務推進連絡会議
専門研修や再就業支援研修会の企画、雇用の質の確保に関する検討を行う。
- 2 潜在看護師等再就業促進・緊急時確保事業
潜在看護師等の再就業促進や非常時における応援看護師等の確保のため、ナースバンク登録者を活用した潜在看護師等の情報整理、人材育成等を行う。
- 3 新人看護研修事業(新人看護職員研修)
新人看護職員研修ガイドラインに沿った研修を行う病院等に対し、研修経費を補助する。また、中小病院等の新人看護職員を対象とした研修を委託実施する。
- 4 新人看護職員研修事業(研修責任者等研修)
看護職員教育担当者等(研修責任者・教育担当者・実地指導者)を対象とした研修を行う。
- 5 外国人看護師候補者就労研修支援事業
日本語能力の修得、受入施設の研修体制の充実に必要な経費を補助する。
- 6 看護職働き方改革推進事業
医療機関における勤務環境改善の促進のため、研修会等を開催する
- 7 看護補助者活用推進事業
看護管理者等を対象とした看護補助者の導入啓発に係る研修を実施する。
- 8 看護補助者養成事業
看護補助者として就業する際の基礎研修の実施及び医療機関への紹介。
- 9 ふくしま助産師実践力向上事業
助産師を対象に分娩介助等の実務経験や必要な知識・技術の習得・向上のための研修会を実施する。

看護職員の勤務環境改善・県内定着

事業内容

背景・目的・概要

《背景》

・看護職員（保健師/助産師/看護師/准看護師）の全県的な不足に加え、東日本大震災及び原子力災害の影響により、人員の地域偏在が顕著な状況である。

《目的》

・人材不足の解消に向けて、県内全域における養成を通じて、安定的な人数を輩出する必要がある。

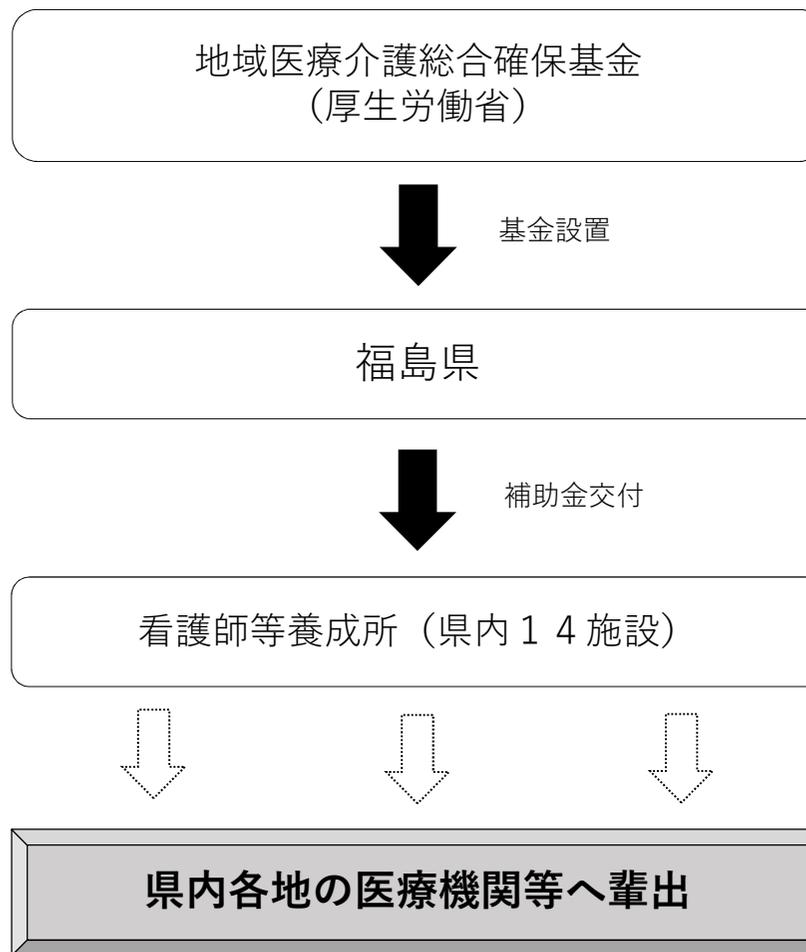
《概要》

・養成所の安定的な運営に資するため、学生定員数等に応じ、養成所の運営費を補助する。

事業経費の概要

- 1 民間立看護師等養成所運営補助事業 246,664千円
学校法人や公益法人等が設置者である看護師等養成所に対し、運営費を補助する。
- 2 公的立看護師等養成所運営費補助事業 17,351千円
厚生労働省が定める公的機関が設置者である看護師等養成所に対し、運営費を補助する。

事業イメージ



事業内容

目的・概要

≪目的≫

- ・看護師等の確保を図るため、ナースセンターを設置し、就業相談業務や職業紹介業務等を行う。

≪概要≫

1 ナースバンク事業

- ・就職先を探している看護職と雇用したいと考えている施設をそれぞれ登録し、無料で職業紹介を実施するため、ナースセンター（郡山本所）を設置する。

2 (一部新) 看護師等求人開拓・マッチング事業

- ・ハローワークと連携して巡回相談会等を実施して、看護師等に対しナースバンクへの登録を促進するとともに、求人求職のマッチングを行う。
- ・いわき市、会津若松市（R6.4開所予定）にサテライトを設置し、地域の医療機関の状況を熟知した看護職免許を有する相談員が定期的に医療機関を直接訪問して就業相談を行うなど、支援体制を強化する。

3 (一部新) ナースセンター機能強化事業

- ・看護職員が離職した際の届出制度を活用し看護職の潜在化を防止、求職者だけでなく、一定期間、就業を希望しない看護職に対して能動的な支援を行う。

対象者・対象行為

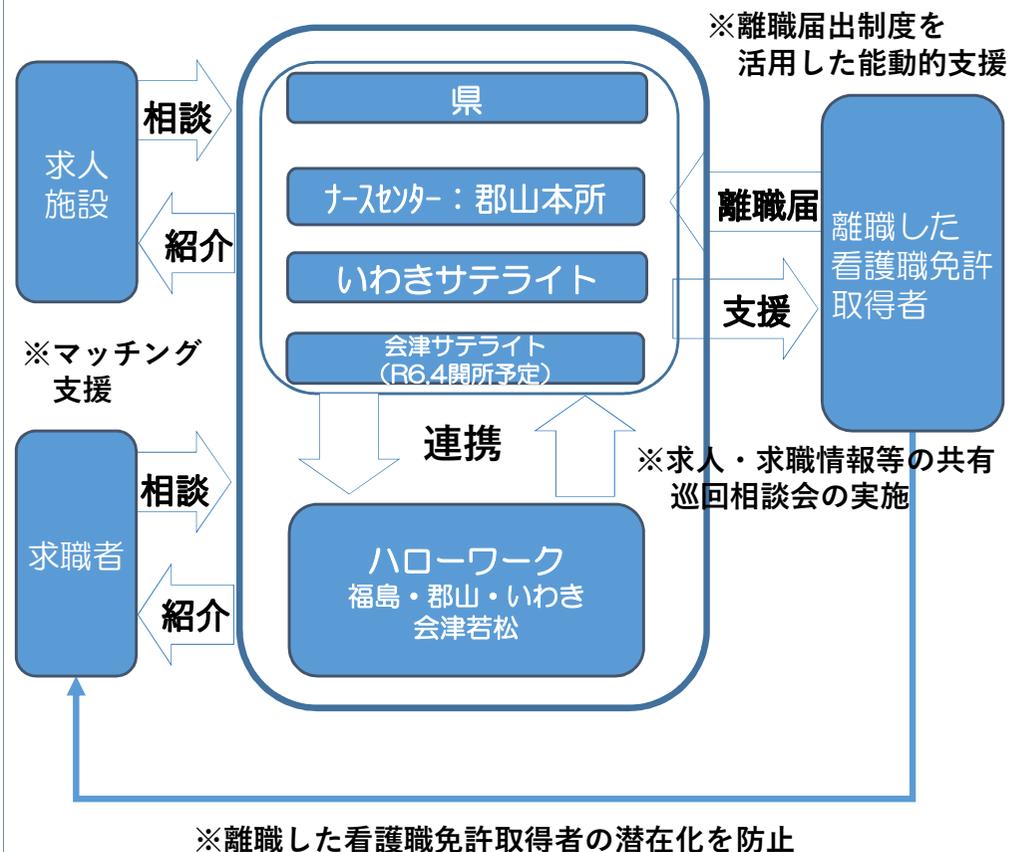
≪対象者≫

- ・就職先を探している看護職、離職した看護職免許取得者、看護学生

≪対象行為≫

- ・無料職業紹介、巡回相談会実施、離職届出者への就業支援

事業イメージ



目標・効果

- ・看護職の就業が促進され、看護職の確保につながる。
- ・また、離職届出制度を活用して看護職の潜在化防止が図られる。

事業内容

背景・目的・概要

- ＜背景＞
- 看護師等養成所の運営に関する指導要領において、各実習施設には、担当する領域について相当の学識経験を有し、かつ、実習指導者講習会を修了した実習指導者を置くこととされている。病院では職員の配置転換も多く、継続して実習指導者を養成する必要がある。
 - 同指導要領における看護師等養成所の専任教員の要件の一つに看護教員養成講習会修了がある。県内には22課程の看護師等養成所があり計画的に専任教員を養成していく必要がある。
 - 令和5年度は福島県看護協会のみ委託していたが、定員60名のところ97名応募があった。令和5年に受講不可となった看護職員や令和6年度に新規で同程度の受講希望が見込まれることや、いわき地区で受講するニーズにこたえるため、令和元年度まで委託実績のある医療創生大学にも委託する。

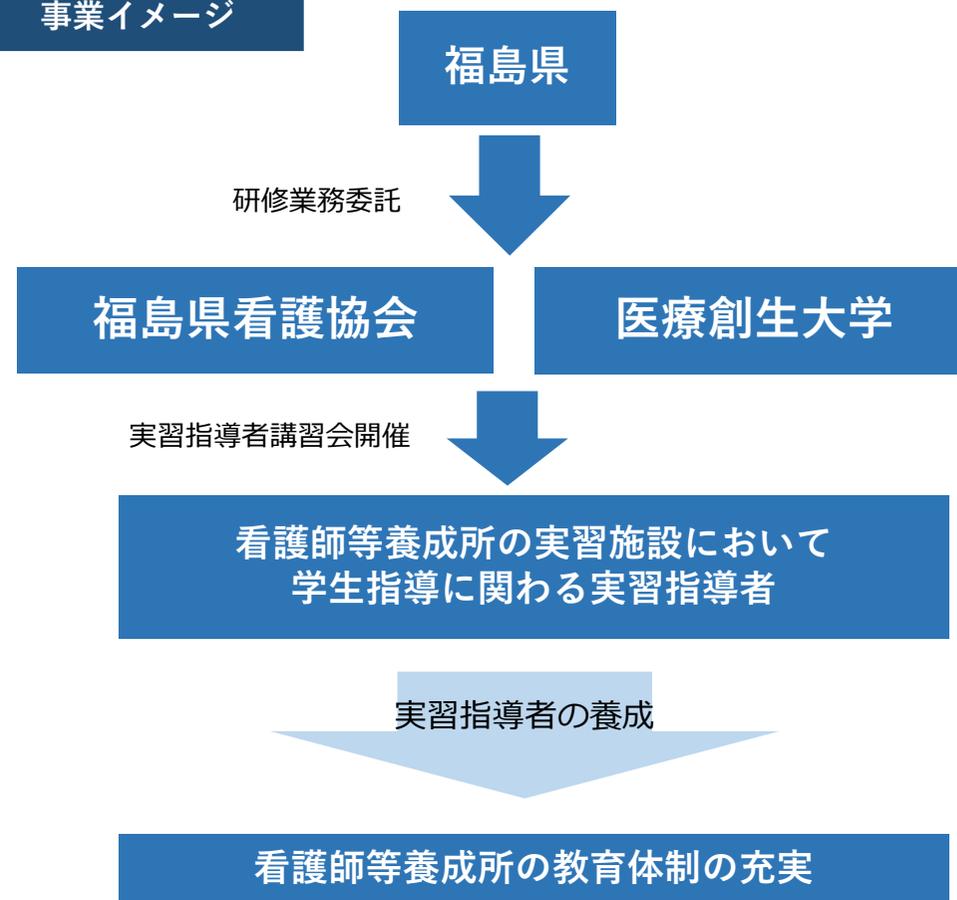
- ＜目的＞
- 学生指導に携わる養成所及び病院の看護職員を対象に、必要な知識や技術を修得させる。

- ＜概要＞
- 実習指導者養成講習会を開催

事業経費の概要

- 実習指導者養成講習会事業[9,541千円]
委託先 福島県看護協会 (7,917千円)
医療創生大学 (1,624千円)
- 実施期間 約4ヶ月
- 定員 30名×3回
(福島県看護協会2回、医療創生大学1回)

事業イメージ



講習会修了者が研修で修得した知識や技術を活かした看護基礎教育を行うことで、質の高い看護職員が養成され、県民が良質な看護を受けることができる。

2-13 看護教育体制強化支援事業

事業内容

背景・目的・概要

≪背景≫ 高度化する医療に対応できる臨床実践能力の高い看護師を養成する。

≪目的≫ 看護基礎教育の充実を図る。

≪概要≫

- 1 看護師養成所教育体制支援事業（1施設最大2名まで）
実習施設で学生の指導に当たる実習指導教員の配置を促進し、教育体制の強化を図るため、実習指導教員の経費を支援する。
- 2 看護教育・研究支援事業
看護学生の研究発表、看護教育研究に要する経費を支援する。
- 3 看護師等養成所創意工夫支援事業
ICTを活用した授業の実施や先進的な医療・看護の現場等への視察など各看護師等養成所等の創意工夫ある試行的な取組を支援する。

条件（対象者・対象行為・補助率等）

- ≪対象者≫
- 1 実習指導教員を配置する県内の看護師等学校養成所
 - 2 一般社団法人福島県看護学校協議会
 - 3 県内の看護師等養成所、医療関係団体

- ≪対象行為≫
- 1 実習指導教員の人件費
 - 2 看護学生の研究発表、看護教育研究に要する経費
 - 3 創意工夫ある試行的な取組に要する経費

- ≪補助率≫
- 1 10/10以内（基準額2,211千円）
 - 2 10/10以内（基準額1,500千円）
 - 3 10/10以内（基準額300千円）

事業イメージ

1 看護師等養成所教育体制支援事業

- ・資質の高い看護職を養成するために、看護師等養成所が実習指導教員を雇用し、実習施設で学生の指導にあたる。

2 看護教育・研究支援事業

- ・公開授業を含めた輪番制による公開授業を行う。
- ・教務主任を対象とした研修会を開催する。
- ・専任教員を対象とした学外短期研修会を開催する。

3 看護師等養成所創意工夫支援事業

- ・ICTを活用した複数の看護師等養成所合同での授業実施
- ・先進的な医療機関等を現地視察 など



目標・効果

- 1 実習指導教員の配置を支援し、学生が質の高い指導を受けるための実習環境の充実を図る。
- 2 研修・公開授業等から授業における取組等を通して、教員の教授力向上により資質の高い看護職の養成を図る。
- 3 各看護師等養成所の創意工夫ある試行的な取組の実績を作り、各看護師等養成所間の連携・情報共有等による学びの充実を図る。

2-14 (新)若者の県内定着のための看護の魅力発信事業

(R5 0千円)

事業内容

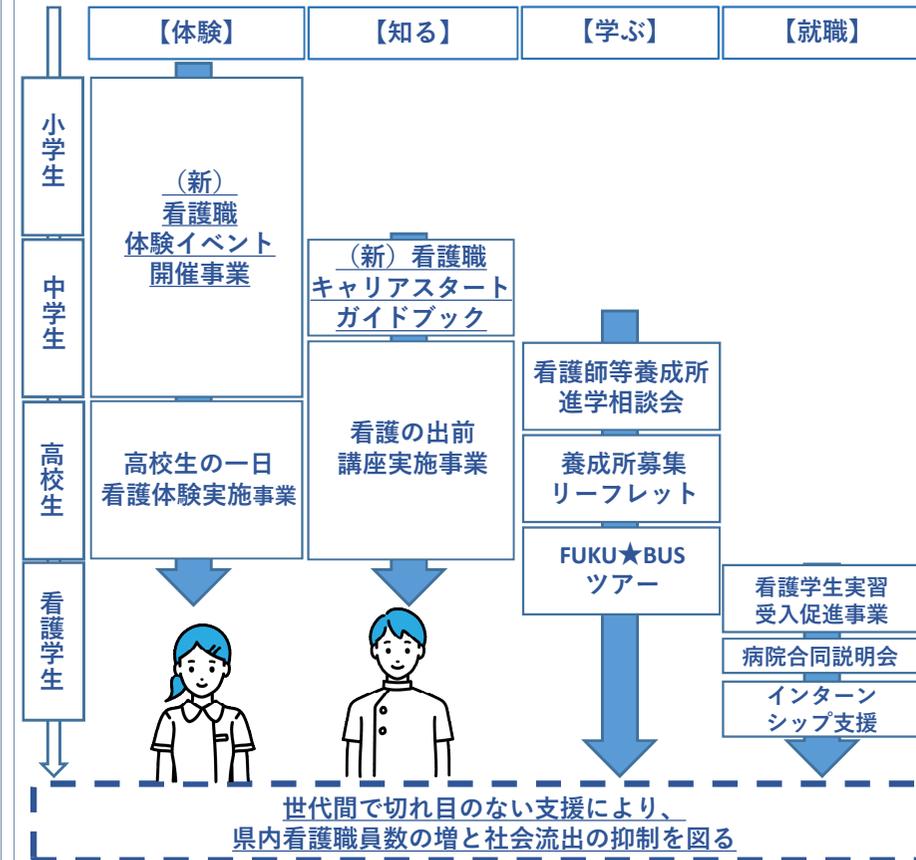
《現状・課題》

- 本県の看護職員数（常勤換算）は、令和2年12月末現在24,046人（公表値）で、計画上の需要見込数24,720人に対し不足している。
- そのような中、福島県の20歳未満人口は、令和5年6月時点で約27万人である。震災前の平成22年度と比較すると10万人以上の減少（減少率27%）であり、少子化が急激に進んでいる。
 - さらに、令和5年度の看護師等養成施設の入学者数は774人であり、震災前の平成22年度と比較して388人の減少（減少率33%）。
 - 将来に向けて、医療提供体制を支える看護人材の確保、特に看護職を目指す若年層を増やすことは喫緊の課題であり、就職に至るまでの切れ目なくサポートすることが必要である。
 - また、県内で人材を確保することにより、若い世代の人口流出抑制にも資することとなる。

《主な事業の概要》

- 【体験】 一看護の魅力に触れる機会を提供— 16,215千円**
 - **[新規]** 看護体験イベント開催事業
小中学生を対象に、県看護協会、地元有缘のある玩具メーカー等と連携し、体験学習イベントを開催。
 - (既存事業) 高校生一日看護体験実施事業
- 【知る】 一看護職を目指す学生を確保— 4,951千円**
 - **[新規]** 看護職キャリアスタートガイドブック
教育庁と連携し、授業等で活用できる看護職になる方法を紹介するガイドブックを作成。
 - (既存事業) 看護の出前講座実施事業
- 【学ぶ】 一地域等の現状が学べる機会を提供— 8,905千円**
 - **[一部新規]** FUKU★BUSツアー
高校生等を対象に、ホープツーリズムの視点を加えるなど、医療に加え、地域等の現状が学べるバスツアーを実施。
 - (既存事業) 看護師等養成所進学相談会、看護師等養成所募集リーフレット
- 【就職】 一市町村、医療機関との連携を強化— 8,386千円**
 - **[一部新規]** インターンシップ支援
市町村、医療機関と連携し、インターンシップの受け入れ等を促進。
 - **[一部新規]** 病院合同説明会
看護学生等を対象とするとともに、病院の採用力向上のためのコンサルティングを実施。
 - (既存事業) 看護学生実習受入促進事業

事業スキーム



評価指標	現況値 (年度)	目標値 (R6)	目標値 (R7)	目標値 (R8)
(1)アウトプット指標				
・体験学習事業参加者数	—	1,300名	1,350名	1,400名
・バスツアー参加者	37名 (R5)	120名	140名	160名
(2)アウトカム指標				
・県内看護師等養成所の入学定員に対する充足率	67.8% (R4)	79.0%	84.5%	90.0%
(3)総合計画の指標				
・就業看護職員数（全県）	24,046 (R2)	25,531	25,719	25,906
・人口の社会増減	△6,652 (R4)	△4,184	△3,486	△2,788

基本的な事項

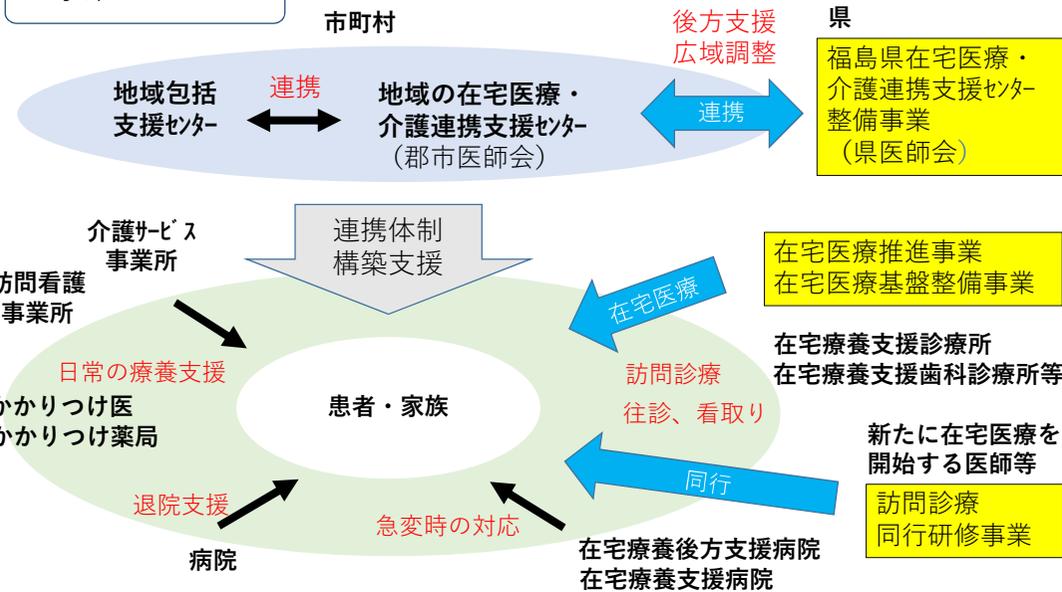
背景・目的

医療・介護・介護予防・住まい・生活支援を一体的に提供していく「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、患者が住み慣れた自宅や地域で安心して暮らすことができるよう、退院後の生活を支える在宅医療を推進する必要がある。

課題と対策

- 在宅医療を行う従事者の不足 → 人材の確保・育成
- 関係機関の連携不足 → 多職種連携の推進
- 患者・家族の在宅医療に関する理解不足 → 県民への普及啓発

事業イメージ



事業内容

1 福島県在宅医療・介護連携支援センター整備事業 (委託：18,558千円)

- ◎ 県内の在宅医療・介護連携を推進するための拠点を設置し、医療・介護の一体的なサービス提供体制を構築する
 - ①関係機関の連携支援・相談対応
多職種連携を推進するためのコーディネーター（医療有資格者）を配置
 - ②研修会等の開催
関係機関や市町村を対象とした研修会の開催、県民への普及啓発
 - ③各支部の在宅医療・介護連携支援センターに対する支援
課題検討・好事例の水平展開のための合同会議の開催、外部研修受講費用助成による相談員の育成、調査研究や周辺市町村の支援を行うスタッフ配置に係る助成
 - ④地域包括ケアシステム推進協議会の運営
関係機関による課題・対応策の検討

2 訪問診療同行研修事業 (委託：20,000千円)

- ◎ 在宅医療の需要増大を踏まえ、在宅医療を担う人材の確保・育成を行う
 - ①導入研修会の開催
新たに在宅医療を開始する医師等を対象に、座学及び現場研修を各方部で実施
 - ②アドバイザー派遣
研修会に参加できない方を対象に講師を派遣し、個別研修・相談を実施

基本的な事項

背景・目的

団塊の世代が75歳以上となる2025年を目途に、医療や介護が必要な状態となっても、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、患者の症状に応じた適切な医療を将来にわたって提供できる体制を構築する必要がある。

現状・課題

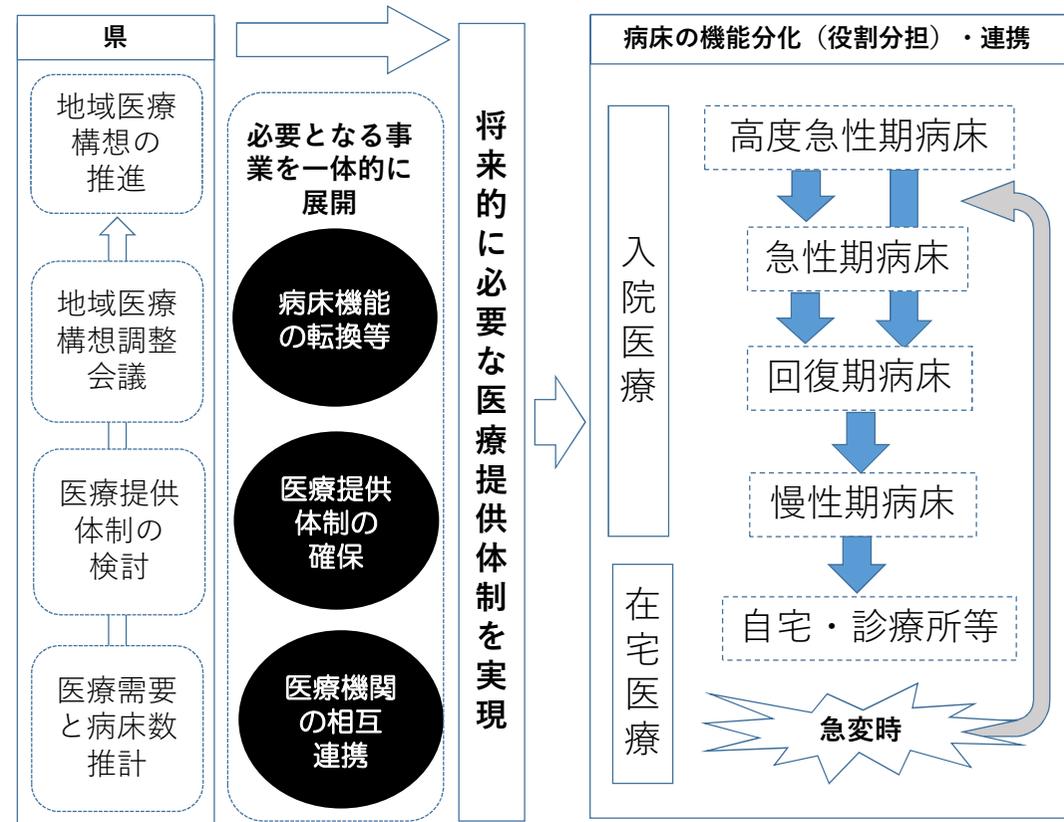
- 切れ目のない医療提供体制の確保
- 地域ごとに不足する医療機能が異なる現状
- 限られた医療資源の有効活用

取組の方向性

- 病床機能の転換等に必要な施設・設備整備を推進
- 地域の実状に応じ、不足する医療提供体制を確保
- 医療機関相互の連携を推進（切れ目のないサービス提供）

事業イメージ

急性期から回復期、在宅医療に至るまで、一連のサービスを地域において総合的に確保するため、病床の機能分化・連携を推進に資する事業を実施する。



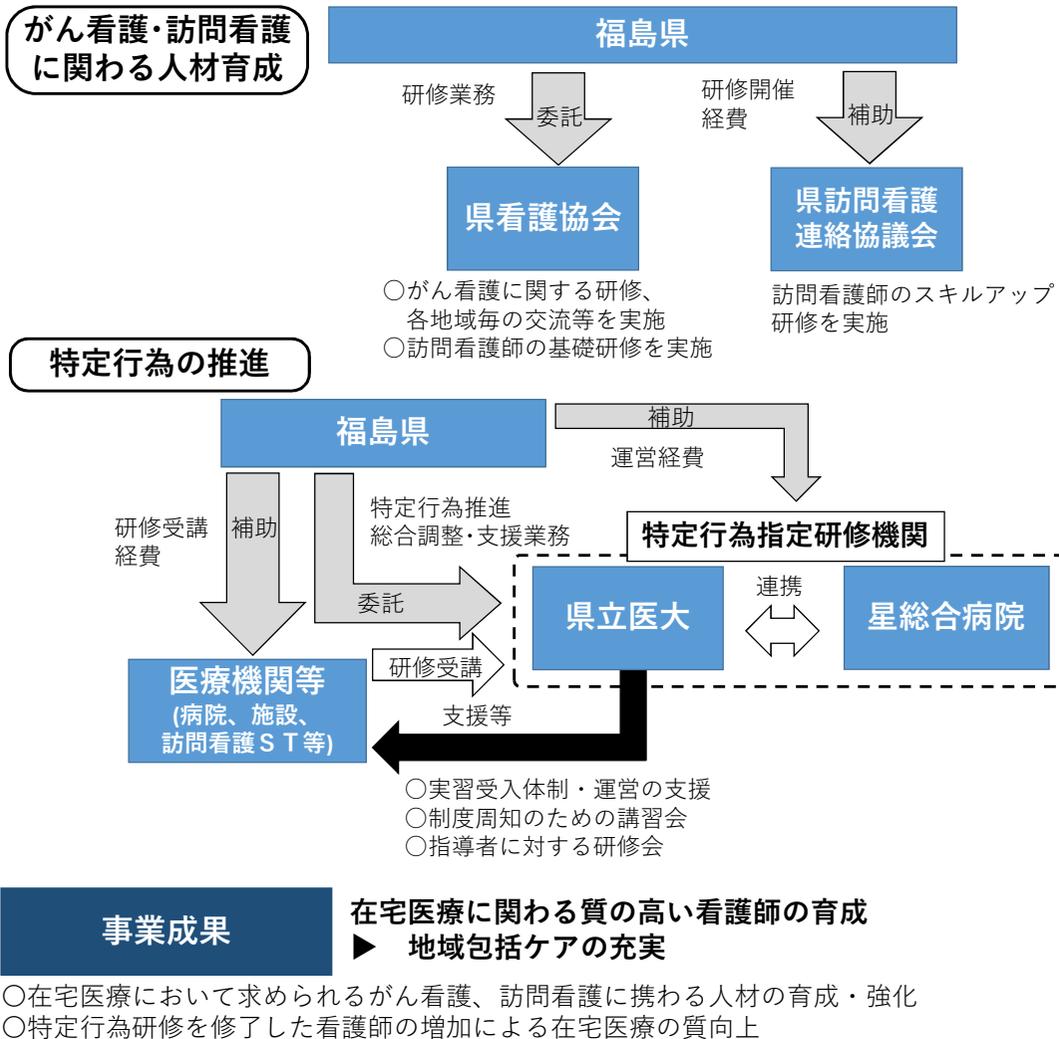
事業内容

《現状・課題／事業目的》

がん患者を含む、医療依存度が高い在宅療養者が増加しており、在宅医療に関わる質の高い看護師の継続的な育成が求められている。このため、がん看護や訪問看護に従事する看護師を対象とした実践的な研修を実施するとともに、特定行為研修を修了した看護師を育成するための受講経費の補助や研修実施体制の強化等に取り組む。

- 1 **がん看護推進連絡会議[389千円](直営)** 県全体におけるがん看護活動について検討
- 2 **がん看護研修[2,337千円]** 委託先 福島県看護協会
がん看護に携わる看護師の育成・強化のための研修会等を開催
委託内容：がん看護研修の開催、各地域毎の交流及び活動状況の報告、各地域毎の課題検討、今後の具体的な取組の検討等
- 3 **訪問看護推進連絡会議[291千円](直営)** 訪問看護支援体制について検討
- 4 **在宅医療推進のための訪問看護人材育成事業[3,175千円]**
 - (1) 訪問看護に従事するための基礎研修を実施[1,752千円] 委託先 福島県看護協会
 - (2) 訪問看護師のスキルアップのための研修経費を補助[1,363千円]
補助先 福島県訪問看護連絡協議会 補助率10/10(基準額1,363千円)
 - (3) 訪問看護師人材育成研修会の派遣旅費を負担[60千円]
- 5 **特定行為推進事業[46,293千円]**
 - (1) 医療機関等へ研修受講費用を補助[25,000千円] 補助率10/10(基準額500千円/人)
 - (2) 訪問看護ステーションへ研修受講のための代替職員賃金を補助[2,100千円]
補助率10/10(基準額700千円/事業所)
 - (3) 特定行為指定研修機関の連携強化を図る連絡会議の開催(直営)[331千円]
 - (4) 特定行為の更なる普及・推進のため、関係機関との総合調整・支援を担う体制を整備[14,042千円]
委託先：福島県立医科大学
委託内容：特定行為研修修了者の増加に向け、関係機関に対する実習受入体制・運営の支援、普及啓発講習会、指導者養成講習会の開催、特定行為研修修了者に対するフォローアップ。
 - (5) 特定行為指定研修機関へ研修運営経費を補助[4,820千円]
補助率(備品整備経費1/2、eラーニング経費10/10)
- 6 **多職種連携推進事業[500千円]** 補助先：医療福祉関係教育施設及び関係団体
高校生や養成所等の学生を対象とした多職種連携研修等の経費補助(補助率1/2)

事業スキーム



概要

病院・診療所・薬局・介護施設などにおいて医療福祉情報の連携を行うため、地域医療情報連携ネットワーク(キビタン健康ネット)の普及推進の取組を支援するとともに、キビタン健康ネットにより診療情報の提供を行う医療機関に対する支援を行う。

背景

- ◆ 2025年には、概ね全ての団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる。
- ◆ 人口減少・高齢化に伴う医療ニーズの質・量の変化や労働力人口の減少を見据え、質の高い医療を効率的に提供できる体制を構築するためには、地域の医療機関の役割分担や、医療と介護の連携を進めていく必要があり、医療・介護サービス利用者も含めた関係者間での適時適切な情報共有が不可欠。

現状・課題

福島県内では、平成27年度から、一般社団法人福島県医療福祉情報ネットワーク協議会が「キビタン健康ネット」を整備、運用している。

※ キビタン健康ネットとは

患者の同意のもと、診療情報(処方、検体検査、注射・画像・入退院歴など)や調剤情報、地域連携パスなどを参加施設間で共有し、診療に役立てるシステム。

【課題:1】 情報連携を促進するために、キビタン健康ネットの参加施設や参加県民を増やす必要がある。

→ 医療機関、介護施設、薬局などの施設においては、「具体的にどういったシステムか、よく分からない」という場合も多い。

→ 県民においては、そもそもキビタン健康ネットを知らないという方が大半の状況。

- ・参加施設数=727施設(R5.12月末時点)
- ・キビタン健康ネットでの情報共有に同意した患者件数=135,883人(R5.12月末時点)
- ・現状年間アクセス数/目標アクセス数=870,675件/1,015,000件
(R4年度末時点/R12目標)

【課題:2】 キビタン健康ネットにおける「情報提供施設(※)」においては、情報公開用機器の設置や更新時のコスト負担が大きい。

「情報提供施設」・・・地域の中核病院などであり、自院に搬送される患者について、症状安定後や、大きな検査を終えた後に、地域のクリニックなどに円滑に転院等を行えるよう、自院の保有する診療情報を常時、他施設に公開する施設。

事業内容

1 地域医療情報ネットワーク普及推進事業(事業費: 13,500千円)※一般財源

参加施設や参加県民を増やし、キビタン健康ネットを拡充するため、ネットワーク協議会が行う以下の取組に対し、補助金を交付する(補助率1/2)。

(1)【キビタンネット認知・理解促進事業】 1,500千円

- ◆ 県内医療機関、介護施設等を訪問。デモ操作等により、活用方法などの説明を行う。

→ 【効果】:キビタン健康ネットの機能や利用場面などを具体的にイメージし、活用メリットを理解していただくことで、参加施設を増やす。

(2)【県民広報窓口設置拡大事業】 12,000千円

- ◆ 県内各地域の中核病院に、「キビタン健康ネット広報窓口」を設置。現在受診している患者をターゲットとして、広報活動を行う。

→ 【効果】:実際に病院に雇っている患者に広報を行い、転院時の検査省略や薬の重複処方の回避による患者の負担軽減などのメリットを知っていただき、参加県民を増やす。

2 地域医療情報ネットワーク推進助成事業(事業費: 81,040千円)※確保基金

地域の中核的病院等が新たにキビタン健康ネットの情報提供施設となる場合や、情報提供施設が機器更新を行う場合に、機器導入、更新に対して補助金を交付する。(補助率 1/2、1/3)

→ 【効果】:地域の中核病院等が情報提供施設となることで、周辺の診療所、薬局等、連携施設の参加が期待される。病院のシステム見直しと併せ更新を支援することで、ネットワーク全体の情報連携体制の強化に繋がる。

重点番号 1-①-5 **2-19 双葉地域二次医療提供体制確保事業**
 重点番号 1-①-6 **2-20 避難地域等医療復興事業**

1,970,984千円 (R5: 1,553,487千円)
 2,174,001千円 (R5: 2,066,523千円)

地域医療課

医療機関	震災前	震災直後	R6.2現在
病院	8	1	2
診療所 (うち、企業内診療所)	61 (17)	3 (3)	32 (8)
歯科診療所	32	0	9
薬局	31	0	5
合計	132 (17)	4 (3)	48 (8)



近隣地域 (旧緊急時避難準備区域)
現状・課題5
 ○避難地域で提供できない専門医療 (透析、周産期)、不足する救急医療を補完する医療機能の強化が必要。

避難地域
現状・課題1
 ○眼科や皮膚科、小児科等の診療科及び薬局が不足。
 ○避難指示解除後間もない地域では特に患者が少ないため、医療機関の経営が診療報酬のみでは成り立たない場合が多い。
現状・課題2
 ○高齢者の通院の移動手段の確保が課題。
 ○高齢者帰還に伴い、健康づくり、在宅医療 (服薬管理を含む) の需要が増加。
現状・課題3
 ○2次救急医療提供体制の確保が必要。
現状・課題4
 ○医療従事者等、人材が不足。

令和6年度事業内容

1 避難地域の医療提供体制の再構築

- ①地域で必要とされる医療の確保
 - ・地域で必要とされる医療機関の再開を支援。
 - ・再開・開設した医療機関、訪問看護施設等の経営を支援。
 - ・医療機関が実施する自動車による送迎等、高齢者へ医療を提供するための取組を支援。
- ②二次医療提供体制の整備
 - ・「ふたば医療センター附属病院」の運営費、多目的医療用ヘリの運航を支援。
 - ・県立医大に「ふたば救急総合医療センター」の運営を委託し、ふたば医療センター附属病院の救急診療体制を支援。

・双葉地域における中核的病院の整備に向けた基本計画策定等 (病院局で別予算計上)

2 近隣地域の医療提供体制の充実

- ①避難住民への医療提供体制の確保
 - ・いわき市に整備された「双葉郡立診療所」の運営費、南相馬市、いわき市で開設している休日夜間診療の運営費を支援。
- ②専門医療の医療提供体制を確保
 - ・透析、周産期等、避難地域で提供できない専門医療の医療提供体制の強化を支援。

3 原子力災害により不足した医療従事者の確保 (医療人材対策室で別予算に計上)

- ①短・中期的な医療従事者の確保
 - ・他地域への流出防止及び従事継続に要する経費を支援。
- ②長期的な医療従事者の確保
 - ・将来、県内の医療機関等に勤務を希望し学生に対して修学資金を貸与。(対象者には双葉郡を含む浜通りでの勤務を通し避難地域での従事者を確保)

事業内容

背景・目的・概要

《背景・目的》

修学資金被貸与医師等若手医師のキャリア形成と地域医療従事の両立を図るため、特に医師少数区域での需要が今後高まる「総合診療医」の養成を支援するとともに、専門医志向の高い若手医師のキャリア形成環境を拡大するため、専門研修施設の新設を促進するもの。

《概要》

1 総合診療医養成支援事業 17,158千円

公立大学法人福島県立医科大学が設置した「総合内科・総合診療医センター」が行う医学生向けの研修会や臨床研修医向けのWebカンファランス等、総合診療医（※）の養成にかかる経費を補助するもの。

対象者：公立大学法人福島県立医科大学

対象事業：総合内科・総合診療医センターが実施する総合診療医養成のための研修会等の開催経費

補助率：10/10

総合診療医養成数の目標

〔重点事業期間（3年間）〕

H30

H31

R2

R3

R4

R5

R6

（9名の専攻医確保済み）

3年間で18名の確保を目指す

（※ 総合診療医の県内定着を図るため、令和4年度より、将来総合診療医を目指す医学生向けの修学資金貸与制度を新設）

2 専門研修設備整備支援事業 10,000千円

福島県内の医療機関の内、新たに専門研修施設を新設するために必要な備品購入費等の設備整備費の一部を補助するもの。

対象者：福島県内の医療機関

対象事業：専門研修基幹施設（基幹プログラム作成）及び専門研修基幹プログラムにおける

専門研修連携施設の新設に必要な備品購入費等の設備整備費

補助率：2/3（1医療機関あたり5,000千円×3病院×補助率2/3）

専門研修設備整備支援の目標

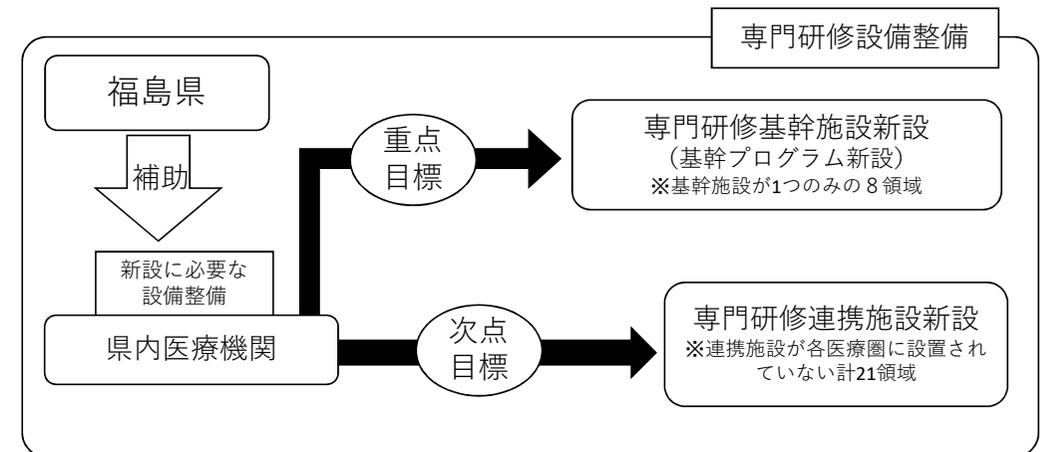
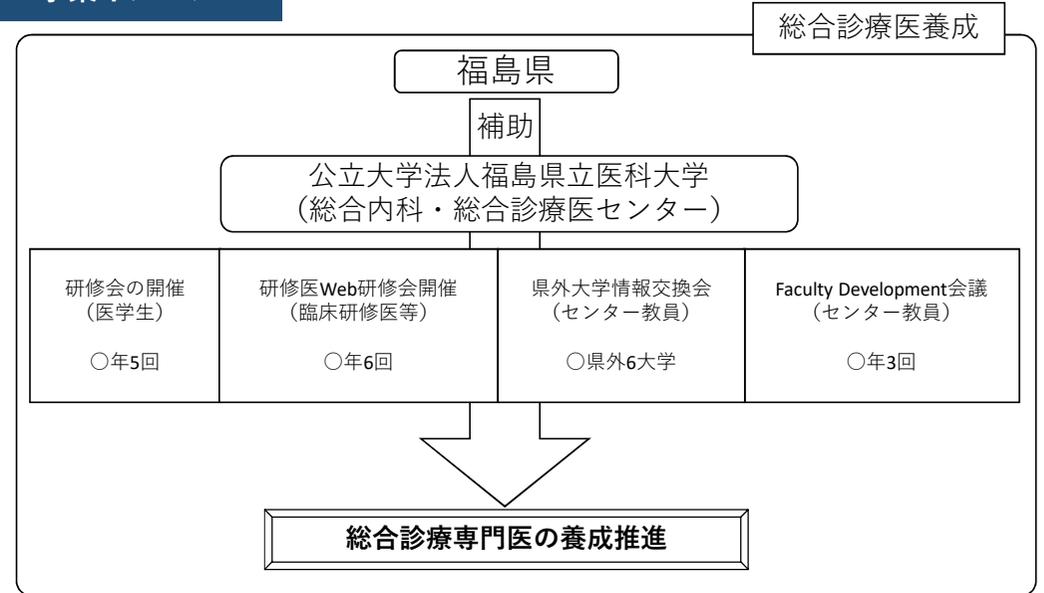
重点目標

・基幹施設が1つしかない領域について、複数設置を目指す（計8領域）

次点目標

・研修施設がない医療圏・領域について、連携施設の複数設置を目指す（計21領域）

事業イメージ



地域医療提供体制の充実を図る

事業内容

背景・目的・概要

＜背景＞

- ・地域社会を医療という分野から再生・活性化し、本県の復興の姿を全世界に向けて発信していく必要がある。

＜目的＞

- ・ふくしま国際医療科学センター先端臨床研究センター（県立医科大学内に設置）の運営に要する経費を補助する。

＜概要＞

- ・同センターが行う、最先端の医療機器を用いた画像診断による各種疾病の早期発見や検査精度の向上及び、アスタチン（211At）等を用いた放射性薬剤の研究開発等の取組を支援する。

条件（対象者・対象行為・補助率等）

- 1 先端臨床研究センター運営事業 510,200千円（R5年度 449,467千円）
県立医科大学に対し、先端臨床研究センターの運営に要する経費を補助する。

補助率：定額

財源：県民健康管理基金、原子力災害等復興基金

事業イメージ

福島県

補助金交付

県立医科大学

（先端臨床研究センター運営事業）

- ①最先端の医療機器（PET/MRI等）を用いた画像診断による各種疾病の早期発見・検査精度の向上支援
- ②放射性薬剤の研究開発の推進

県民健康調査の着実な実施
最先端の医療設備と治療体制の構築
世界に貢献する医療人材の育成
医療関連産業の振興

事業内容

背景・目的

国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある新興感染症等の発生・まん延に平時から備えるため、医療提供体制の整備に取り組むとともに、関係機関との連携体制の構築並びに衛生研究所等の検査体制や保健所体制の強化を図る。

事業の概要

(1) 感染症に対応するための医療提供体制強化

新興感染症等の発生・まん延時における医療提供体制を強化するため、感染症の対応に適した個室病床や個人防護具保管庫等の施設及び設備整備に対する補助を行う。

対象施設・設備	補助率
○新興感染症発生・まん延時において、新興感染症の患者を受け入れるための個室の整備	国 1/3 都道府県 1/3 事業者 1/3
○個人防護具保管施設 ○新興感染症発生・まん延時において、多床室を個室化するためなどの可動式パーテーション ○病棟のゾーニングを行うための改修 ○人工呼吸器 ○空気清浄機 ○簡易陰圧装置 ○簡易ベッド ○個人防護具	国 1/2 都道府県 1/2

(2) 関係機関との連携強化及び人材育成、衛生研究所・保健所等の体制強化

新興感染症等の発生に備えるため、感染症危機が発生した際に対応する人材の育成や関係機関との連携協力体制の強化、保健所及び衛生研究所等の体制整備を行う。

○新興感染症対策に係る連携体制の構築

感染症に関する情報交換会や協議会等を通じ、新興感染症に対する関係機関との連携体制を構築する。

○感染症対応に係る人材育成

関係機関との実践的な訓練を実施し、実効性の確保を図る。

○医療機関、高齢者施設等に係る感染症対策支援

保健所やICN等と連携し、医療機関や高齢者施設等に対する感染対策の助言・指導を行う。

○感染症検査体制等の整備

感染拡大時や集団感染等が発生した際に、医療機関等と速やかに連携して対処するために、検査や検体搬送等の業務実施体制を整備する。

事業イメージ

福島県感染症予防計画（令和6年3月策定予定）

関係機関との連携体制の構築、医療提供体制の強化、感染症対応に係る人材育成、衛生研究所等の検査体制及び保健所体制の強化

新興感染症等の発生・まん延時における体制確保

事業内容

《現状・課題》

- 新型コロナウイルス感染症により、医療機関等では感染者への対応や、院内感染対策等、これまでに経験したことがない対応を求められた。
- 様々な感染症リスクへの対応の要として、専門的な知識・技術を有する感染管理認定看護師の養成・確保が求められている。
- 令和5年9月に開講した感染管理認定看護師教育課程の運営を支援することで、養成・確保を目指す。

《概要》

1 感染症専門人材養成支援事業[19,470千円]

感染管理認定看護師の資格取得を促進するため、医療機関等に対し、受講に必要な経費を補助する。

効果
専門人材の迅速な養成・確保

2 感染症専門人材派遣事業[3,309千円]

中小の医療機関等に感染管理認定看護師を派遣し、専門的知識・技術の提供や院内における実践等を支援する。

効果
現場における実践能力の向上

3 感染症専門人材養成課程運営費補助事業[22,527千円]

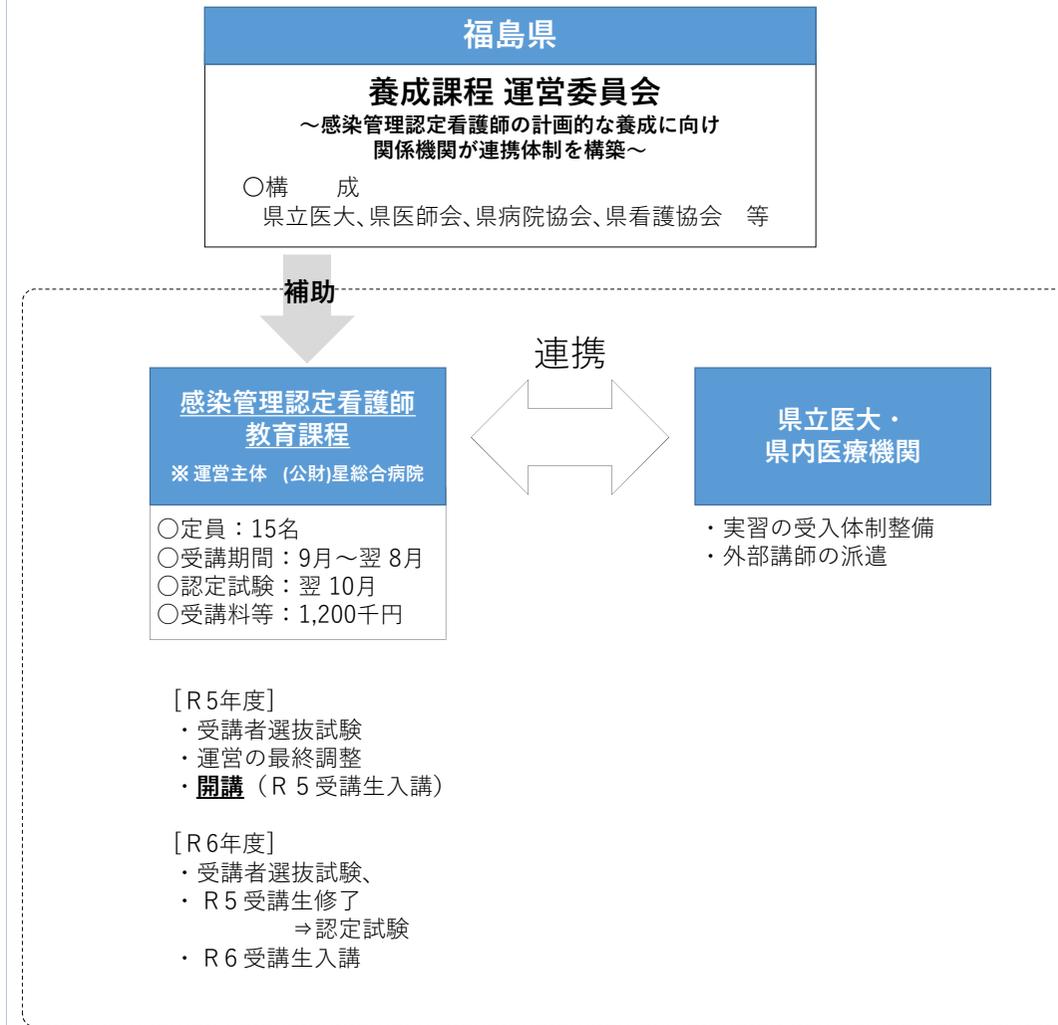
県内養成課程の運営に必要な経費を補助する。
補助対象者：(公財)星総合病院

効果
専門人材の継続的な養成・確保

評価指標	R3	R4	R5	R6	R7	
(1)アウトプット指標						
・感染管理認定看護師養成課程受講等に関する補助件数(R4~R5)	-	5	15	15	15	
・県内養成課程修了者数(R6~)						
(2)アウトカム指標						
認定看護師(感染管理)数	35	35	40	55	70	
(3)総合計画の指標	現況値(R3)	R4	R5	R6	R7	R12
認定看護師(感染管理)数	35	38	41	44	47	62

※総合計画の目標値を5年前倒しで達成する見込み

事業スキーム



事業内容

背景・目的・概要

《背景》

- ・輸血に必要な血液は手術などの治療に欠かせないものである。一方、医療技術や科学技術の目覚ましい進歩にある現在においても、血液を造ることは未だ不可能であり、献血により血液を確保する必要がある。
- ・少子高齢化（高齢化と若年層の減少）の進行により、今後、ますます血液需要の増加と献血協力者の減少が見込まれ、将来的な血液不足が懸念されている。
- ・そのような背景から、将来の献血を担う若年層対策は血液確保における最重要課題の一つとしてあげられている。
- ・中学生は献血に直接協力できない年齢ではあるものの、若い頃から、献血に対する考え方や必要性を教育することは非常に重要であるため、中学生を対象とした事業を展開するものである。

《目的》

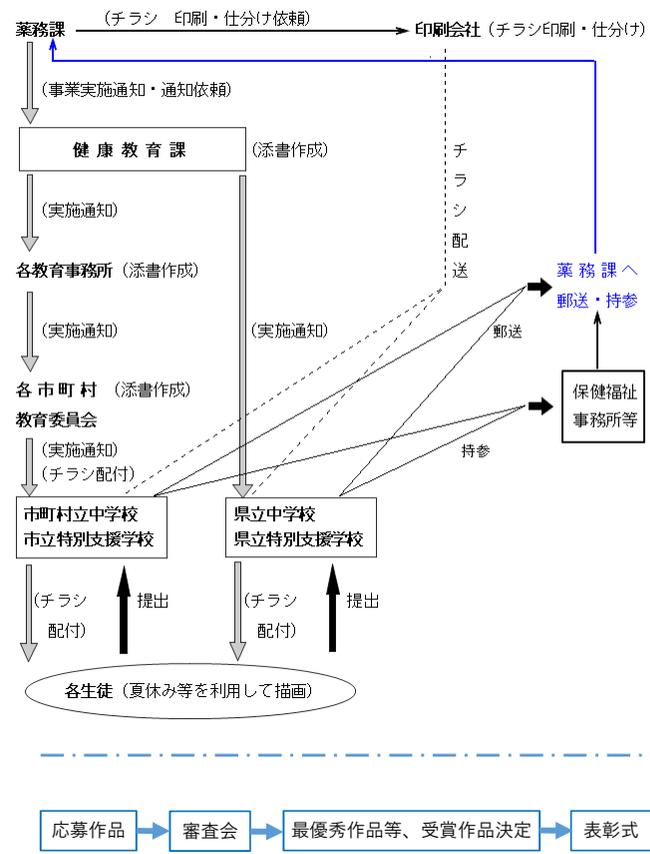
- ・将来の献血の担い手である県内の中学生を対象に、献血推進をテーマとしたコンクールを実施し、人間尊重と相互扶助の精神を基本理念とした献血意識の普及啓発を図る。

《概要》

- ・福島県内の中学校又は特別支援学校中等部等に籍を置く中学生を対象に、献血思想の普及啓発に関するポスター作品の応募を募り、集まった応募作品の中から審査会を経て、最優秀作品（1点）、優秀作品（2点）、入選（8点以内）、学校賞（2校）を選出し、表彰式において受賞者を表彰する。
- ・最優秀作品及び優秀作品に選ばれた作品については、各中学校等に配布するポスター（献血啓発資材）として活用する。

事業イメージ

ジュニア献血ポスターコンクールフローチャート



(参考)
令和4年度受賞作品ポスター



3-1 (一部新規)結婚・子育て応援事業

375,542千円
(R5 357,999千円)

こども・青少年政策課

事業内容

背景・目的・事業の課題・概要

本県の合計特殊出生率は1.27（全国平均は1.26）であり、全国平均をわずかに上回っているものの、未婚率の上昇や晩婚化の進行に伴う出生数の減少等により、県人口が減少し、活力が失われかねない状況にある。令和4年の出生数は9,709人と初めて1万人を割り込んだ。また、婚姻数においては全国では3年ぶりに増加した一方で本県においては6,088組と減少し、出生数とともに過去最低の数値となった。

【事業の概要と今後の取組】

1 ふくしまえんむすび事業

結婚から子育てまで切れ目なく支援するため、「ふくしま結婚・子育て応援センター」を中心に、ライフステージ毎に応じて各種事業を実施する。

令和6年度においては、「合同婚活イベント」やセンター主催の対面イベントの実施回数を増やし、女性が参加しやすい企画内容とする。また、既存の市町村との連携をさらに拡大していく。また、オンラインのイベントは廃止とし、対面のイベントを増加させる。

2 ふくしま育パパ事業

プレパパ、子育て中の男性を対象に家事・育児の啓発を行う育パパセミナーを開催する。一部WEBでの開催や、会場に託児コーナーを設けることによりより多くの参加者の確保を図る。

3 市町村えんむすび応援事業（補助率：事業内容により3/4、2/3、1/2）

国の地域少子化対策重点推進交付金を活用し、市町村が独自に実施する少子化対策を支援する。協議会の開催し、特に自治体間連携の取組を促進する。

4 結婚新生活応援事業（補助率：コースにより2/3もしくは1/2）

新規に婚姻した世帯（世帯所得500万円未満）に対し、新生活費用（新居の家賃、引越費用等）を支援する市町村の事業に対して補助する。都道府県主導型市町村連携コースの実施により市町村の財政負担軽減を図り拡大に向けての働きかけを行う。

5 (新規)民間企業等の若手社員の交流推進事業

地域の企業・団体等と連携し、若手社員の様々な交流の場を創出することにより、地元での男女の出会いの機会を増やし、福島での結婚の希望がかなう環境づくりを進め、若者の地元定着につなげることを目的とし、以下の事業を実施する。

① 若手社員の出会いの場創出事業（補助率：2/3、婚活イベントは10/10、上限額20万円）

青年会議所や企業等が自ら企画・開催する出会いの場創出に資する取組への補助

② オーダーメイド型企业間連携婚活イベント推進事業（実施回数：3方部 各3回）

複数の企業の意向を踏まえた婚活イベントの企画・開催を民間事業者へ委託

③ 若手社員等の交流促進事業（実施回数：3方部 各2回）

スポーツや文化活動などの交流イベントの企画・開催を民間事業者へ委託

事業イメージ

【目的】

結婚を望む人が結婚し、安心して子どもを生み育てられる環境を築く

◆ ふくしま結婚・子育て応援センター ◆

1 ふくしまえんむすび事業

- ・ふくしま結婚・子育て応援センターの運営
- ・結婚マッチングシステム「はび福なび」の運営
- ・婚活イベント・セミナーの開催
- ・「世話やき人」の養成および活動支援
- ・市町村、ふくしま結婚応援サポーター企業との連携

2 ふくしま育パパ事業

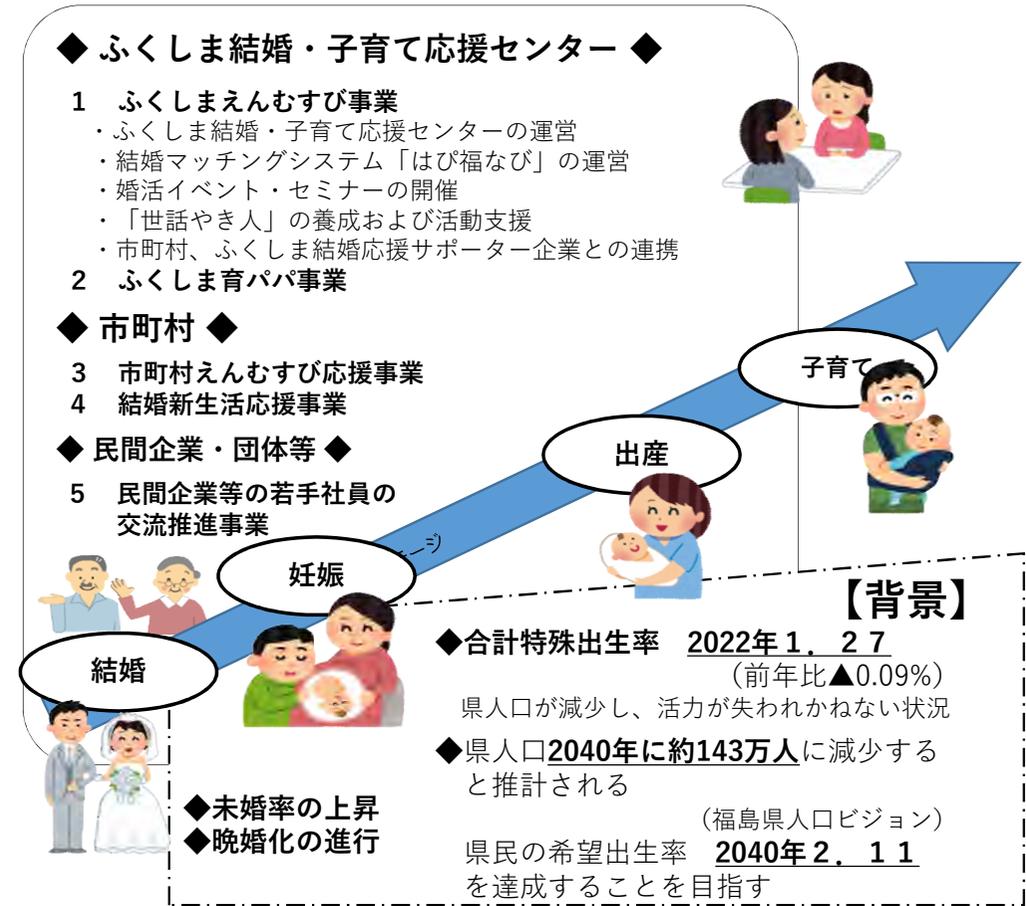
◆ 市町村 ◆

3 市町村えんむすび応援事業

4 結婚新生活応援事業

◆ 民間企業・団体等 ◆

5 民間企業等の若手社員の交流推進事業



【背景】

◆合計特殊出生率 2022年1.27
(前年比▲0.09%)

県人口が減少し、活力が失われかねない状況

◆県人口2040年に約143万人に減少すると推計される

(福島県人口ビジョン)

◆県民の希望出生率 2040年2.11
を達成することを目指す

◆未婚率の上昇
◆晩婚化の進行

3-2 福島県周産期医療システム整備事業

事業内容

背景・目的

近年、産科医師不足や分娩取扱医療機関の減少に伴い、安心して子供を生み、育てやすい環境の確保が課題となっている。

そのため、妊娠、出産から新生児に至る総合的な周産期医療体制を確保することで「安心して子供を生み、育てやすい環境づくり」を推進する。

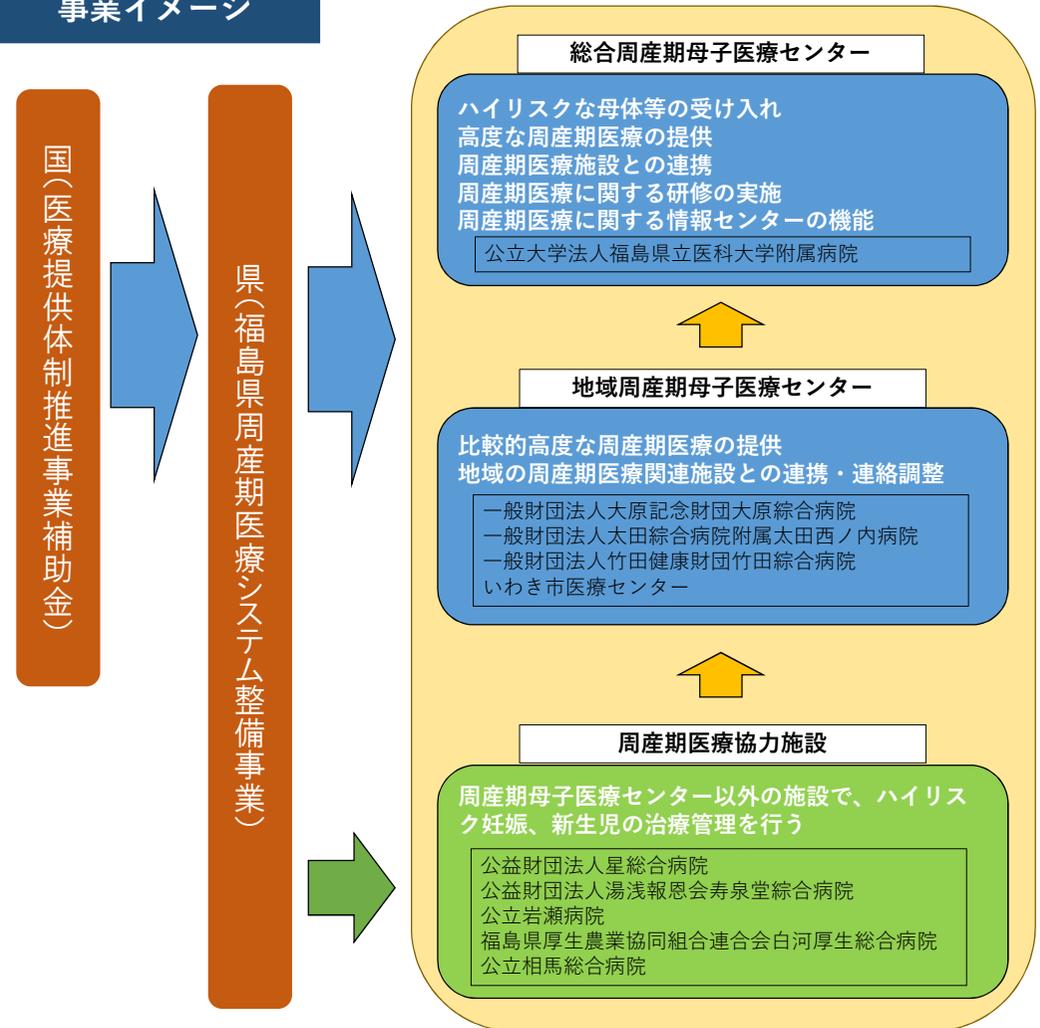
概要

周産期医療従事者に対する研修等の実施や、総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センター等に位置づけられている医療機関に対する運営費の一部を補助する。

事業の実施

- (1) 周産期医療研修会の実施
- (2) 周産期医療協議会・専門部会の実施
- (3) 周産期母子医療センター等への運営費の補助
 - ・補助対象病床：MFICU、NICU、GCU
 - ・補助率 1/3（総合周産期母子医療センターは2/3）

事業イメージ



事業内容

背景・目的・概要

《背景》

・本県の産科医、小児科医の絶対数が不足している中で、周産期医療従事者の労働環境も過重となるなど、本県の周産期医療は緊急の対策が求められている。

《目的》

・県立医科大学に委託して「ふくしま子ども・女性医療支援センター」を設置し、全国でも質の高い周産期医療を担う医師等を養成し、県民が安心して子どもを産み育てることができる環境を整備する。

《概要》

・県内の周産期医療機関への医療支援や、県外からの周産期医療を担う医師の招へい、専門診療や研究の指導・スキルアップのための研修会等による医師の養成などを図る。

事業イメージ

福島県



県立医大

事業委託

- 地域医療支援
県内拠点病院に対し、医師派遣を通じて診療、支援を行うことで、県内の子ども・女性医療水準の向上を図る。
- 県外の医師の招へい
産婦人科や小児科の医師を県立医大や県内医療機関へ招へいをする。
- 医師の養成
県立医大小児科学講座・産科婦人科学講座と連携し、子どもと女性の医療に携わる医師を養成する。
- スキルアップのための研修会・講習会
研修医や医療現場で従事している若手医師等を対象とした子どもと女性の医療に関するスキルアップのための講習会を行う。
- 周産期医療広報・啓発
全国学会等にてのブース設営や市民公開講座を開催開催する。

3-4 初期救急医療体制整備事業

事業内容

背景・目的

休日または夜間における軽傷の救急患者の医療提供体制を確保するため。

概要

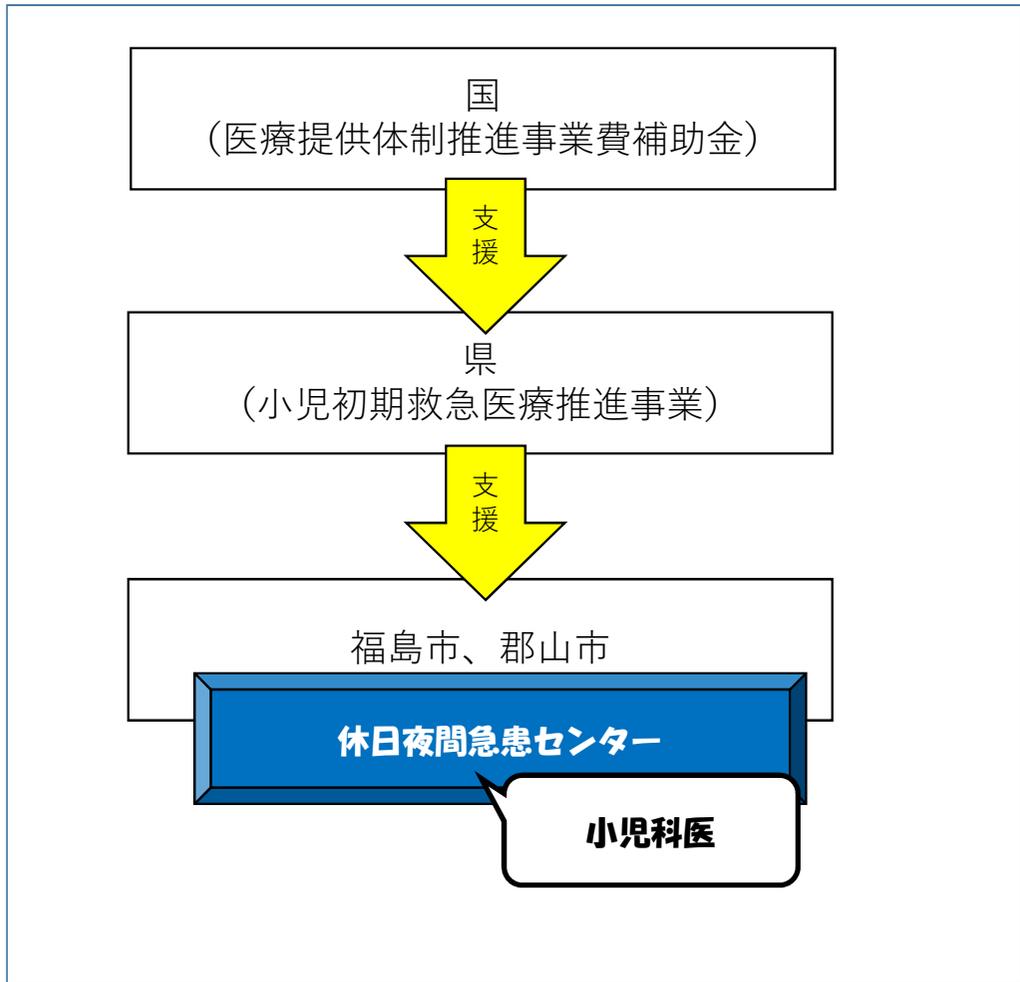
休日夜間急患センターを設置し、かつ小児科を標榜する医師を毎夜間配置する市町村に補助金を交付する。

- ・補助対象事業費
運営に必要な職員諸手当等
- ・補助基準額
21,000円×診療日数
- ・補助率
1/4

事業の実施

- ・補助先
福島市、郡山市

事業イメージ



3-5 福島県不妊症・不育症支援ネットワーク事業

目指す将来像

不妊症・不育症の診療体制や相談支援体制の整備や関係機関連携による包括的な支援体制の構築により、望む治療を安心して受けることができる環境をつくり、「日本一安心して子どもを生み、育てやすい環境づくり」及び多様なライフプランの実現に寄与する。

課題及び対応する事業

- ・ 県内医療機関の中核となる「福島県立医大生殖医療センター」の診療体制強化
 - ・ 不妊症・不育症に悩む方への心理社会的な支援の充実
 - ・ 県内の関係機関の連携による包括的な支援の実現
- ア 生殖医療センター事業
イ 不妊専門相談センター事業
ウ 不妊症・不育症支援ネットワーク協議会事業

事業イメージ（本県における不妊症・不育症支援の全体像）※本事業による実施は太字箇所

福島県不妊治療等体制強化事業 96,428千円

1 関係機関連携による包括的な支援体制の構築

- (1) 情報共有
- (2) ニーズ把握
- (3) 役割分担

⇒**不妊症・不育症支援ネットワーク協議会の実施**

(4) 人材育成

⇒**不妊専門相談センター事業（研修会の実施）**

2 治療を受けやすい環境づくり

- (1) 医療提供体制の充実 ⇒**生殖医療センター事業（医師等の確保）**
- (2) 経済的負担の軽減（※）
- (3) 治療と仕事との両立支援（※）

3 心理・社会的支援の充実

- (1) 相談支援の充実 ⇒**不妊専門相談センター事業（センター設置）**
- (2) ピアサポート活動の推進（※）
- (3) 特別養子縁組・里親制度の活用促進（※）
- (4) 治療後のフォロー体制の充実（※）

4 プレコンセプションケアの推進

- (1) プレコンセプションケア、思春期保健等の取り組み強化（※）
- ⇒**不妊専門相談センター事業（一般の方向け講習会の実施）**

（※）は他事業、他課・関係機関との連携による実施内容

1 事業の目的

令和4年4月から不妊治療の一部が保険適用となったが、保険適用とならない治療（混合診療、先進医療、年齢・回数制限超過）を受ける場合の自己負担が高額となり、治療の選択肢が狭まるおそれがあることから、治療費の一部を助成して経済的負担の軽減を図り、望む治療を受けられる環境を整備する。

2 事業の内容

不妊治療支援事業 187,795千円

- (1) 混合診療に対する助成（上限30万円（胚移植のみの場合10万円））
※一部保険適用外の治療が含まれることにより全額自己負担となる治療への助成
- (2) 保険の回数上限又は年齢上限を超えた治療に対する助成（上限20万円（胚移植のみの場合10万円））
- (3) 先進医療に対する助成（上限10万円）
- (4) 不妊検査に対する助成（上限3万円）

（事業イメージ）

	不妊治療	不妊検査
助成内容	〔保険適用外の治療に限る〕	〔保険適用の有無を問わない〕
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 45%;">混合診療(上限30万円 他)</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 45%;">回数上限超過 年齢上限超過 (上限20万円 他)</div> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; width: 45%; margin-top: 10px;">先進医療(上限10万円)</div>	<div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; width: 100%; text-align: center;">不妊検査 (上限3万円)</div>

3-7 妊産婦等支援事業

事業内容

背景 ・ 目的

核家族化や地域のつながりの希薄化等により、地域において妊産婦やその家族を支える力が求められていることから、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うための事業を実施する。

概 要

妊産婦等の支援を行う以下の事業を実施する。

- 女性のミカタ健康サポートコール等事業 336千円**
不妊や不育症、妊娠に関する悩み、思春期、更年期等の女性特有の健康に関する相談への対応
- HTLV-1母子感染対策事業 122千円**
母子感染対策の体制整備を図る
- 妊婦連絡票等活用事業 295千円**
産科医療機関等と市町村が連携し、妊産婦を早期に支援する体制の整備
- 妊娠高血圧症候群等特別助成事業 19千円**
妊娠高血圧症候群等に罹患している妊産婦に対する療養費の支援
- リトルベビーハンドブック活用事業 149千円**
低出生体重児を持つ保護者が活用できるハンドブックの作成

事業イメージ

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援

県、各保健福祉事務所

- 女性のミカタ健康サポートコール等事業
- HTLV-1母子感染対策事業
- 妊婦連絡票等活用事業
- 妊娠高血圧症候群等特別助成事業
- リトルベビーハンドブック活用事業

相談

- ・不妊
- ・不育症
- ・妊娠に関して
- ・思春期に関して
- ・更年期に関して

支援

連携

市町村

医療機関
(産科・小児科・精神科)

事業内容

背景・目的

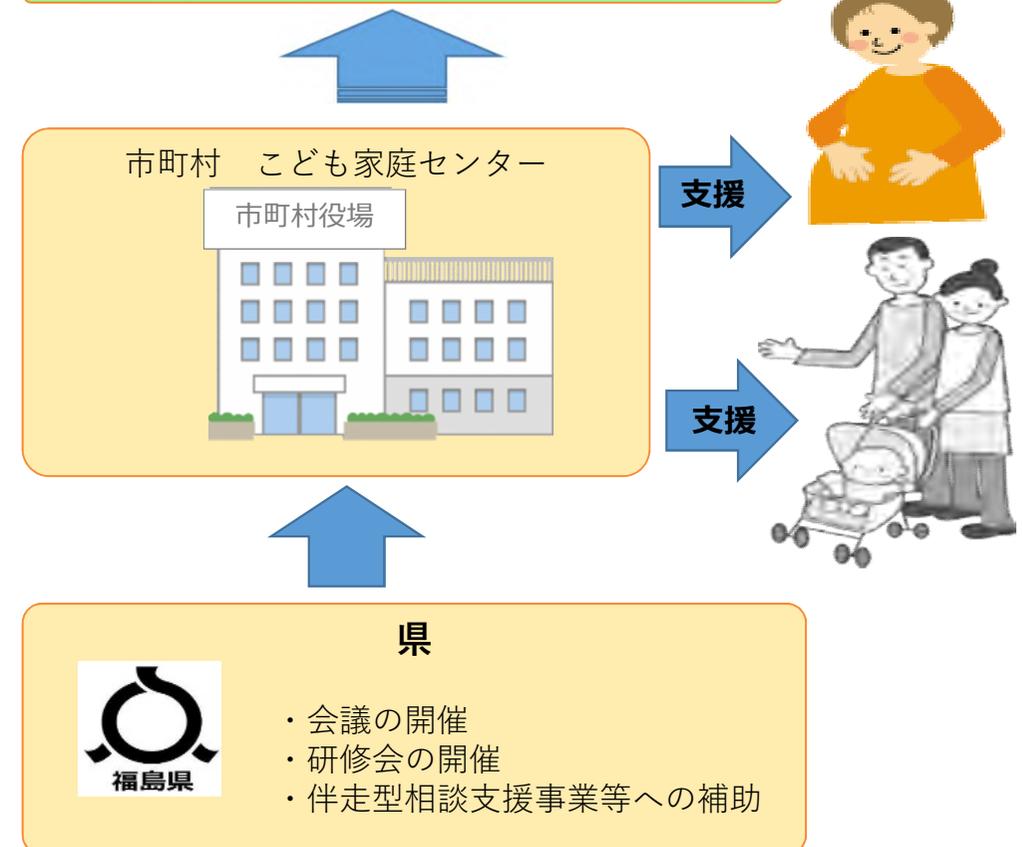
市町村が妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行う体制を整備できるよう支援することを目的とする。

概要

- (1) 市町村等連絡調整支援事業 204千円
市町村及び関係機関が妊産婦支援に関する情報を共有できるよう、連絡調整会議を実施する。
- (2) 妊産婦等支援力向上事業 1,376千円
市町村がこども家庭センター設置や機能充実等に必要な専門知識の習得を支援するため、県および保健福祉事務所において、必要な研修を実施する。
また、市町村の抱える課題に応じて、アドバイザー等を派遣する。
- (3) 出産・子育て応援交付金事業 226,850千円
市町村が実施する伴走型相談支援事業及び妊娠・出産時の経済的支援事業を実施するのに要する費用の一部を補助する。

事業イメージ

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援



3-9 家庭訪問型子育て支援事業

事業内容

背景・目的・概要

背景 ・ 目的

子育て家庭の孤立が問題になっているなか、民間団体が実施する家庭訪問型の子育て支援は、市町村の子育て支援事業の手の届きにくい部分を補完する取り組みである。

令和5年9月現在、県内で14団体がホームスタート事業を実施しているが、未設置地域においては支援が行き届いていない状況であり、県全体へ支援を広げていく必要がある。

そのため、ホームスタートに携わる支援者を育成し、県内において子育てをする家庭が安心して子育てできる環境を整備することを目的とする。

概要

○家庭訪問型の子育て支援団体設立支援事業 495千円

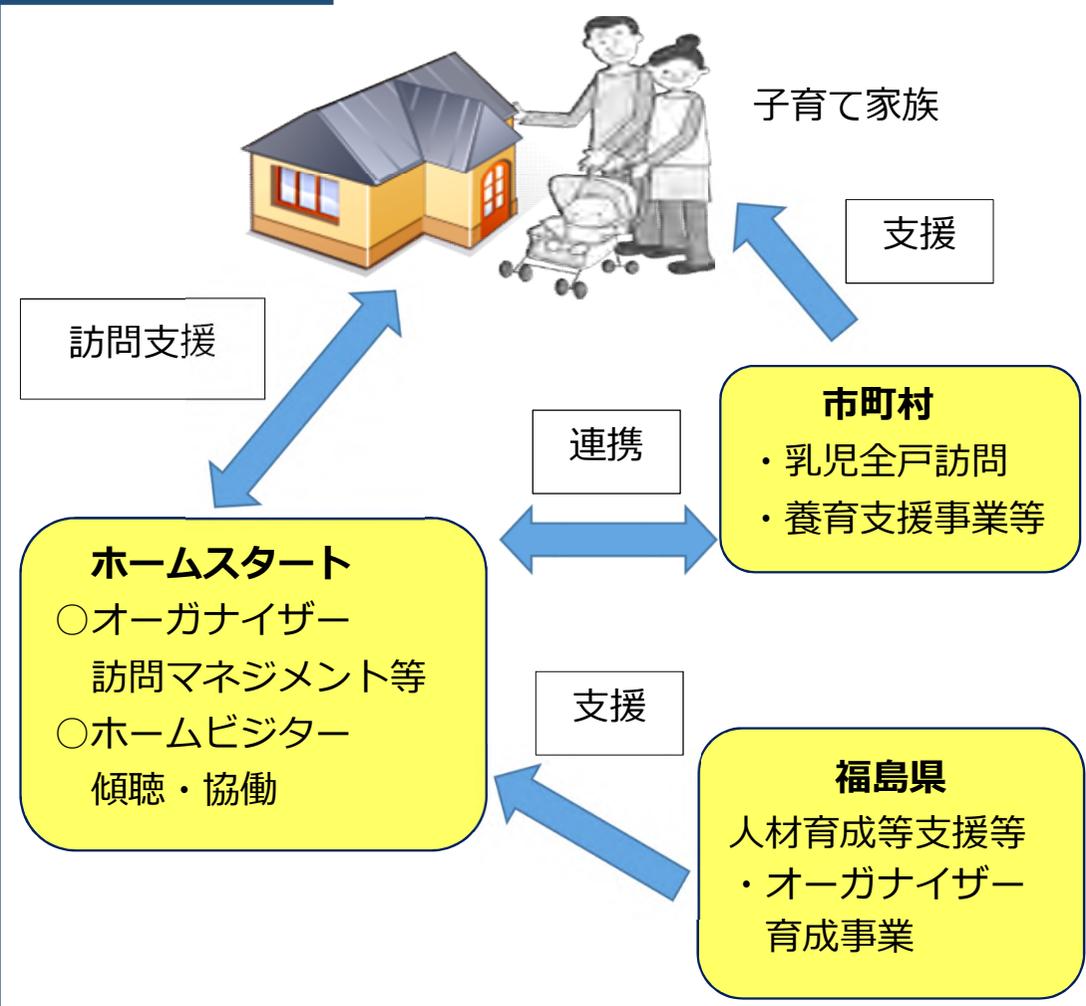
ホームスタート事業の中核となるオーガナイザーの人材を確保し、育成するための研修会を実施し、新たな団体の設立に向けた支援を行う。

- ・委託先 福島ホームスタート推進協議会
- ・研修回数 年1回（3日間）

また、交流会を開催し、ホームスタート活動の効果等について周知し、未実施地域での導入促進を図る。

- ・開催回数 年1回

事業イメージ



3-10 産前・産後支援事業

事業内容

背景 ・ 目的

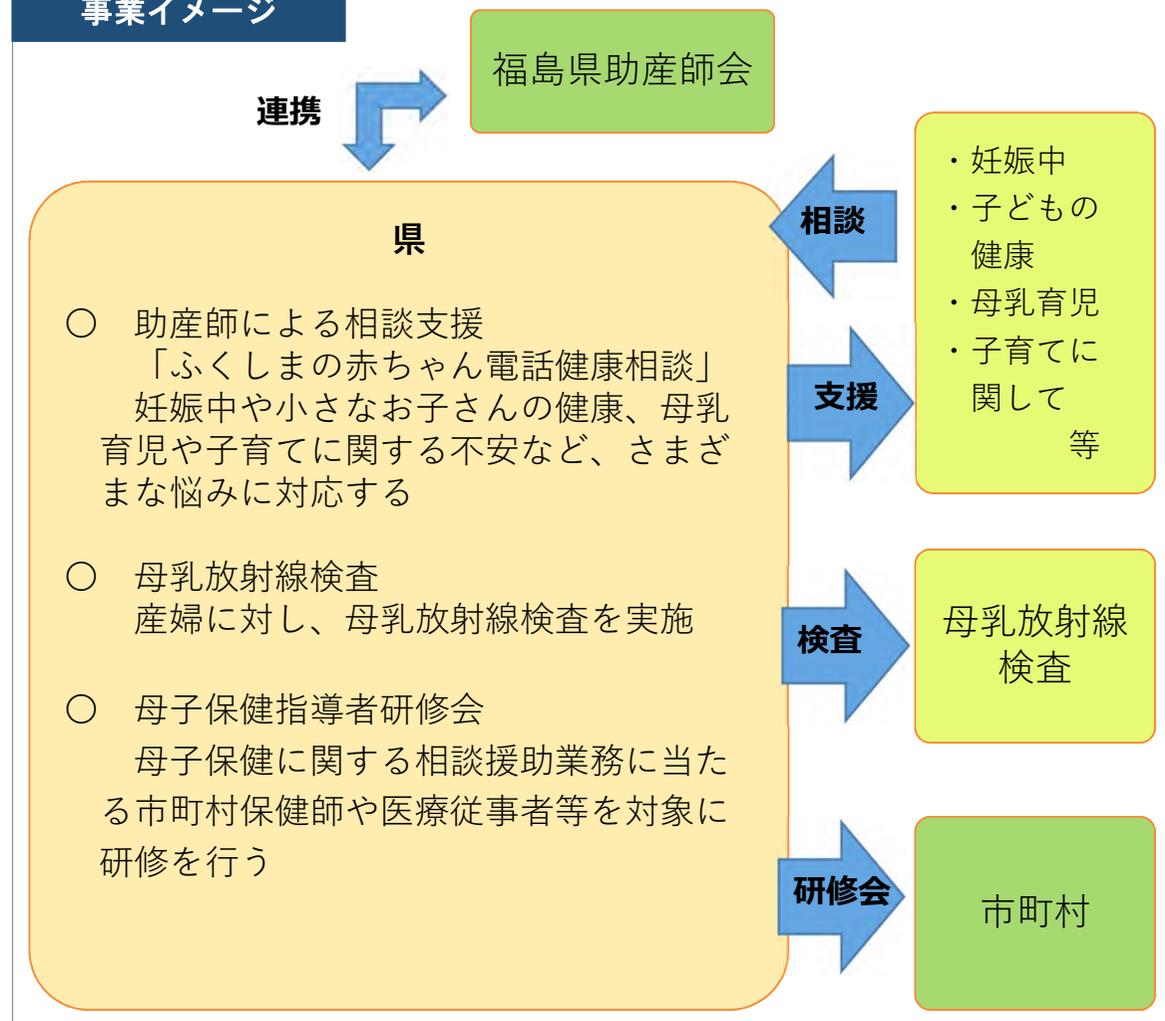
妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に、子育てや母乳等に関する相談を実施する。

概要

産前・産後支援事業 29,458千円

- 助産師による相談支援
妊婦や乳幼児を持つ保護者を対象に、助産師による相談支援を行う。
 - ・ふくしまの赤ちゃん電話健康相談（専用電話）
 - ・LINE・Zoomによるオンライン相談
- 母乳放射線検査
産婦に対し、母乳放射線検査を実施する。
- 母子保健指導者研修会
母子保健に関する相談援助業務に当たる市町村保健師や医療従事者等を対象に研修を行う。

事業イメージ



3-11 (新)えがお輝くふくしまの保育支援事業

事業内容

背景・目的・概要

国の保育所保育指針等において子どもの育ちのための「遊び」の重要性が示されているが、東日本大震災やコロナ禍により子どもの遊びを制限されてきた経緯もあり、保育士の遊びに対する認識に差があるため、遊びを通して各施設、そして県全体の保育環境を改善する必要がある。

また、入園児童は1日の大部分を保育所等で過ごすため、保育環境を改善し保育の質の向上を図ることはこれまで以上に重要になっている。

一方で、保育現場では慢性的な人員不足や特別な配慮を必要とする児童の増加などにより、職員一人当たりの業務負担が増え、安全・安心の確保、更には小学校教育に繋ぐ教育・保育の質の向上が課題となっている。

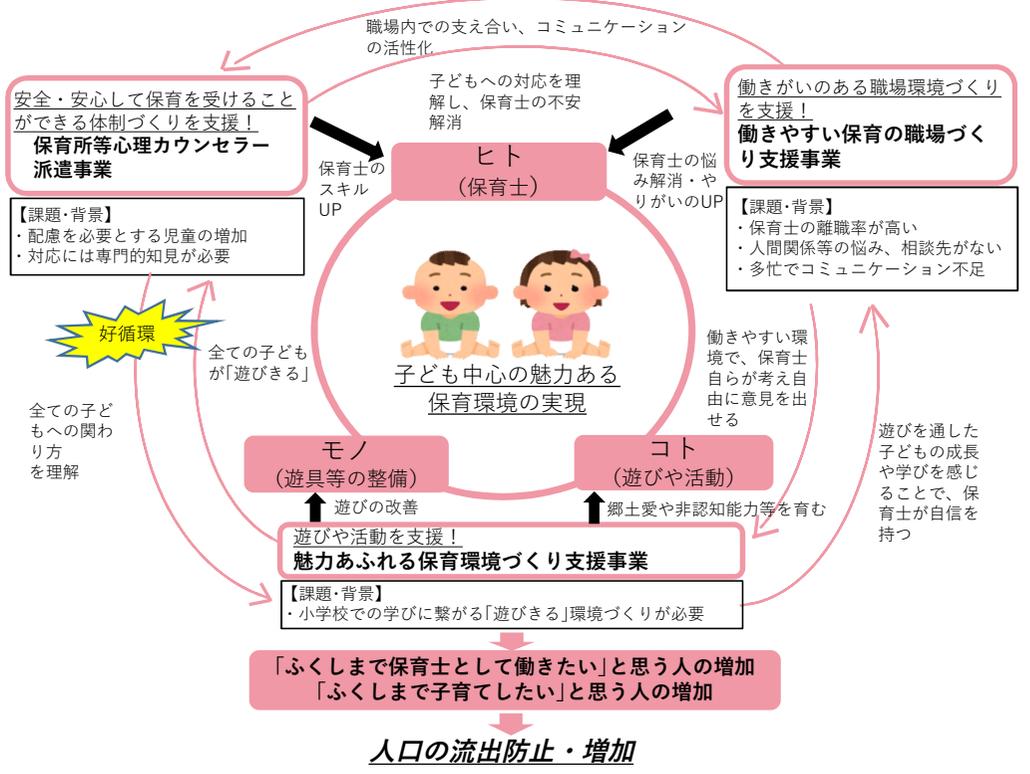
これらの子どもたちを取り巻く「ヒト」(保育士)、「モノ」(遊具等の整備)、「コト」(遊びや活動)について、それぞれ支援をする中で改善の好循環が生まれる仕組みとすることで、効果的に保育の質を向上させ、「ふくしまで保育士として働きたい」・「ふくしまで子育てをしたい」と思う人を増やし、ひいては県内の人口の流出防止・増加に繋げる。

事業概要

- 魅力あふれる保育環境づくり支援事業 11,313千円
 - 保育所等への専門家派遣による遊びの環境の改善
 - 環境改善を行った施設による事例発表会、ワークショップの開催等
- 保育所等心理カウンセラー派遣事業 7,175千円
 - 保育所等への臨床心理士等の派遣
 - 保育士等を対象とするセミナーの開催(配慮を必要とする児童への対応)
- 働きやすい保育の職場づくり支援事業 7,922千円
 - 離職防止の相談支援(専門職員の配置)、情報・意見交換会の開催等

事業イメージ

【課題・背景】
 国の保育所保育指針等において子どもの育ちにおける「遊び」の重要性が示されているが、東日本大震災やコロナ禍により子どもの遊びを制限されてきた経緯もあり、保育士の遊びに対する認識に差があるため、遊びを通して各施設、そして県全体の保育環境を改善する必要がある。
 また、入園児童は1日の大部分を保育所等で過ごすため、保育環境を改善し保育の質の向上を図ることはこれまで以上に重要になっている。



3-12 (新)未来へつながる性と健康の支援事業

事業内容

背景 ・ 目的

成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律を踏まえ、若い男女が性や妊娠・出産に関する正しい知識を得、それを踏まえたライフプランの作成や健康管理が行えるよう支援するプレコンセプションケアを推進する。

概要

- (1) 性と健康の相談センター事業 7,622千円 (母子保健衛生費国庫補助金国庫1/2)
思春期から妊娠・出産、子育て、不妊や不育、更年期等の性と健康に関する知識の普及を図る。
【委託先】福島県助産師会
【内容】相談支援、健康教育、セミナー他
- (2) プレコン普及啓発事業 16,471千円
プレコンセプションケアを普及・啓発するため、専門家等によるフォーラムを開催するとともに、関係部局と連携し各種媒体を活用した広報を行う。
【対象】学校職員、産婦人科医・看護師、職域の健康管理者や母子保健に関わる職員等
【内容】プレコンセプションケア専門家による基調講演
医師、著名人、当事者等によるシンポジウム等
- (3) プレコン健診推進事業 2,836千円
若い男女が身体の状態を知り、健やかな妊娠・出産等に向けた健康管理に取り組めるよう、プレコン健診を実施する。
ア) プレコン健診
【対象】概ね婚姻1年以内の夫婦や婚姻予定のカップル(女性の年齢が30歳以下)
【内容】専門職による保健指導
協力医療機関における各種検査
イ) プレコン健診推進検討会

事業イメージ



3-13 教育・保育施設整備事業 (安心こども基金)

事業内容

背景・目的・概要

教育・保育施設の整備を行う市町村に対して安心こども基金を活用し、支援する。

条件 (対象者・対象行為・補助率等)

安心こども基金特別対策事業 338,914千円

市町村等が民間保育所等の施設整備を実施する場合に、当該整備に係る経費の一部を補助する。

【補助率】

①通常

国：1/2 市町村：1/4 設置者：1/4

②新子育て安心プラン実施計画が採択されている場合等

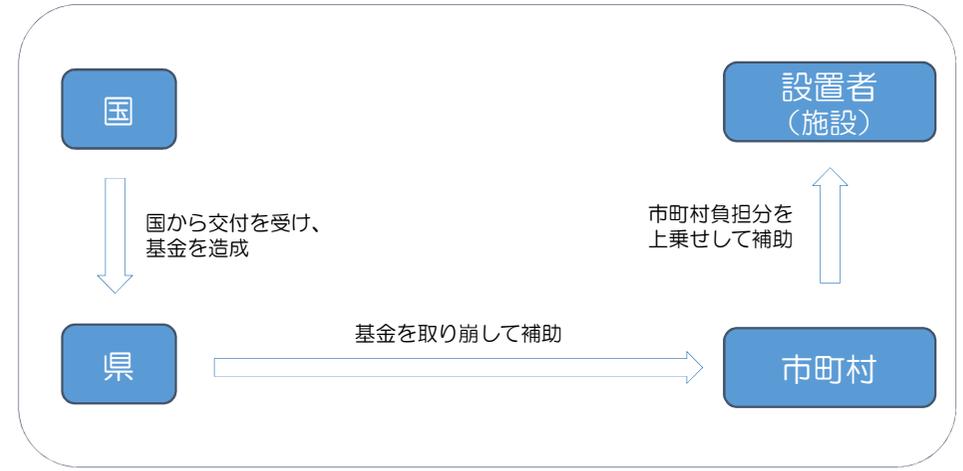
国：2/3 市町村：1/12 設置者：1/4

事業イメージ

保育所等の施設整備
安心こども基金を活用して民間の保育所等の施設整備に対して補助する。

安心こども基金特別対策事業

安心こども基金を活用して補助する。



事業内容

背景・目的・概要

幼児期の教育・保育を一体的に行う認定こども園の整備を支援する。

条件（対象者・対象行為・補助率等）

認定こども園環境整備事業 10,900千円

社会福祉法人等が設置する認定こども園の環境整備へ補助する。

【補助率】

国：1/2 設置者：1/2

事業イメージ

認定こども園の整備
認定こども園の設備整備に対する補助

1 認定こども園環境整備事業

教育支援体制整備事業費交付金を活用して社会福祉法人等が設置する認定こども園に対して補助する。



3-15 保育対策総合支援事業

事業内容

背景・目的・概要

地域の実情に応じた保育需要に対応するため、市町村が実施する保育人材の確保等を支援することにより、子どもを安心して育てる環境の整備を行う。

条件（対象者・対象行為・補助率等）

1 保育対策総合支援事業 242,160千円

市町村が実施する保育人材の確保等に必要な経費の一部を補助する。

2 医療的ケア児保育支援事業 9,529千円

保育所等において医療的ケア児を受け入れる市町村に対し、看護師配置等の費用の一部を補助する。

事業イメージ

- ① **保育体制強化事業**
清掃業務や遊具の消毒、園外活動児の見守り等といった保育に係る周辺業務を行う者（保育支援者）の配置の支援を行い、保育士の業務負担の軽減を図る。
- ② **保育補助者雇上強化事業**
保育所等における保育士の業務負担を軽減し、保育士の離職防止を図ることを目的として、保育補助者の雇上げに必要な費用の一部を補助する。
- ③ **認可外保育施設の衛生・安全対策事業**
認可外保育施設に従事する職員等に対する健康診断に要する費用の一部を補助することにより、認可外保育施設における衛生・安全対策を図り、もって子どもの福祉の向上を図る。
- ④ **保育環境改善等事業**
保育所等において、必要な改修や設備の整備等に要する費用の一部を支援する。
- ⑤ **保育所等の質の確保・向上のための取組強化事業**
保育所職員等に対して、遵守・留意すべき内容や重大事故防止に関して必要な知識、技能の習得、資質の確保のための研修の実施等に要する費用の一部を補助する。
- ⑥ **放課後居場所緊急対策事業**
放課後児童クラブの待機児童が解消するまでの緊急的な措置として、児童館や公民館等に専門スタッフを配置し、放課後の子どもの居場所を確保するために必要な費用の一部を補助する。
- ⑦ **保育所等における要支援児童等対応推進事業**
保育士が有する専門性を活かした保護者の状況に応じた相談支援などの業務を行う地域連携推進員の配置等に必要な費用の一部を補助する。
- ⑧ **医療的ケア児保育支援事業**
保育所等において医療的ケア児の受入れを可能とするための体制を整備し、医療的ケア児の地域生活支援の向上を図る。

3-16 保育士修学資金貸付等事業

事業内容

背景・目的・概要

保育士資格取得のための修学資金や未就学児を持つ保育士の子どもの保育料、潜在保育士の再就職のための準備に必要な費用を貸付けることにより、保育人材の確保を図る。

条件（対象者・対象行為・補助率等）

保育士修学資金貸付等事業 176,049千円

【実施主体】 社会福祉法人福島県社会福祉協議会 **【補助率】** 10/10（国：9/10、県：1/10）

事業イメージ

<p>1 保育士修学資金貸付</p>	<p>○保育士養成施設に通う学生に対し、修学資金の一部を貸付 ○卒業後、5年間の実務従事により返還を免除</p>	<p>○貸付額（上限） ア 学 費 5万円（月額） ※修学期間4年の場合は2.5万円（月額） イ 入学準備金 20万円（初回に限る） ウ 就職準備金 20万円（最終回に限る） ※貸付期間：在学期間</p>
<p>2 未就学児を持つ保育士の保育所復帰支援</p>	<p>○未就学児を有する潜在保育士が払うべき未就学児の保育料の一部の貸付けにより、再就職を支援 ○再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</p>	<p>○貸付額（上限） 2.7万円（月額） ※貸付期間：1年間</p>
<p>3 潜在保育士の再就職支援</p>	<p>○潜在保育士が再就職する場合の就職準備金の貸付により、潜在保育士の掘り起こしを促進 ○再就職後、2年間の実務従事により返還を免除</p>	<p>○貸付額（上限） 就職準備金 40万円</p>

事業内容

背景・目的

福島県子ども・子育て支援事業支援計画に基づき市町村が保育サービスを提供するために必要となる保育士等を安定的に確保できるよう、「保育士・保育所支援センター」を設置し、潜在保育士の再就職支援や保育所の潜在保育士活用支援等を行う。

事業の概要

1 保育士・保育所支援センター設置運営事業 8,604千円

保育士として就業していない者（潜在保育士）などの相談支援、就職あっせん等を行い、保育人材の確保を図る。

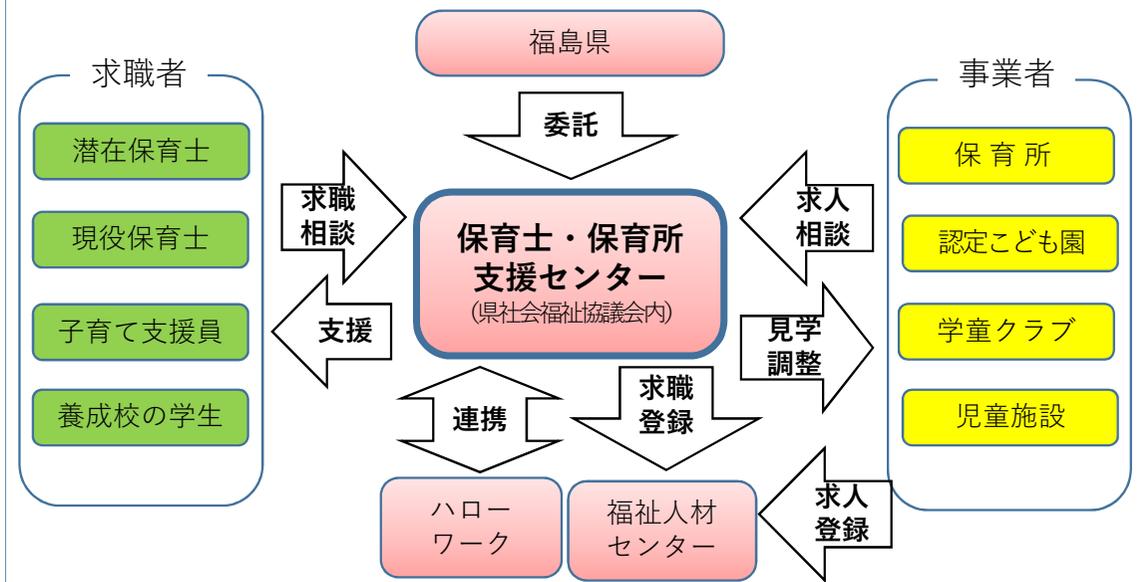
※委託先：県社会福祉協議会

- ① 求職者及び求人者に係るコーディネート
 - ・相談支援
 - ・求職・求人登録並びに就労支援
 - ・広報・周知
- ② 現状の課題把握等
 - ・雇用環境確認、課題の把握並びに検討等
- ③ 説明会の実施
 - ・仕事説明会、職場見学会等の開催

2 (新) 潜在保育士実態調査事業 1,100千円

現在、保育士として就労していない者を対象に実態調査を行い、離職の理由や再就職の際に希望する雇用条件などを把握するとともに、保育士として再就職を希望する者の掘り起こしを行い、就職支援につなげることで保育士の確保を図る。

事業イメージ



支援の内容

- 相談
- 求人情報の提供、マッチング
- 施設見学・体験、イベント案内

コーディネーターが就職をサポート



就職までの流れ



3-18 保育人材総合対策事業

10,989千円
(R5 10,365千円)

子育て支援課

事業内容

県内の保育施設等における保育士等の安定的な確保・定着を図るため、指定保育士養成施設や保育関係団体、雇用関係機関等と連携し、保育人材の総合的な対策を行う。

関係機関との連携

保育人材対策連絡会 (H29～) 332千円

- 県内の指定保育士養成施設や保育関係団体、雇用関係機関等が意見交換を行うための連絡会を開催する。

保育実習指導者研修事業 (H31～) 1,125千円

- 保育施設の実習指導者向け研修を行うとともに、指定保育士養成施設と保育施設との意見交換の場を設ける。
※委託先：県保育協議会

保育士等就職説明会 (H29～) 1,207千円

- 県内の保育所等に就職を希望する保育士や、指定保育士養成施設に通う学生、保育の仕事に関心のある方等を対象に、施設情報や求人情報を提供するため、就職説明会を行う。
※委託先：県社会福祉協議会
※「福祉の職場合同就職説明会」との合同開催

人材確保・人材育成

人材確保・人材育成

県外保育士移住促進事業 (R2～) 6,285千円

- 就職活動助成金
県内の保育所等に就職を希望する県外在住の保育士等に対し、保育所等での実習や就職活動に要した交通費等を助成する。
- 移住支援金
県外から移住して県内の保育所等に就職した保育士に対し、移住支援金を支給する。
※委託先：県社会福祉協議会
※移住支援金の支給人数を拡充

保育施設等経営者向けセミナー (R2～) 1,320千円

- 県内の保育施設等の経営者を対象に、保育を取り巻く情勢や動向、保育士の採用情報などを提供するとともに、保育士が働きやすい職場づくりについて学ぶためのセミナーを開催（集合・動画配信）し、保育人材の確保・定着を図る。
※委託先：県社会福祉協議会

職場環境改善

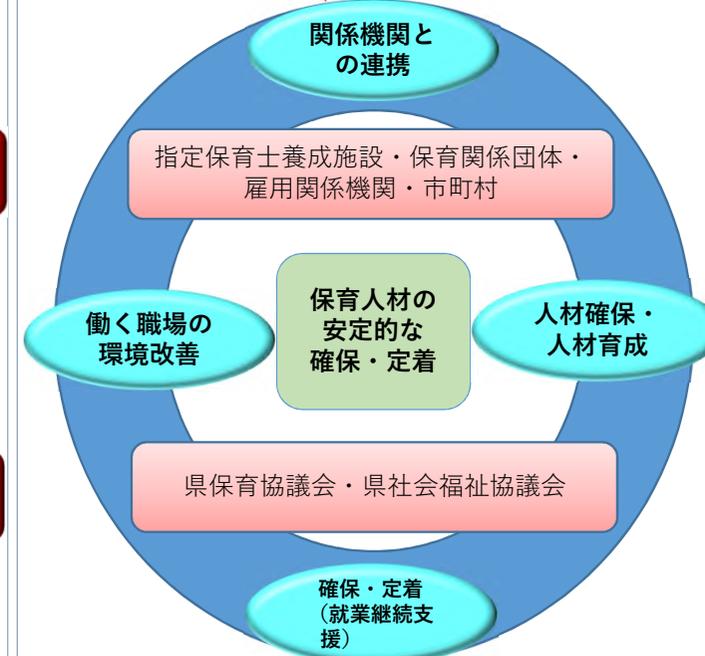
保育士宿舍借り上げ支援事業 (H30～) 720千円

- 市町村が保育士の宿舍を借上げる保育事業者に補助する場合、事業者負担分の一部を補助する。
※補助先：市町村、補助率：1/4

就業継続支援

事業イメージ

本県において喫緊の課題となっている保育人材の不足を解消するため、保育士等の確保・定着に資する事業を実施する。



3-19 認可外保育施設運営支援事業

事業内容

背景・目的・概要

認可外保育施設に入所する児童の健康管理、保育環境や職員の質の向上を図るため、経費の補助や研修を行う。

条件（対象者・対象行為・補助率等）

1 認可外保育施設運営支援事業 1,865千円

(1) 認可外保育施設が実施する入所児童の健康診断に要する経費の一部を市町村を通して補助する。

- ・補助先 認可外保育施設の運営費補助を行う市町村
- ・補助単価 1施設当たり年額108,500円上限
- ・補助率 1/2

(2) 認可外保育施設に通う児童の保育に要する費用の一部を市町村を通して補助する。

- ・補助先 認可外保育施設の運営費補助を行う市町村
- ・補助単価 3歳未満児1人当たり年額20,000円上限
- ・補助率 1/2

2 認可外保育施設職員研修事業 2,500千円

認可外保育施設職員の保育技術向上のための研修会を開催し、保育の質の向上を図る。

- ・対象は、認可外保育施設の関係職員、その他希望者
- ・Web動画配信方式で実施予定

事業イメージ

1 認可外保育施設運営支援事業

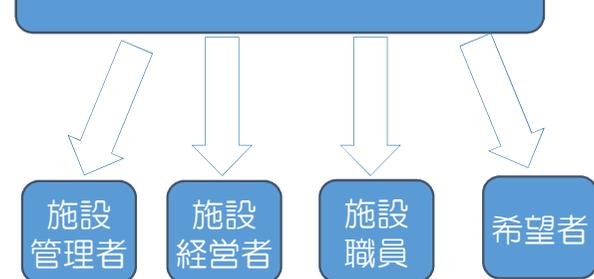
市町村を通して運営費を補助



2 認可外保育施設職員研修事業

子ども子育て支援体制整備総合推進事業費補助金を活用して事業を実施

研修（動画配信方式）



3-20 (一部新) 保育所等安全対策推進事業

11,232千円
(R5 8,887千円)

子育て支援課

事業内容

背景・目的・概要

保育所等の事故防止のため、巡回支援指導員を配置して施設を巡回指導するとともに、施設の管理者や職員等を対象とした事故防止の研修を実施する。

また、認可外保育施設において、より一層子どもを安心して育てることができる環境整備を支援する。

条件 (対象者・対象行為・補助率等)

1 保育所等安全対策推進事業 9,657千円

保育所等の事故防止のため、巡回支援指導員2名を配置し、保育所等への巡回指導を行う。

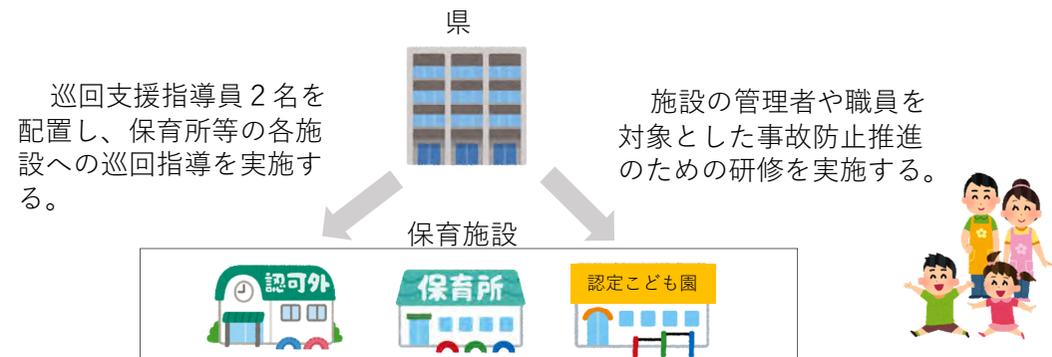
また、施設の管理者や職員を対象とした事故防止推進のための研修を実施する。

2 (新)認可外保育施設安全対策推進事業 1,575千円

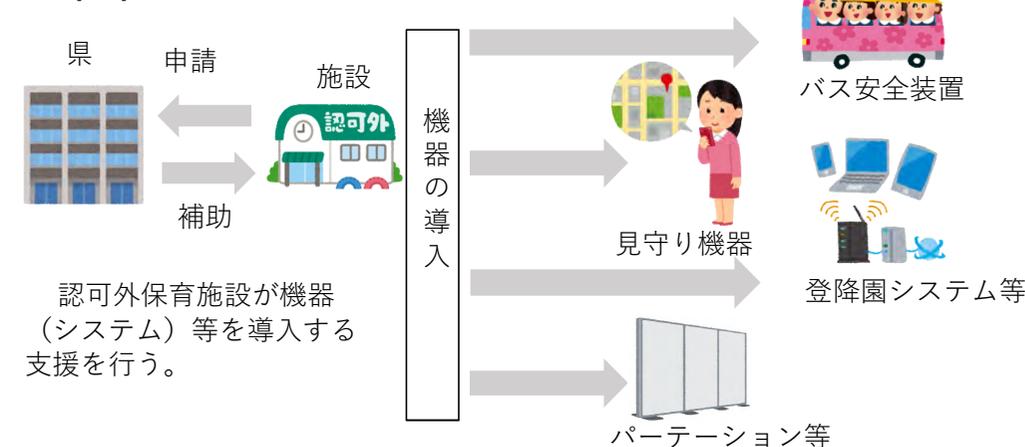
- (1) 送迎のために運行している自動車に車内の子どもの所在の見落としを防止する装置の設置する場合の費用を補助する。
- (2) ICTを活用した子どもの見守りに必要な機器の導入をする場合の費用を補助する。
- (3) 登降園システムなど業務のICT化等に要する費用の補助を行う。
- (4) こどもの性被害防止対策に必要な設備を整備する場合の費用を補助する。

事業イメージ

1 保育所等安全対策推進事業



2 (新)認可外保育施設安全対策推進事業



3-21 保育の質の向上支援事業

事業内容

保育所、認定こども園、地域型保育事業、放課後児童クラブ等の地域子ども・子育て支援事業に従事する職員の資質向上及び人材確保を図るため、各種研修等を実施する。

事業イメージ

保育所、認定こども園、地域型保育事業

地域子ども・子育て支援事業

各種研修の実施

潜在保育士再就職支援研修事業

○保育士として就業していない者（潜在保育士）の再就職を支援するため、現場復帰に必要な研修を実施する。
※委託先：県社会福祉協議会
※令和6年度は事業を休止し、研修内容や実施方法等の見直しを行う。

保育士等キャリアアップ研修事業 20,745千円

○保育士の処遇改善等加算の要件となる研修を実施する。
※委託先：公募事業者

子育て支援員研修事業 9,963千円

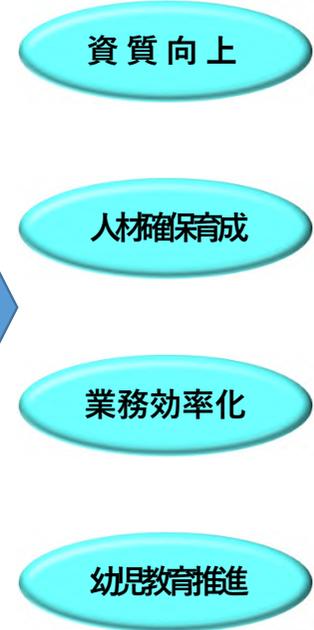
○小規模保育、家庭的保育、一時預かりの担い手となる「子育て支援員」を養成する研修を実施する。
※委託先：公募事業者
※人材確保に向け定員を拡充する。

放課後児童支援員認定資格研修事業 5,812千円

○放課後児童支援員として有資格者となるための研修を実施する。
※委託先：公募事業者
※人材確保に向け定員を拡充する。

放課後児童支援員等資質向上研修事業 5,574千円

○放課後児童クラブの現任の従事者を対象に、初任者研修（1年から5年未満を目安）、中堅者研修（5年以上を目安）及び専門研修（放課後子供教室に関わる者等も対象）を実施する。
※委託先：公募事業者



3-22 病児保育促進事業

事業内容

背景・目的・概要

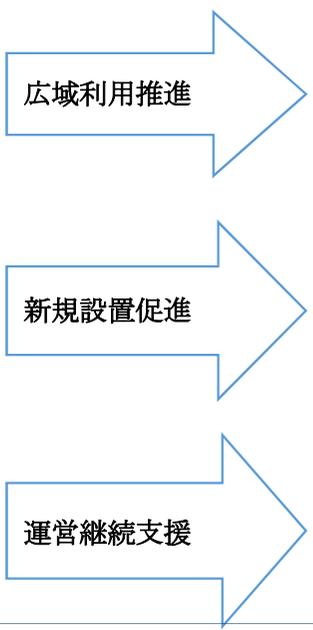
病児保育事業は、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において病気の児童を一時的に保育する事業である。地域子ども・子育て支援事業として位置づけられ、市町村が地域の実情に応じて実施することとされている。

安心して子育てを行うために必要な事業であるが、設備や人員配置の要件が厳しいこと、感染症の流行期等利用ニーズのばらつきが大きいこと等の理由により、実施する市町村は多くはない。

こうした課題に対応し、保護者の利用ニーズに応えるため、市町村間の広域利用が進むよう協定締結に向けた調整のほか、広域受入を行う市町村を支援するとともに、新規設置に向けた調整や施設整備を行う市町村を支援する。

事業イメージ

病児保育事業の推進



- (1) **病児保育広域化推進事業 79千円**
病児保育施設の広域利用協定締結に向けた調整等の実施
 - (2) **病児保育広域運営支援事業 8,500千円**
広域受入を行う病児保育施設の運営費を補助
・ 1施設当たり広域利用市町村数×30万円
・ 新たに広域受入を実施する場合は50万円加算
 - (3) **病児保育設置促進事業 51千円**
病児保育施設の設置に向けた調整等の実施
 - (4) **病児保育施設整備事業 6,928千円**
補助率：設置主体が市町村の場合 国1/3、県1/3、市町村1/3
設置主体が社会福祉法人等の場合 国3/10、県3/10、市町村3/10、法人1/10
- 地域の子育て支援事業（病児保育事業・運営費補助）



安心して働くことができる
環境の整備

事業内容

背景・目的・概要

市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画に基づく放課後児童クラブの整備を促進することにより、児童受入環境の整備推進を図る。

条件（対象者・対象行為・補助率等）

放課後児童クラブ施設整備事業 48,560千円

市町村等が放課後児童クラブの創設等を実施する場合に、当該整備に係る経費の一部を補助する。

【補助率】

- ①市町村が整備を行う場合
国：1/3 県：1/3 市町村：1/3
- ②社会福祉法人等が整備を行う場合
国：2/9 県：2/9 市町村：2/9 設置者：1/3

【補助率嵩上げ措置（待機児童解消のための定員増を伴う整備の場合）】

- ①市町村が整備を行う場合
国：2/3 県：1/6 市町村：1/6
- ②社会福祉法人等が整備を行う場合
国：1/2 県：1/8 市町村：1/8 設置者：1/4

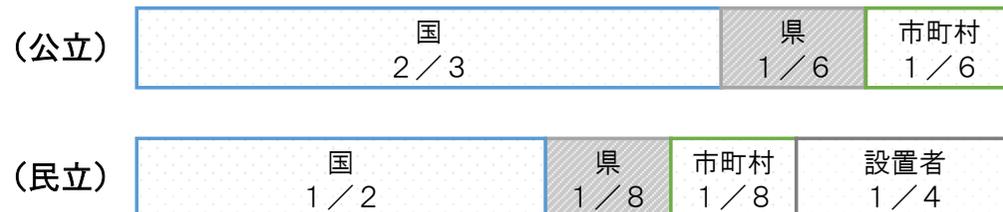
事業イメージ

通常の補助割合



補助率嵩上げ後の補助割合

待機児童解消のための定員を伴う整備の場合、国補助率が嵩上げとなる。



事業内容

背景・目的・概要

子育ての経済的支援を望む声を踏まえ、3人以上の子どもを養育している世帯に対する保育所保育料の軽減措置を行う市町村を支援し、子育てにかかる保護者の経済的な負担感の軽減を図ることにより、仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活の調和を図ることができる環境づくりを推進する。

条件（対象者・対象行為・補助率等）

ふくしま保育料支援事業 94,526千円

保育所等及び認可外保育施設を利用する世帯について、第3子以降の3歳未満児にかかる保育料の一部を市町村を通じて補助する。

(1) 補助先：市町村（中核市を除く）

※ 県補助を受けた金額又は、市町村において上乗せした金額を減免する事業を実施する市町村

(2) 補助対象：第3子以降の3歳未満児にかかる保育料の一部

【認可保育所等】

第2～第4階層：市町村の保育料徴収基準額による保育料の1/2

第5～第8階層：市町村の保育料徴収基準額による保育料の1/4

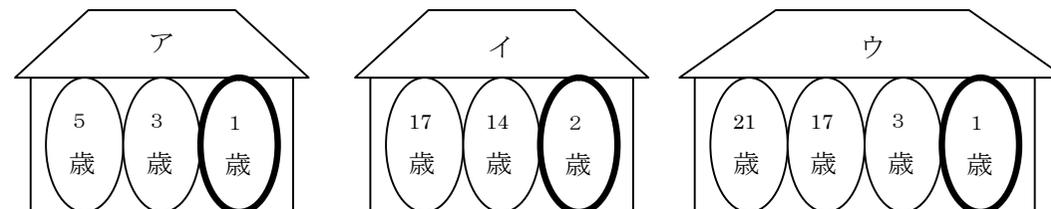
※ 階層区分は保育所運営費国庫負担金にかかる保育所徴収金基準額表による。

【認可外保育施設】

10,000円又は保育料の1/2のいずれか低い額

(3) 補助率：10/10

(4) 対象児童



第3子以降：保護者等が現に扶養している児童（18歳に達するまでの者）が3人以上いる世帯の児童のうち、3人目以降の3歳未満の児童。

3歳未満：保育の実施がとられた年度の初日の前日における年齢が3歳に達していない児童。

3-25 (一部新)こどもの居場所づくり支援事業

事業内容

【背景】

こどもの居場所は、こどもたちの自己肯定感を育むだけでなく、支援が必要なこどもたちやその家族を行政機関・支援機関に繋ぐセーフティネットとしての役割を果たすなど、誰一人取り残さない社会の実現に向けて重要な役割を果たしている。

【目的】

こどもの居場所の新規開設及び活動基盤の強化を支援し、こどもの社会的孤立を防止するとともに、支援が必要なこどもやその家族を行政機関・支援機関に繋げる仕組みづくりを行う。

【概要】

①こどもの居場所づくり支援事業 (負担金、補助及び交付金)

- ・こどもの居場所を新たに開設する事業
補助率：4 / 5 補助上限額：300千円
- ・こどもの居場所を広域的に支援する事業
補助率：4 / 5 補助上限額：800千円

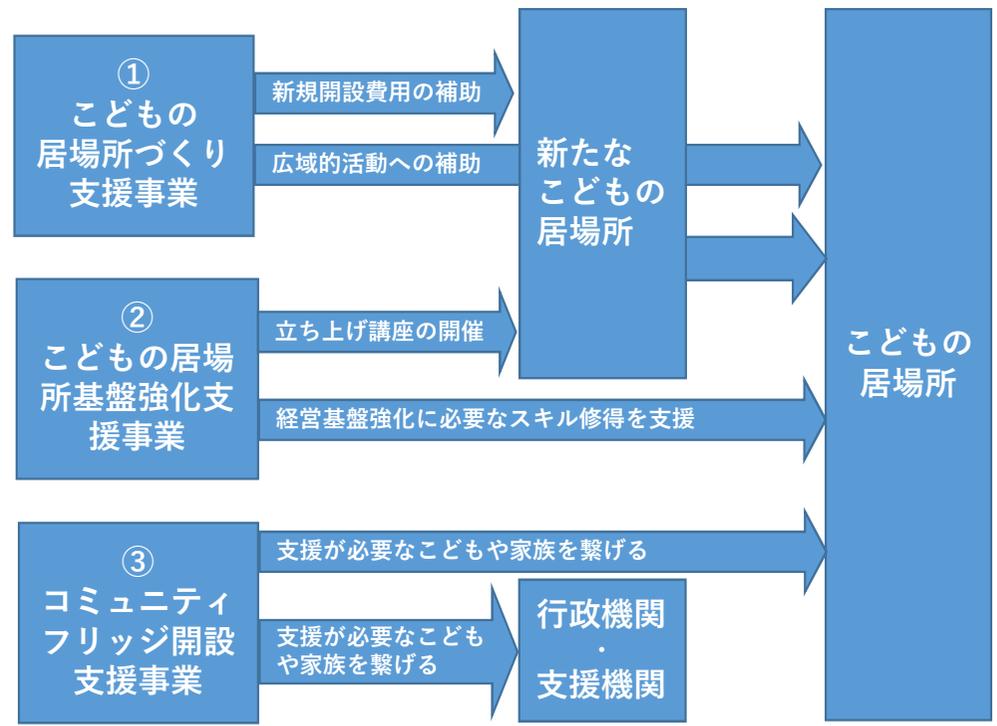
②こどもの居場所基盤強化支援事業 (委託料)

こどもの居場所の運営が持続可能なものとなるよう、資金調達方法や広報等に関する研修会を開催し、必要に応じて各団体へ講師を派遣するなど、各団体の経営基盤強化を支援する。

③コミュニティフリッジ開設支援事業

児童扶養手当受給世帯や就学援助制度利用世帯などの子育て世帯の支援を目的としたコミュニティフリッジ (公共冷蔵庫) の開設に必要な経費を補助する。

事業イメージ



【事業効果】

- ・こどもの居場所の空白地帯の解消、充足率の向上によって、こどもたちの居場所へのアクセスが容易になる。
- ・こどもの居場所の経営基盤が強化されることによって、継続的にこどもたちを支援する体制が確立される。

3-26 (新)次世代育成支援対策施設整備事業

事業内容

背景・目的・概要

次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し、児童福祉施設等の整備を行う市町村に対して支援する。

条件 (対象者・対象行為・補助率等)

1 児童館整備事業 128,352千円

小野町の児童館の新設に当たり必要な整備費等に対して費用の一部を補助する。

【補助率】 4分の3 (国1/2, 県1/4)

2 こども家庭センター整備事業 7,230千円

母子保健と児童福祉の一体的な相談支援機関であるこども家庭センターの設置に当たり必要な整備費等に対して費用の一部を補助する。

【補助率】 2分の1 (国1/2)

事業イメージ

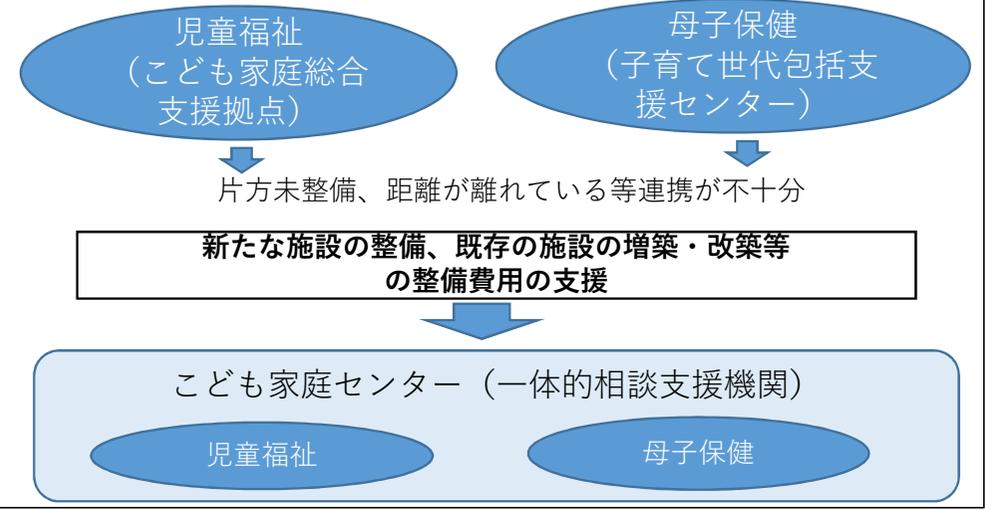
児童福祉施設等の整備
児童福祉施設等の整備に対する補助

1 児童館整備事業

次世代育成支援対策施設整備交付金を活用し、小野町の児童館の新設に対して補助する。



2 こども家庭センター整備事業



重点番号 5-①-47

3,097,452千円
(R5 2,926,665千円)

子育て支援課

3-27 地域の子育て支援事業

事業内容

事業概要

市町村子ども・子育て支援事業計画に従って実施される利用者支援事業、放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）、一時預かり事業等の地域子ども・子育て支援事業を実施する市町村に対し、事業を実施するために必要な費用に充てるため交付金を交付する。

〈主な事業の概要〉

地域子ども・子育て支援事業 3,097,452千円

◇ 利用者支援事業

子ども及びその保護者等、または妊娠している方が子育て支援を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う。

◇ 放課後児童健全育成事業

放課後や週末等に児童が安心して生活できる居場所を確保するとともに、児童の健全な育成を支援する。

◇ 一時預かり事業

保育所等において児童を一時的に預かることで、安心して子育てができる環境を整備する。

【実施主体】：市町村 【補助率】 国：1/3、県：1/3、市町村：1/3

利用者支援事業のみ国：2/3、県：1/6、市町村：1/6

対象事業

利用者支援事業、延長保育事業、実費徴収に係る補足給付を行う事業、多様な事業者の参入促進・能力活用事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

上記の事業に加え、R6年度は子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業、親子関係形成支援事業の3つの事業が新設され、利用者支援事業、子育て短期支援事業、一時預かり事業などが拡充される。

3-28 (一部新)児童相談所相談体制強化事業

事業内容

児童相談所において、児童及び保護者等への相談対応を行うほか、職員の資質向上に向けた研修受講などを行う。

児童相談所費行政経費 5,071千円

- 定期・巡回相談会（心理学的・医学的な相談支援）
- 児童相談所職員に対する研修（経験別、職種別、テーマ別研修）

児童相談所相談・連携体制強化事業 2,006千円

- 児童虐待ケース等の進行管理、記録作成、警察や保健福祉事務所等との情報共有を円滑かつ適切に行うための情報管理システムの運用に係る保守費用。

児童相談所虐待対応ダイヤル等受付業務委託 13,088千円

- 夜間・休日の虐待対応ダイヤル（189 いちはやく）からの電話相談や虐待に関する通告の対応を外部委託する。

(新) 親子のための相談LINE業務委託 21,665千円

- SNS相談窓口「親子のための相談LINE」の相談対応を外部委託する。

(新) 児童相談所ICT化推進事業 524千円

- ICT機器を活用し、適切かつきめ細かい支援を行う体制を整備する。

児童相談所職員人材育成推進事業 1,039千円

- 児童相談所において、児童相談所職員に対する研修やその他業務の支援を行うことにより、児童相談所職員の専門性の向上及び業務の効率化を図る。

事業イメージ



**児童・保護者等への相談支援
児童の福祉の増進**

3-29 子どもの心のケア事業

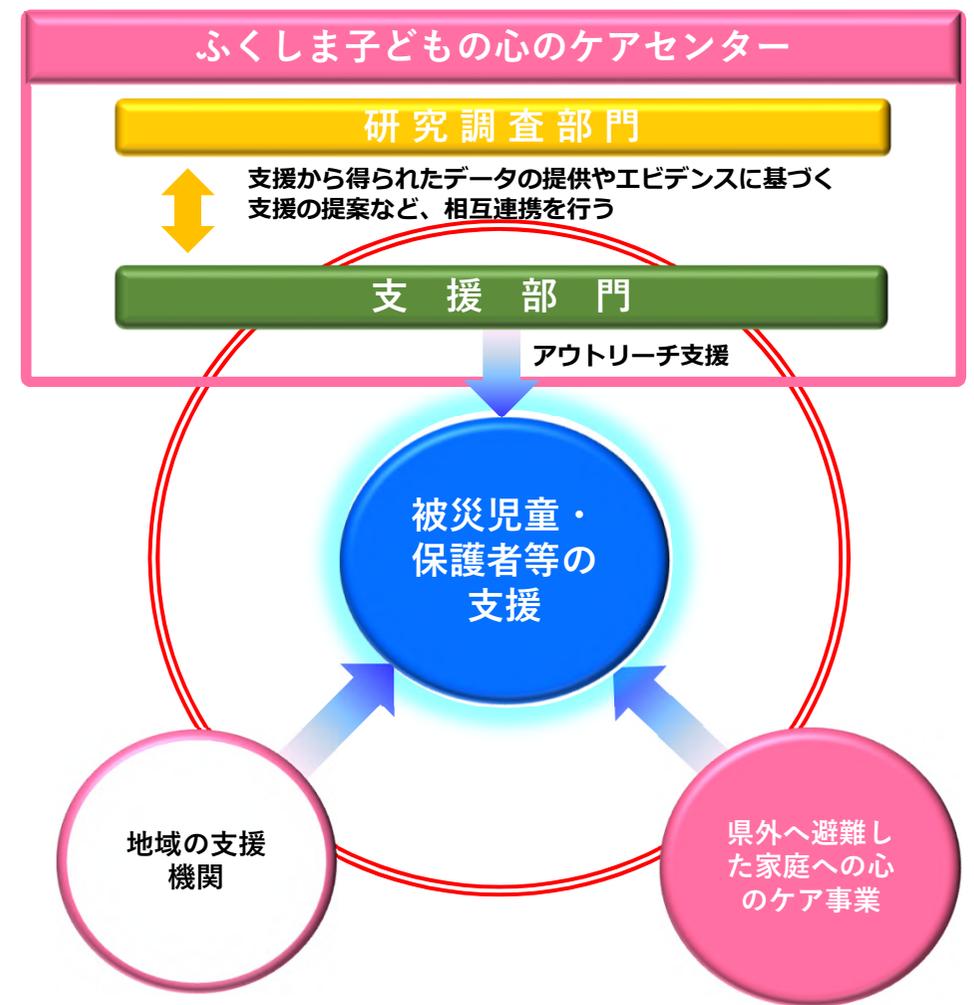
事業内容

震災・原発事故により不安を抱える子どもの心の中長期的に見守っていくため、地域や学校等を訪問して相談対応を行うほか、地域における行政、医療、福祉、教育等の関係機関の連携による支援体制の強化に取り組む。

子どもの心のケアセンター 1 5 1, 3 6 6 千円

- 「ふくしま子どもの心のケアセンター」の運営
- アウトリーチによる支援
- 県内外の支援者に対する研修・支援
- 市町村事業に対する医療支援（精神科医の派遣・助言指導）や臨床心理士等の専門的人材の派遣
- 交流会の開催（県内・県外）
- パンフレットによる広報、啓発等

事業イメージ



3-30 (一部新)医療的ケア児支援事業

15,593千円
(R5 10,398千円)

児童家庭課

事業内容

背景・目的・概要

医療的ケア児支援センターにおいて、医療的なケアを必要とする児童及びその家族に対する相談支援や情報提供、地域の支援機関との連絡調整等を行うとともに、地域において医療的ケア児への支援の総合調整を担うコーディネーターの養成等を行う。

1 医療的ケア児支援センター運営事業 10,263千円

医療的ケア児の保護者及び関係者の相談に応じ、情報提供や助言等を行う、医療的ケア児支援センターを運営する。

2 支援者・コーディネーター養成研修事業 932千円

各地域で医療的ケア児に対し、福祉サービスの総合調整を行う、医療的ケア児等コーディネーター等の養成を目的とした研修を実施する。加えて、修了者へのフォローアップも行う。

3 医療的ケア児地域支援体制に係る合同会議 410千円

県内の医療的ケア児支援に関わる関係者による会議を行い、課題の把握や解決に向けた方策の検討を行う。

4 (新) 看護職員のための医療的ケア実践研修事業 298千円

看護職員を対象に、医療的ケアの実技を学ぶことができる研修を開催する。

5 (新) 医療的ケア児災害時避難相談支援事業 405千円

市町村等を対象に、個別避難計画作成を促進するため、相談支援を行う。

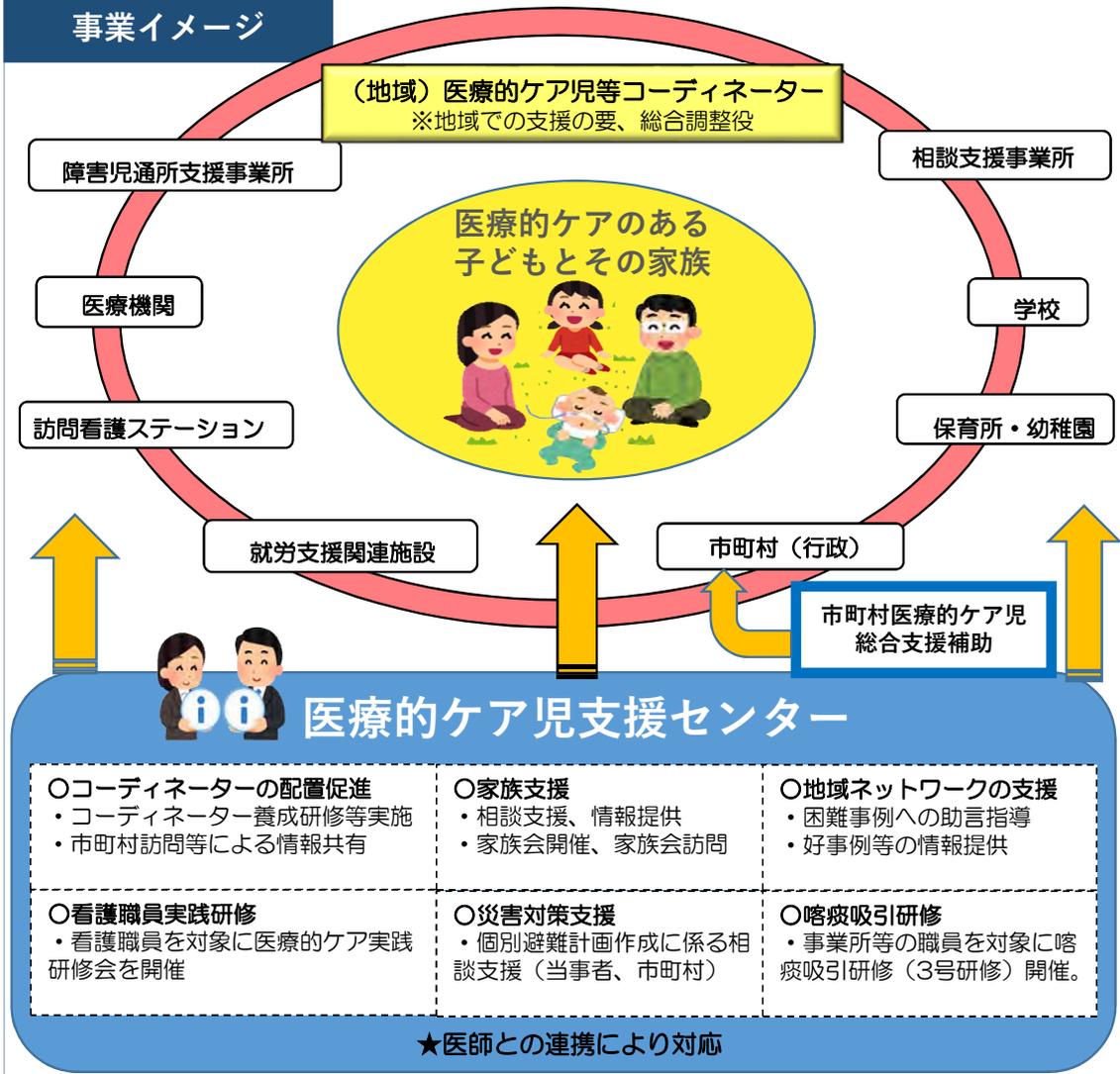
6 (新) 医療的ケア児を対象とした喀痰吸引研修事業 221千円

保育所等職員を対象に、喀痰吸引研修を開催する。

7 (新) 市町村医療的ケア児支援補助事業 3,064千円

相談支援体制整備等に取り組む市町村に対し費用を補助する。

事業イメージ



3-31 こどもの夢を応援する事業

36,304千円
(R5 28,543千円)

こども・青少年政策課
児童家庭課

事業内容

目的

子どもたちの将来が、生まれ育った環境によって左右されないよう、支援を行う。

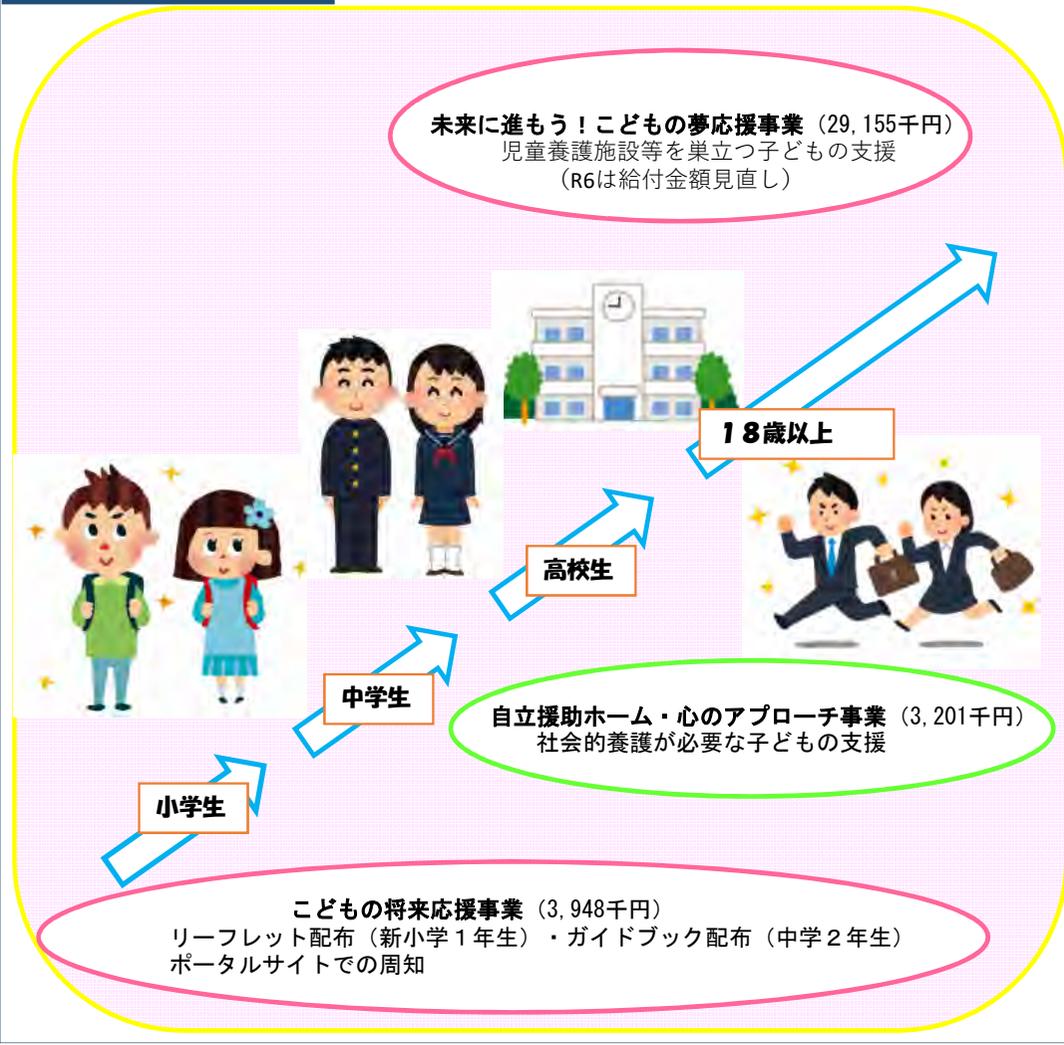
こども・青少年政策課

- こどもの将来応援事業 3,948千円
 - ・ 支援や相談窓口の情報を子どもや家庭に届け、支援につなげる。

児童家庭課

- 未来に進もう！こどもの夢応援事業 29,155千円
 - ・ 高卒時に児童養護施設等から自立し、大学等へ進学する子どもに支援給付金を支給し支援する。
 - ※ 集中して勉学に励めるよう、令和6年度は給付金額を見直し。
- 自立援助ホーム・心のアプローチ事業 3,201千円
 - ・ 自立援助ホームを利用する子どもに対して心理面からの自立支援を行う。

事業イメージ



3-32 母子家庭等自立支援総合対策事業

事業内容

ひとり親家庭の自立促進を図るため、就業相談、求人情報の提供、就職に有利な資格取得の支援等を行うとともに、生活一般の相談支援や講習会・交流会を実施する。また、ひとり親家庭の子どもに学習支援等を行う市町村に対して補助金を交付する。

母子家庭等就業・自立支援事業 15,147千円

- 母子家庭等就業・自立支援センターの設置
- 就業支援全般
企業訪問による求人開拓、求職相談、職場見学会、就職後の定着支援（アフターフォロー）等
- 各ひとり親家庭の状況に応じた自立支援プログラムの策定
- ひとり親家庭実態調査の実施
※実態調査のほか、ひとり親家庭自立支援計画策定のための経費を別途計上 182千円

自立支援教育訓練給付金事業 676千円

- 教育訓練講座を修了した場合に、受講費用の60%相当額（雇用保険法上の教育訓練給付金の支給を受けられる方は受講費用の40%相当額）を支給する。

高等職業訓練促進給付金等事業 18,544千円

- 就職に有利な資格取得へ向けた養成機関における修業期間について給付金を支給する。
- 市町村民税非課税世帯 100,000円/月
- 市町村民税課税世帯 70,500円/月
- 修業期間の最後の1年間は、40,000円/月増額
- 上限4年間

高卒認定試験合格支援事業 400千円

- 高卒認定試験合格講座を開始した時、修了した時及び合格した時に受講費用の一部を支給する。

高等職業訓練促進資金貸付事業 2,110千円

- 高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金、就職準備金及び住宅支援資金の貸付けを行う社会福祉法人に補助金を交付する。

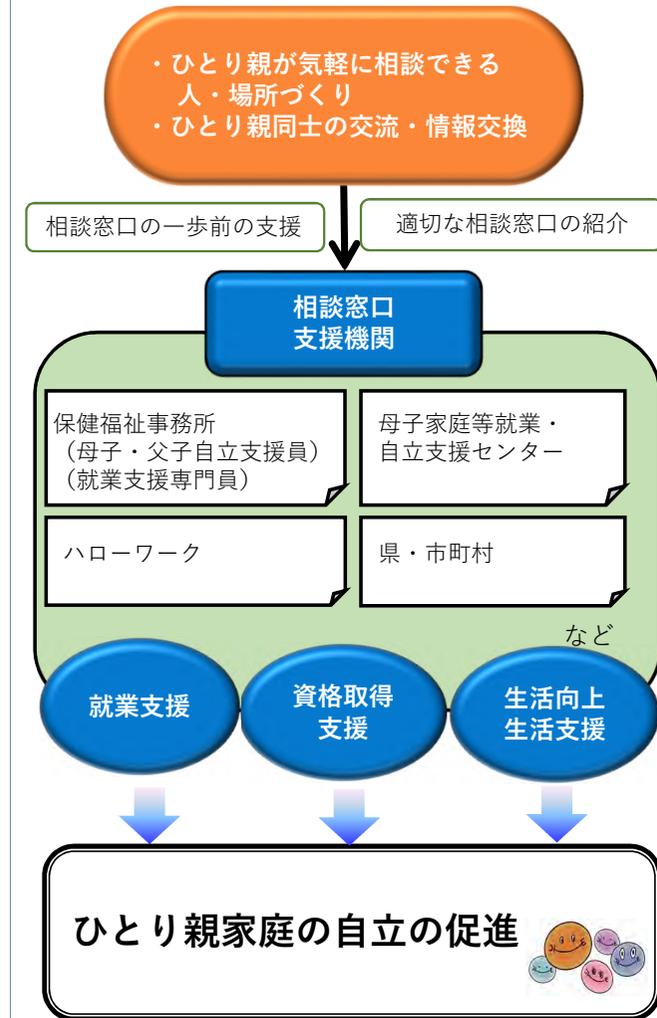
こどもの生活・学習支援事業 4,881千円

- ひとり親家庭等の子どもに対し、生活習慣の習得支援、学習支援等を行う市町村に対して補助金を交付する。
- 補助率 国1/2、県1/4

ひとり親家庭等生活支援事業 2,621千円

- ひとり親家庭の親に対する生活一般に係る相談支援（気軽に相談できる人・場所づくり）
- 食育や家計管理等の講習会・交流会の開催（将来への備え、ひとり親同士の交流・情報交換）

事業イメージ



就業支援

資格取得支援

資格取得支援

生活向上・生活支援

3-33 (新) やさしさあふれるふくしま子育て応援事業

1,3570千円
(R5 0千円)

こども・青少年政策課

事業内容

背景・課題・概要

1 背景

少子化は日本が直面する最大の危機であるが、福島県では出生数が20年前の約半分に減少しており、全国に比べ約1.5倍のスピードで少子化が進行している。

国ではこども家庭庁を設置し、2030年までが少子化トレンドを反転させるラストチャンスと捉え、次元の異なる少子化対策に取り組んでいくこととしている。

国が示している今後3年間で集中的に取り組む加速化プランの1つである「こども・子育てに優しい社会づくりのための意識改革」に関し、県としても福島県で子育てを行いたいという県民が増えるよう、社会全体でこどもや子育て中の人々を応援する気運の醸成を図っていく必要がある。

2 概要

こどもと子育て中の人々を社会全体で応援する気運の醸成として以下の取組を行う。

- (1) 子育て応援パスポート広報事業
協賛店に提示することでサービスを受けられる子育て応援パスポートの広報を行う。
 - (2) 子育て応援パスポートサイト改修事業
店舗による協賛申請をサイト上で可能にすることで、手続きの簡易化を図るとともに、協賛店舗のマッピングや店舗のカテゴリ分けなどによってパスポートの利便性・利用率を向上させる。
 - (3) 子育て応援パスポート特別企画
子育て週間における特別サービス企画を実施する。合わせて子育て週間とこどもまんなか月間の周知、広報を行うことで、子育て応援パスポートを核として、こども・子育てを応援する気運の醸成を図る。
 - (4) 子育て応援駐車場の表示
県有施設の駐車場に、子育て応援駐車場を設置し、こども・子育てを応援していることを示す。
- ※上記について市町村との協力連携により、県全体でこども、子育てを応援する気運を醸成する。

事業イメージ



こども・子育て中の人々を応援する気持ちを形にし、やさしさを伝えることで、福島で子育てを行いたいと思える環境づくりに取り組む。

こども・子育て中の人を受け入れ、希望する人が安心して子どもを生み育てることのできる福島を目指す。

3-34 (新) 妊婦にやさしい遠方出産支援事業

現状と課題

- 地方の周産期医療体制の不足により、居住地によって分娩取扱施設までのアクセスに差が生じており、遠方の施設で出産する必要がある妊婦にとっては出産にあたっての不安が大きい。
- 本県においても、主に会津・南会津・相双地域などにおいて分娩取扱施設への移動時間が長く、妊婦の負担が大きくなっている。
- 安心して妊娠・出産に望むことが出来る環境を整えるためには、分娩取扱施設へのアクセスの不安解消が必要である。
- 国の令和6年度当初予算においても「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業」が計上され、広大な県土を有する上に豪雪地帯では特にアクセスが困難となる本県においては、居住地にかかわらず医療にアクセスできる環境の整備は重要な課題である。

対応方針

- 分娩取扱施設までの交通費及び分娩取扱施設周辺の宿泊施設への宿泊費用を助成し妊婦等の経済的負担を軽減する。
- 県独自の取組として妊婦の同行者への宿泊費助成を上乘せすることにより、妊婦の精神的・身体的な負担の軽減を図り、安心して出産に臨むことのできる環境を整える。

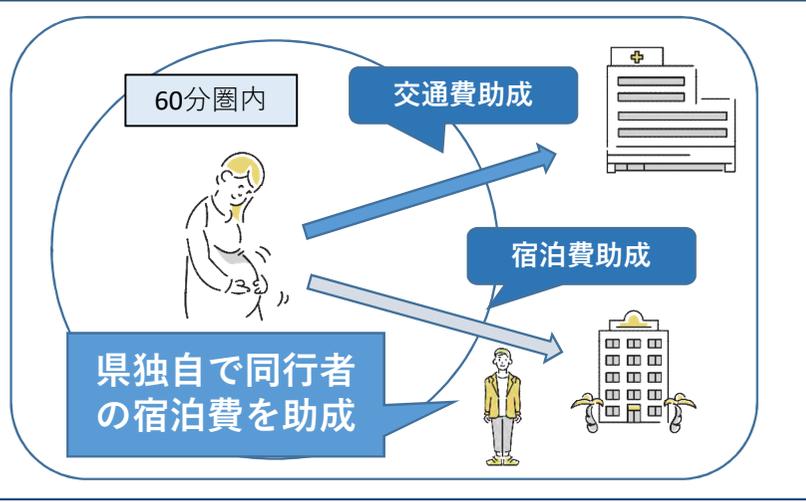
事業概要

妊婦にやさしい遠方出産支援事業 9,060千円
以下の事業を実施する市町村に対して、費用の一部を補助する。

(1) 交通費助成 1,405千円
・対象者：最寄りの分娩取扱施設等まで概ね60分以上の移動時間を要する妊婦
・助成額：移動に要した費用の8割

(2) 宿泊費助成 7,655千円
・対象者：(1)の妊婦及びその同行者
・助成額：宿泊費用から2,000円/泊を控除した額

- 実施主体：市町村
- 補助率：国 1 / 2、県 1 / 4、市町村 1 / 4
- ※同行者の宿泊費補助：県 1 / 2、市町村 1 / 2



効果

居住地にかかわらず、全ての人が安心して妊娠・出産に望むことができる

事業内容

背景・目的・概要

本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている児童（ヤングケアラー）への支援体制を強化するため、広報啓発、支援者への研修等の各種事業を実施する。

1 ヤングケアラー支援者研修事業 761千円

ヤングケアラーについての関係機関のヤングケアラーに関する理解を深めるための研修を実施する。

2 ヤングケアラー広報啓発事業 981千円

ヤングケアラーの認知率向上やのため、広報啓発物を作成・配布する。

3 ヤングケアラー専門家会議の開催 540千円

各関係機関の連携の強化、支援における連携のあり方の検討等のため、ヤングケアラーに関係する各分野の専門家による会議を開催する。

4 (新) 市町村支援体制強化事業 10,789千円

関係機関同士のパイプ役となるヤングケアラーコーディネーターを配置し、市町村の支援体制の構築・強化に対して講義・助言を行う。

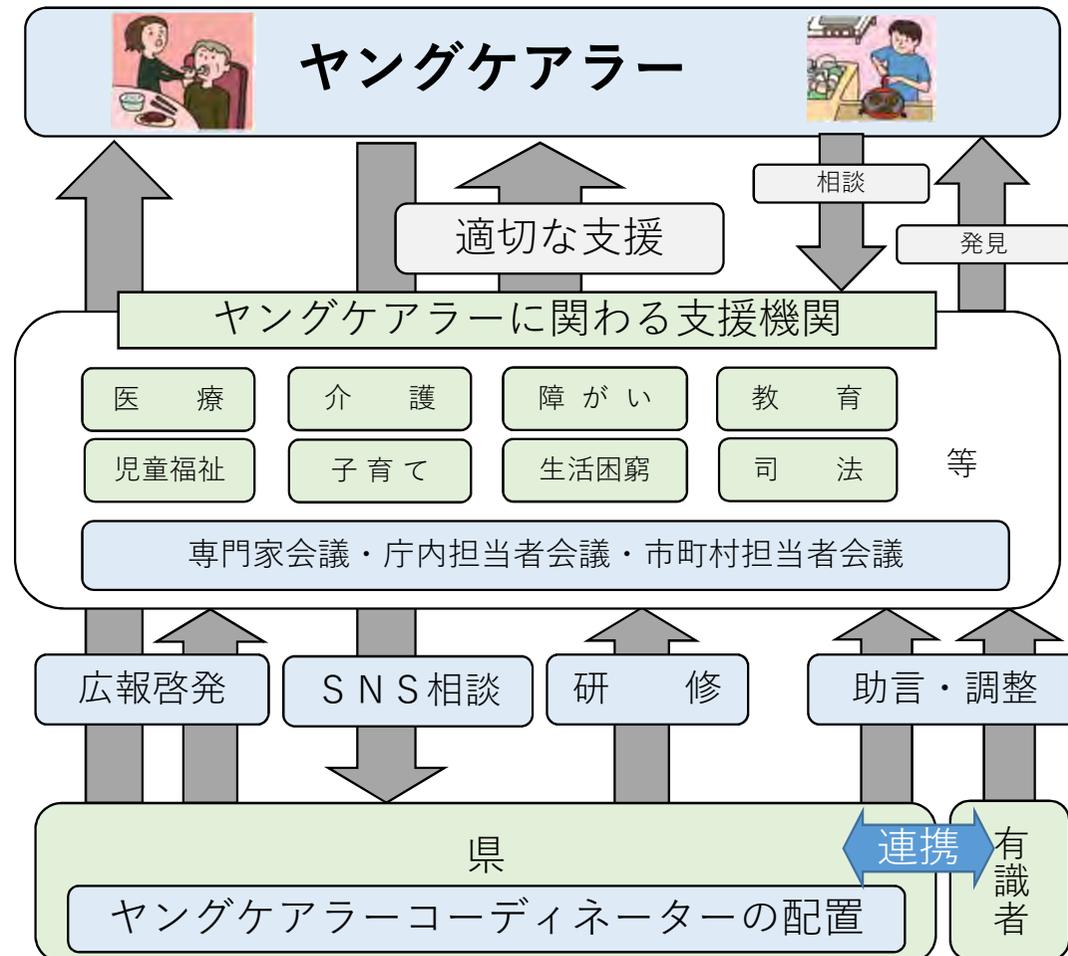
5 ヤングケアラー関係機関会議の開催 96千円

県庁各関係課による連絡会議や市町村の担当者を対象とした会議を開催し、各機関が連携した支援を推進する。

6 SNS相談の実施 10,164千円

SNSによる相談窓口を開設し、ヤングケアラー及びその保護者が抱える悩みをサポートする。

事業イメージ



事業内容

背景・目的・概要

【背景】

核家族化の進行や近隣者とのつながりの希薄化などにより、子育て世帯の孤立化等が課題となっており、地域社会でこどもや子育て中の方々を応援する取り組みが求められている。

【目的】

地域全体で子育てを支援する機運のより一層の推進を図る。

【概要】

民間団体や市町村から企画提案を公募し、審査・選定の上、事業に必要な経費を補助する。

①地域の子育て支援事業

②市町村が創意工夫により実施する子育て支援事業

条件（実施主体・補助率・補助上限額）

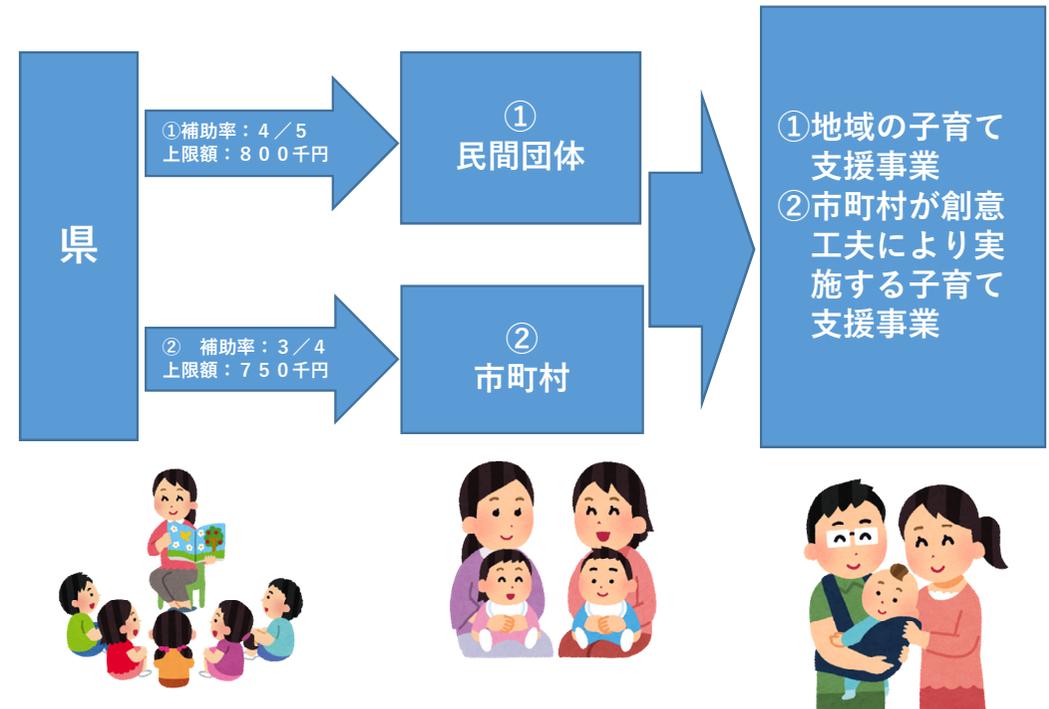
①実施主体：民間団体（NPO法人、任意団体等）

補助率：4/5 補助上限額：800千円

②実施主体：市町村

補助率：3/4 補助上限額：750千円

事業イメージ



事業内容（想定例）

- ・子育て支援のための人材育成
- ・高齢者による若い子育て世代への支援
- ・中高生を対象とした子育て体験教室の開催
- ・子どもの権利の擁護や啓発等に関する事業

3-37 世代間交流による地域コミュニティ再構築事業

事業内容

背景・目的・概要

1 背景

地域での子どもと高齢者との関わりが少なくなっている。また、震災に伴う転居や核家族化の進行等で地域コミュニティが失われつつある。地域の高齢者の力を借り、本県の復興を担う子どもたちを社会全体で育てるとともに、「子育てしやすい環境」につなげる。

2 概要

(1) 世代間交流コーディネーターの設置

高齢者への事業参加への周知等の働きかけや、交流会へ参加する子どもがいる施設との連絡調整、事業の企画・運営を専任で行う専門員としての世代間交流コーディネーターを設置し、事業の推進を図っていく。

(2) 地域の寺子屋セミナーの開催

世代間交流を行うにあたり、子育ての仕方や子どもたちの現状が変化していることから、高齢者が子育て世帯・子どもの現状や、子どもとのふれ合い方を学ぶセミナーを開催する。その高齢者が日常生活においても、子どもの面倒を見たり交流を図ったりしていくことで、社会全体での子育て支援を繋げていく。

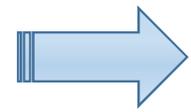
(3) 地域の寺子屋の開催

子どもから高齢者まで、誰でも参加・交流のできる機会を設け、交流のなかで昔ながらの遊びや伝統を若い世代に伝えていく「寺子屋」を開催する。子ども達が高齢者と触れ合うことで、新たな地域コミュニティの形成や再構築、遊びによるストレスの軽減、地域の文化・伝統の伝承、他人との関係形成により子ども達の健全な育成に寄与する。

事業イメージ

地域の寺子屋セミナー

- ・講演（接し方等）
- ・実技指導



地域の寺子屋交流会

- ・昔遊び（例：福笑い）
- ・伝統行事（例：団子さし）

セミナーで学んだ現代の子どもとの接し方等を用いて、地域の寺子屋を行う。日常生活の中でも地域の子どもたちや孫などへそのノウハウを生かし世代間交流を図る。

委託先



設置

世代間交流
コーディネーター

働きかけ、仲介

高齢者

地域コミュニティの再構築

子どもたち

高齢者の力を借りた子育て支援

子どもたちの健全な育成



3-38 児童福祉施設等給食体制整備事業

事業内容

背景・目的・概要

【背景】
原子力発電所事故以来、児童福祉施設等の給食用食材については、できる限り安全・安心なものを提供するよう努めているが、保護者等の不安の声がある。

【目的】
児童福祉施設等の給食用食材に対する保護者等の不安を軽減し、児童福祉施設等の給食に関してより一層の安全・安心を確保するため。

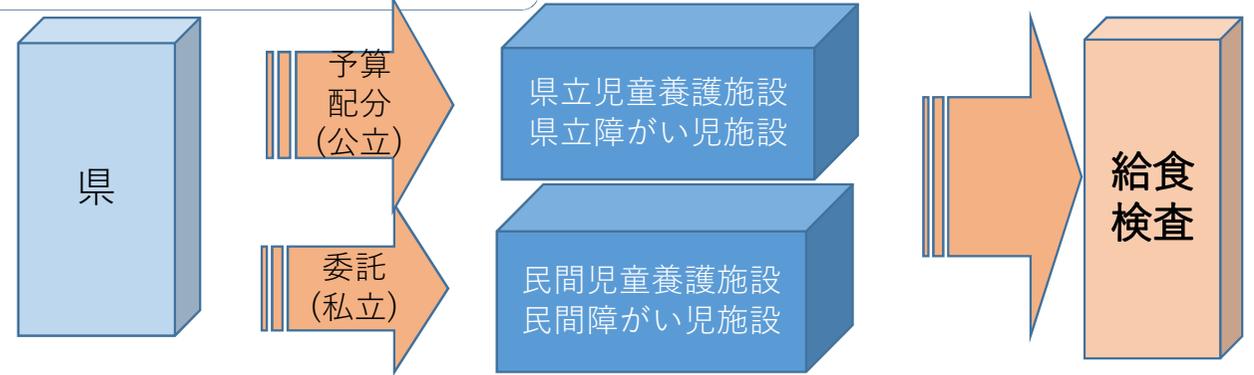
- 【概要】**
- ①児童養護施設等給食検査体制整備事業
児童養護施設等が給食の食材についての検査体制を整備する場合に検査要員の配置経費及び検査に使用する食材（試料）代等を補助する。
 - ②保育所等給食検査体制整備事業
保育所等給食の食材の検査体制を整備しようとする市町村等に対して、機器操作員の配置経費及び検査に使用する食材（試料）代等を補助する。
 - ③障がい児施設等給食検査体制整備事業
障がい児施設等が給食の食材についての検査体制を整備する場合に検査要員の配置経費及び検査に使用する食材（試料）代等を補助する。
 - ④児童福祉施設等給食検査体制整備事業事務経費
各事業の実施において必要な事務費。

条件（対象者・対象行為・補助率等）

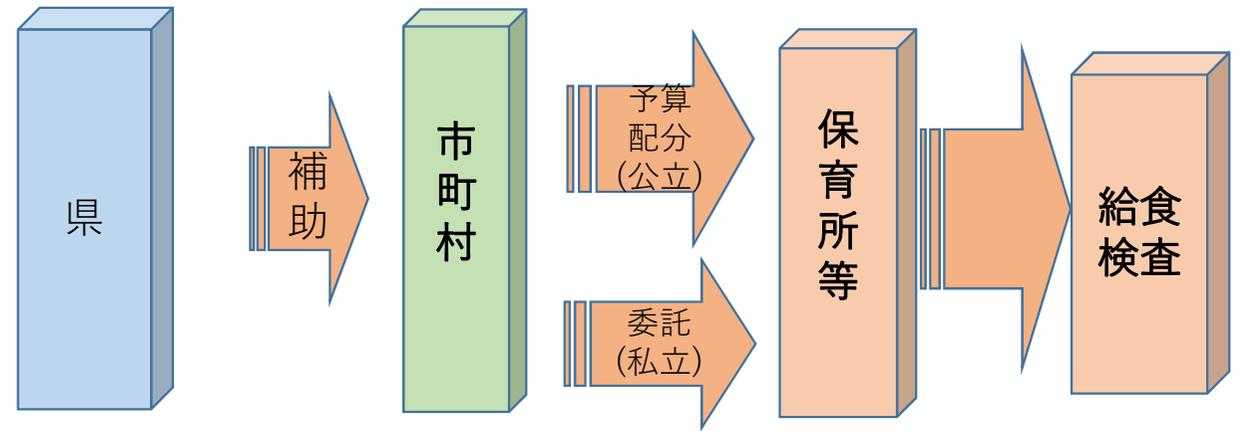
- ①対象者：県立施設、県立以外の施設／対象経費：給料、職員手当等、共済費、需用費、委託費
- ②対象者：市町村／対象経費：保育所等の給食検査に係る経費／補助率：10/10
- ③対象者：県立施設、県立以外の施設／対象経費：給料、職員手当等、共済費、需用費、委託費

事業イメージ

- ①児童養護施設等給食検査体制整備事業
- ③障がい児施設等給食検査体制整備事業



- ②保育所等給食検査体制整備事業



事業内容

背景・目的・概要

【背景】
 本県では原発事故以降、放射性物質への不安から子どもたちの外遊びの機会が制限され、運動不足による肥満児傾向児の増加やストレスの蓄積が問題となっていた。
 現在においては、屋外でも不安なく遊べる環境となっているものの、屋内遊び場は、親同士の交流や子どもに遊びを教える場としてなど、子育て支援の社会資源として重要な役割を果たしている。

【目的】
 屋内外における子どもたちの「遊び」の環境を整備し、福島未来を担う子どもたちの健やかな成長を促す。

【概要】
 ①屋内遊び場確保事業（補助率：2/3）
 市町村が屋内遊び場を整備する際の、遊具購入費や遊び場の運営費に補助をする。
 ②冒険遊び場創出事業
 主に就学児を対象として、空き地等にプレーリーダーを配置し、自然環境の中で子どもが自由に遊ぶことのできる環境「冒険ひろば」を運営する。

条件（対象者・対象行為・補助率等）

- ①対象者：市町村／対象行為：屋内遊び場の整備、運営／補助率：2/3
- ②対象者：未就学児・就学児／対象行為：冒険ひろばの設置／委託先：1団体

事業イメージ

【目的】
 屋内外における子どもたちの「遊び」の環境を整備し、福島未来を担う子どもたちの健やかな成長を促す。

①屋内遊び場確保事業



〔整備拡充事業〕
 市町村が屋内遊び場を整備する際の遊具購入費等に補助する。
 〔継続事業〕
 屋内遊び場の継続運営に要する費用に補助する。
 ☆補助率：2/3（原則上限50,000千円）

②冒険遊び場創出事業



〔冒険ひろば〕
 空き地等にプレーリーダーを配置し、自然を活かした環境で子ども達が自由に遊べる環境を作る。

3-40 被災した子どもの健康・生活対策等総合支援事業

事業内容

背景・目的・概要

- ①子ども健やか訪問事業
子ども健やか訪問員が復興公営住宅等に避難生活をしている子どもを持つ家庭を訪問し、生活や育児等の相談に対応して、子育て家庭の不安の軽減を図る。
- ②子どもの遊び確保と心身の健康の相談・援助事業
子育てイベントの開催などで子どもの運動機会を確保する事業及び、震災による被災児童生徒及びその家族に対する心身の健康に関する相談・援助を行う事業を実施する市町に対して補助を行う。

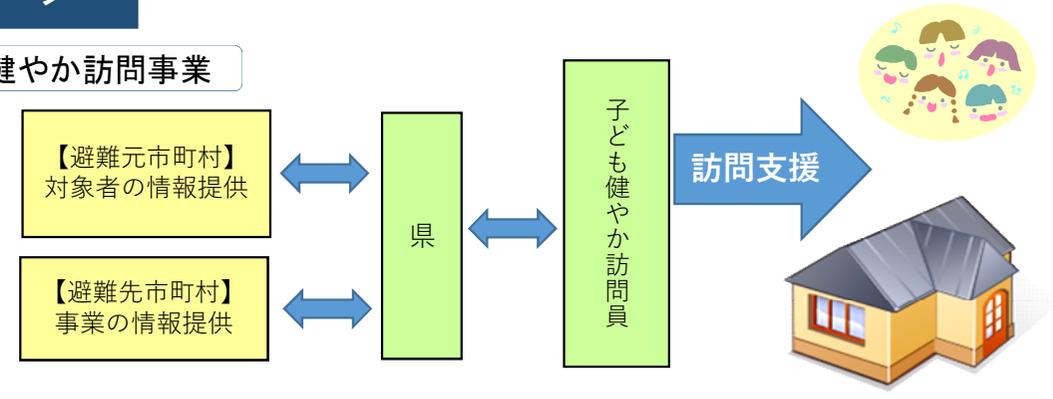
条件（対象者・対象行為・補助率等）

国庫補助：被災者支援総合交付金

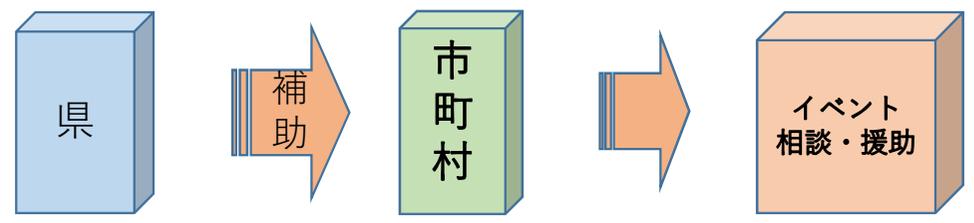
- ①対象者：県内に避難している子どもをもつ家庭／対象行為：子ども健やか訪問員等による訪問相談
- ②対象者：市町／対象行為：子育てイベントの開催、子ども等の心身の健康に関する相談・援助／補助率：10／10

事業イメージ

①子ども健やか訪問事業



②子どもの遊び確保と心身の健康の相談・援助事業



3-41 子どもの医療費助成事業

事業内容

県内で安心して子どもを生み、育てやすい環境づくりを進めるため、市町村が行う子ども医療費助成事業に対して補助金を交付する。

乳幼児医療費助成事業 697,011千円

○市町村が行う未就学児に対する医療費助成事業に対して補助金を交付する。

- ・対象者 未就学児
- ・所得制限 児童手当の限度額
- ・一部負担金 1,000円/件(レセプト)
- ・補助率 1/2以内

子どもの医療費助成事業 3,372,860千円

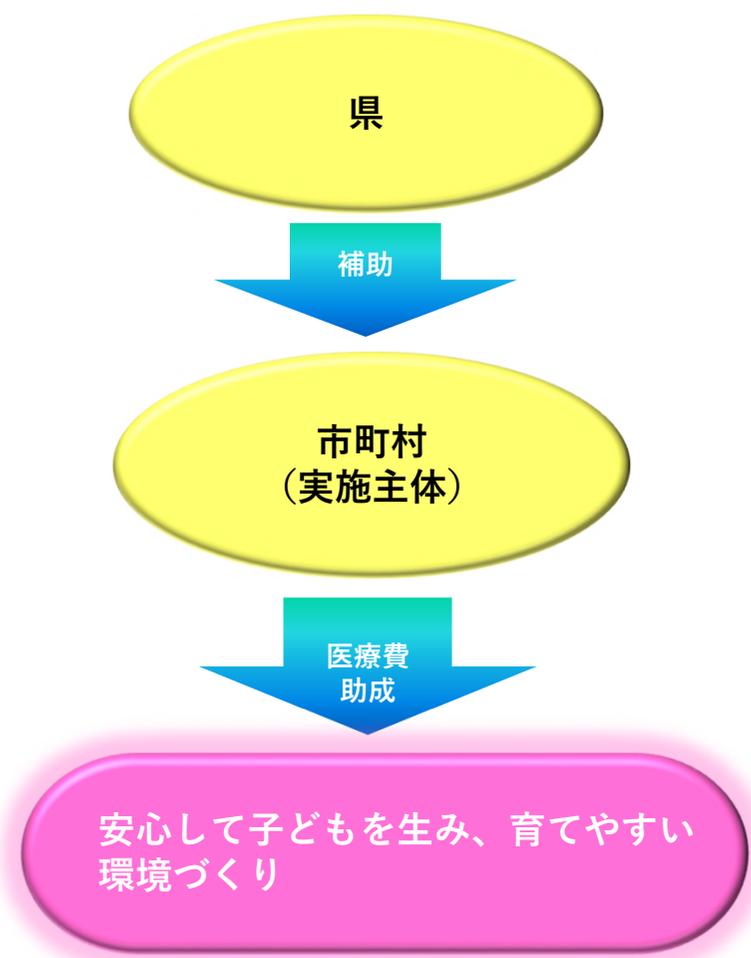
○市町村が行う子ども医療費助成事業に対して補助金を交付する。

- ・対象者 小学4年生から18歳に達する日以降の最初の3月31日までにある児童
- ・補助率 10/10

子どもの医療費助成事業市町村国保運営支援事業 83,253千円

○子どもの医療費助成事業の実施に伴い、国民健康保険法の規定に基づき国庫負担金等が減額調整される市町村を支援する。

事業イメージ



3-42 青少年会館運営費補助事業

31,576千円
(R5 35,066千円)

こども・青少年政策課

事業内容

背景・目的・概要

福島県青少年会館の運営費及び施設整備関連工事費を一部補助することで、青少年健全育成推進に関する事業の円滑な実施を図る。

条件（対象者・対象行為・補助率等）

【対象者】

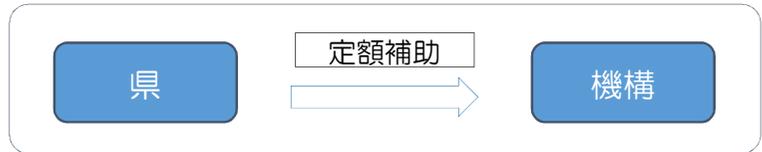
（公財）福島県青少年育成・男女共生推進機構

【対象経費】

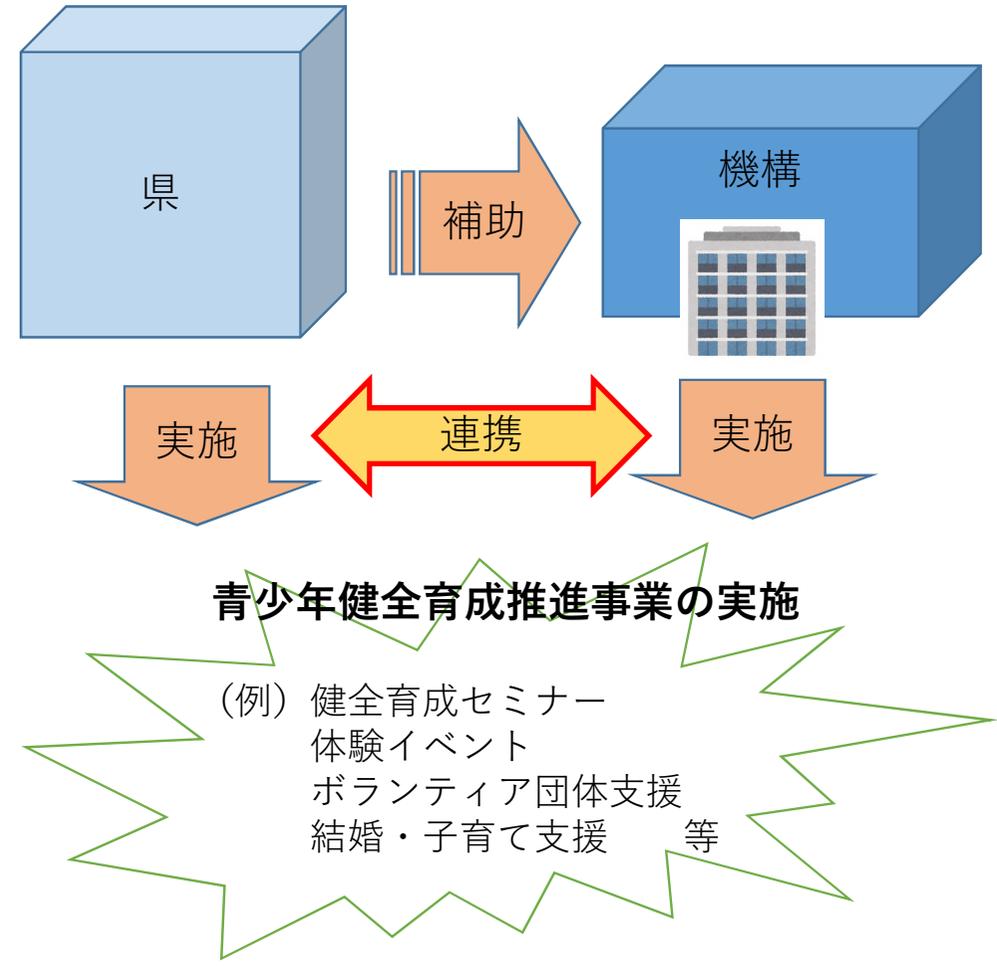
- ・ 運営費 21,271千円
- ・ 施設整備関連工事費 10,305千円

【補助率】

- ・ 定額



事業イメージ



3-43 ひきこもり対策推進事業

31,349千円
(R5 27,440千円)

こども・青少年政策課

事業内容

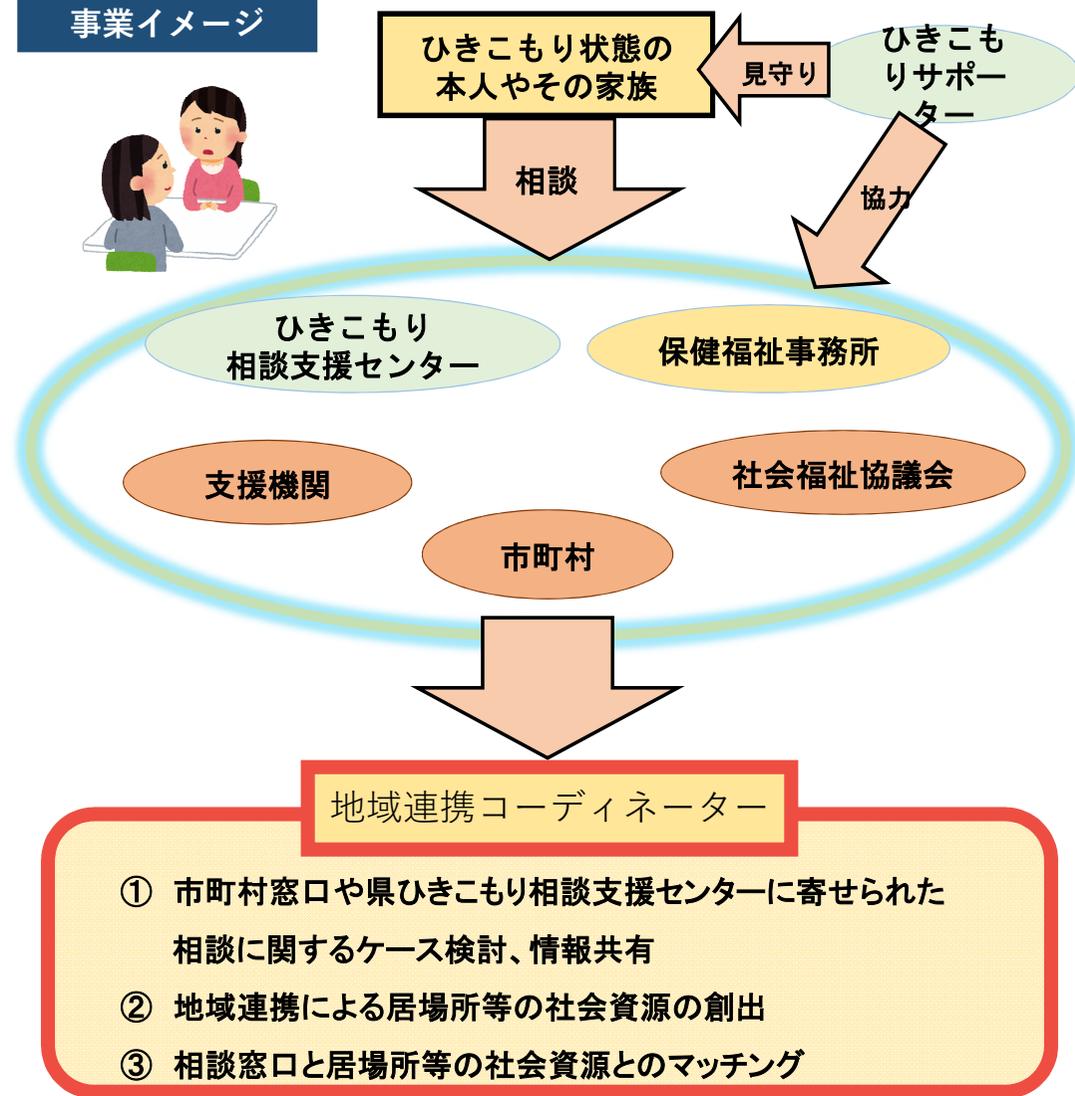
背景・概要

ひきこもり状態にある本人や家族が悩みを抱え込み、相談につながりにくいことが課題となっている。そこで、一時相談窓口としてひきこもり相談支援センターを運営し、相談に対応した上で、適切な支援につなげることによって、ひきこもり状態にある本人の社会参加を促進し、福祉の増進を図る。また、各保健福祉事務所においてひきこもり家族教室、県民向けの公開講座、訪問支援等を開催する。さらに、モデル事業として地域連携コーディネーターを配置し、相談窓口からの繋ぎ先として、居場所等の社会資源の創出を図る。

事業内容

- | | |
|--------------------------|----------|
| 1 ひきこもり支援センター事業 | 20,523千円 |
| (1) 相談支援センターの運営 | |
| (2) 居場所づくり | |
| (3) ひきこもり支援従事者研修 | |
| (4) 支援協議会・ネットワーク会議 | |
| 2 ひきこもり家族支援事業 | 786千円 |
| ひきこもり家族教室、公開講座、訪問支援等 | |
| 3 ひきこもり支援体制強化モデル事業 | 10,040千円 |
| (1) ケース検討、地域連携による居場所等の創出 | |
| (2) ひきこもりサポーター養成研修 | |

事業イメージ



3-44 こどもを守る情報モラル向上支援事業

事業内容

背景・目的・概要

【背景】
GIGAスクール構想により小学1年生から一人1台端末を所持するようになった一方で、こども・若者のインターネット利用時間は年々増加し、低年齢化も進んでいる。さらに、違法・有害情報や虚偽情報の拡散、SNSに起因する犯罪被害、ネット上の誹謗中傷やいじめ等、インターネット利用による弊害も深刻になっている。

【目的】
青少年健全育成を推進するとともに、福島の未来を担うこども達が情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度を身に付け、ICTを活用して問題解決できる能力を伸ばし、世界や日本、地域社会で活躍できるように応援する。

【概要】
家庭や学校でこどものインターネット利用に関する基礎知識の習得度合いと利用状況を把握し、その向上と改善を図る支援システム「ふくしま情報モラル診断」を運用する。

(対象)

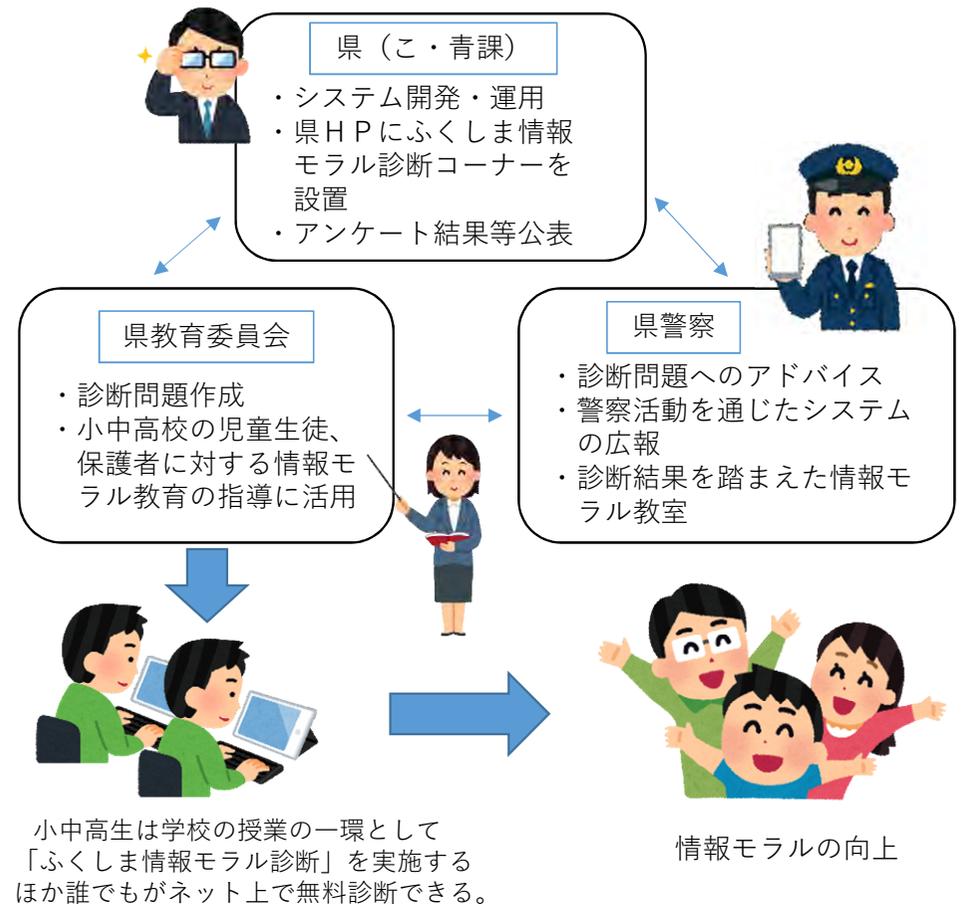
小学校	390校	全生徒数	約 83,300人
中学校	212校	全生徒数	約 44,200人
義務教育学校	7校	全生徒数	約 1,400人
高等学校	91校	全生徒数	約 42,700人
支援学校	26校	全生徒数	約 2,400人
学校数計	726校	生徒数計	約174,000人

- (システム)
- ① 診断問題 (文部科学省 情報モラル指導モデルカリキュラム5分類)
 - ② アンケート (インターネット利用状況、スマホ所持率、フィルタリング率等)
 - ③ 集計結果出力 (得点分布図、正答率、利用状況等)

【事業費】 3,960千円
(内訳) 運用・保守費 (令和6年度分) 3,960 (千円)
・クラウドサーバ利用費 ・問題入れ替え作業 ・システム質問対応
※ 令和4年度は開発期間、令和5年度から運用開始
令和5年度から令和8年度まで運用・保守費について債務負担設定済み

事業イメージ

県、県教育委員会、県警察の3機関連携



事業内容

背景・目的・概要

【背景】

本県は、若年層を中心とした急激な人口減少に直面しており、こども・若者の地域定着が最重要課題となっていることに加え、将来の地域づくり・復興創生の担い手の確保がこれまで以上に重要となっている。

【目的】

こども・若者の地域への定着をテーマとした探究活動を通して、将来の地域の担い手となる高校生を育成するとともに、今後の地域定着やUターンを考えるきっかけづくりを行う。

また、こどもまんなか社会の実現に向けて、こども・若者施策へのこどもたちの意見を聴取する機会を確保する。

【概要】

- ・「こども・若者の地域への定着」をテーマとして、県内4地域（県北、県中・県南、会津・南会津、相双・いわき）で、それぞれ2日間の探究活動を行う。
- ・高校生を参加対象者として、各回15名を定員として開催する。

①フィールドワーク

こども・若者の地域定着の取組を視察し、関係者へのインタビューを行う。

②ワークショップの開催

フィールドワークの結果を踏まえて、こども・若者が地域へ定着するためには、どのような取組が必要となるか複数のグループに分かれて議論する。

③こどもたちの意見を聴取

ワークショップの中で検討した結果を、グループ毎に発表する。

→こどもたちの意見を関係機関へ共有し、今後の参考とする。

事業イメージ

こどもたちの
意見を聴取

ワークショップ

※行政・企業・地域など複数の視点から
必要な取組を検討

フィールドワーク

※民間団体（こども・若者育成団体、子育て支援団体）、
自治体、企業等をフィールドワーク先として想定

【事業効果】

- ・こども・若者の流出などの地域課題を我が事として捉えるようになり、将来の地域づくり・復興創生の担い手の確保に繋がる。
- ・進路の検討段階にある高校生が、今後の地域定着・Uターンを考える契機となる。
- ・こどもたちの意見を聴取する機会を確保し、こどもたちの率直な意見を自治体・企業・地域へ幅広く共有することによって、こども・若者の地域定着の取組の推進に寄与する。

事業内容

背景・目的・概要

少子高齢化、人口減少、地域社会の脆弱化等による社会構造の変化の中、地域共生社会の実現が求められており、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、市町村が属性を問わない包括的な支援体制を構築できるように支援を行うとともに、人とのつながりを実感できる地域づくりの推進を行う。

1 重層的支援体制構築支援事業（県社協への委託） 8,786,000円

市町村の重層的支援体制整備事業の実施に向け、研修会の開催、訪問支援、アドバイザー派遣による支援を行う。

- (1) 研修会・情報共有会議の開催（計2回）
- (2) 市町村・市町村社協等への訪問支援（20回）
- (3) アドバイザーの派遣（5回）
- (4) 調整員の配置（1名）

2 地域共生社会推進事業 669,000円

地域共生社会推進のために必要となる市町村地域福祉計画の策定支援及び地域共生社会推進研修会を開催する。

- (1) 地域共生社会推進研修会の開催（1回）
- (2) 重層的支援体制整備事業に関する支援（5箇所）
- (3) 市町村地域福祉計画の策定支援 ※国庫補助対象外
 - ・地域福祉計画策定に向けた勉強会の開催（1回）
 - ・アドバイザーの派遣（3回）
 - ・市町村への訪問支援（5回）

国庫補助名：生活困窮者就労準備支援事業費等補助金
補助率：国3/4、県1/4

事業イメージ・実施状況

地域共生社会の構築

誰もが生き生き暮らせる地域づくり

- ・世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創る。
- ・人と人との「つながり」を実感できる地域づくり

- ・市町村による重層的支援体制整備事業の実施
- ・市町村による市町村地域福祉計画の策定

重層的支援体制整備事業の実施状況

実施主体：市町村

- ・令和4年度から実施：福島市、須賀川市
- ・令和6年度から実施予定：郡山市、川俣町
(移行準備事業実施中)
- 郡山市、川俣町、檜葉町、いわき市、会津若松市、喜多方市、只見町、三春町

市町村地域福祉計画の策定状況

令和5年4月1日現在

- ・策定済：36市町村
- ・未策定：23市町村（うち、令和5年度中策定予定は7町村）
- ・策定率：61.0%（全国平均84.8%）

4-2 日常生活自立支援事業

71,764千円
(R5 69,204千円)

社会福祉課

事業内容

目的

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な者が地域において自立した生活が送れるようにするために、福祉サービス利用援助、当該事業に従事する者の資質の向上のための事業並びに福祉サービス利用援助事業に関する普及及び啓発を行う事業を実施する。

概要

日常生活自立支援事業

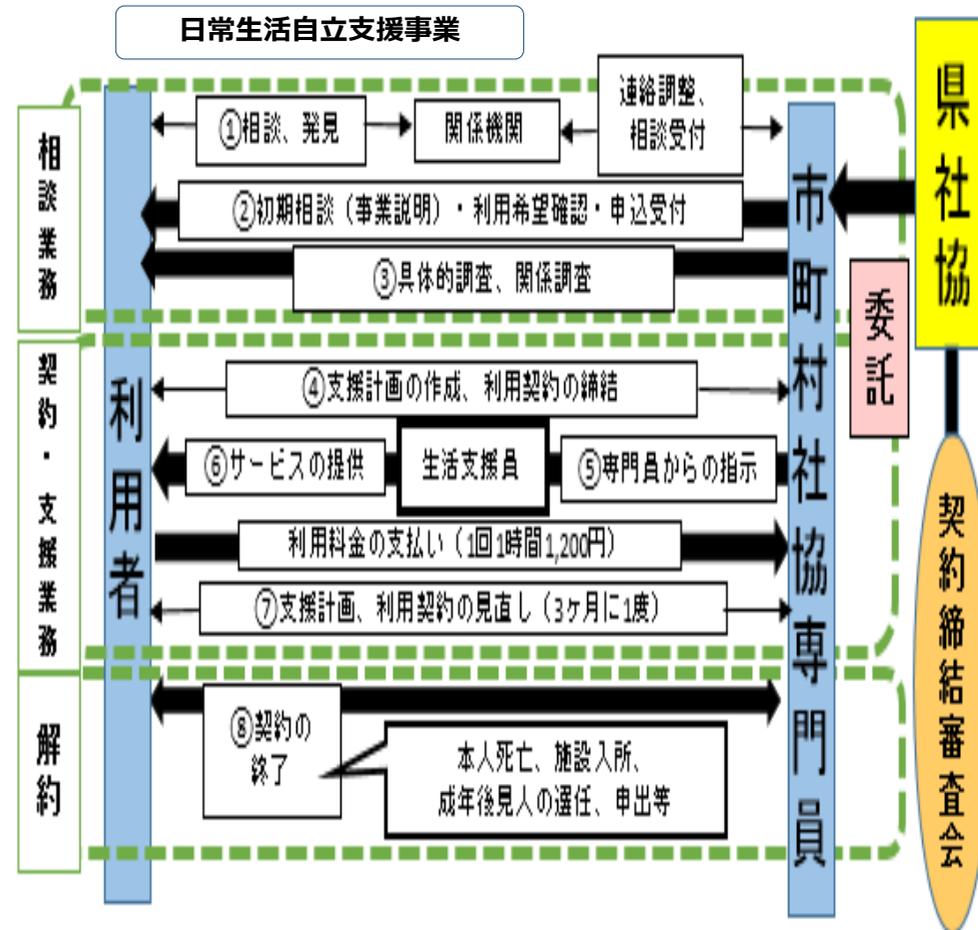
- 1) 福祉サービス利用援助（福祉サービスの利用に関する援助、日常的な金銭管理、書類等の預かり、定期的な訪問による生活変化の把握）等の援助（令和5年3月末、実利用件数683件）
- 2) 福祉サービス利用援助事業に従事する者の資質向上のための事業
- 3) 福祉サービス利用援助事業の普及及び啓発



- ・認知症高齢者や知的・精神障がい者など判断能力が不十分で日常生活を営むのに必要なサービスを利用するための情報の入手、理解、判断、意思表示を本人のみでは適切に行うことが困難な者を対象。
- ・本事業の契約の内容について判断し得る能力を有していると認められる者

事業イメージ

認知症高齢者の方、障がいをもっている方も住み慣れた地域で安心して、自立した生活を送れる社会の実現



4-3 避難者見守り活動支援事業

684,575千円
(R5 686,813千円)

社会福祉課

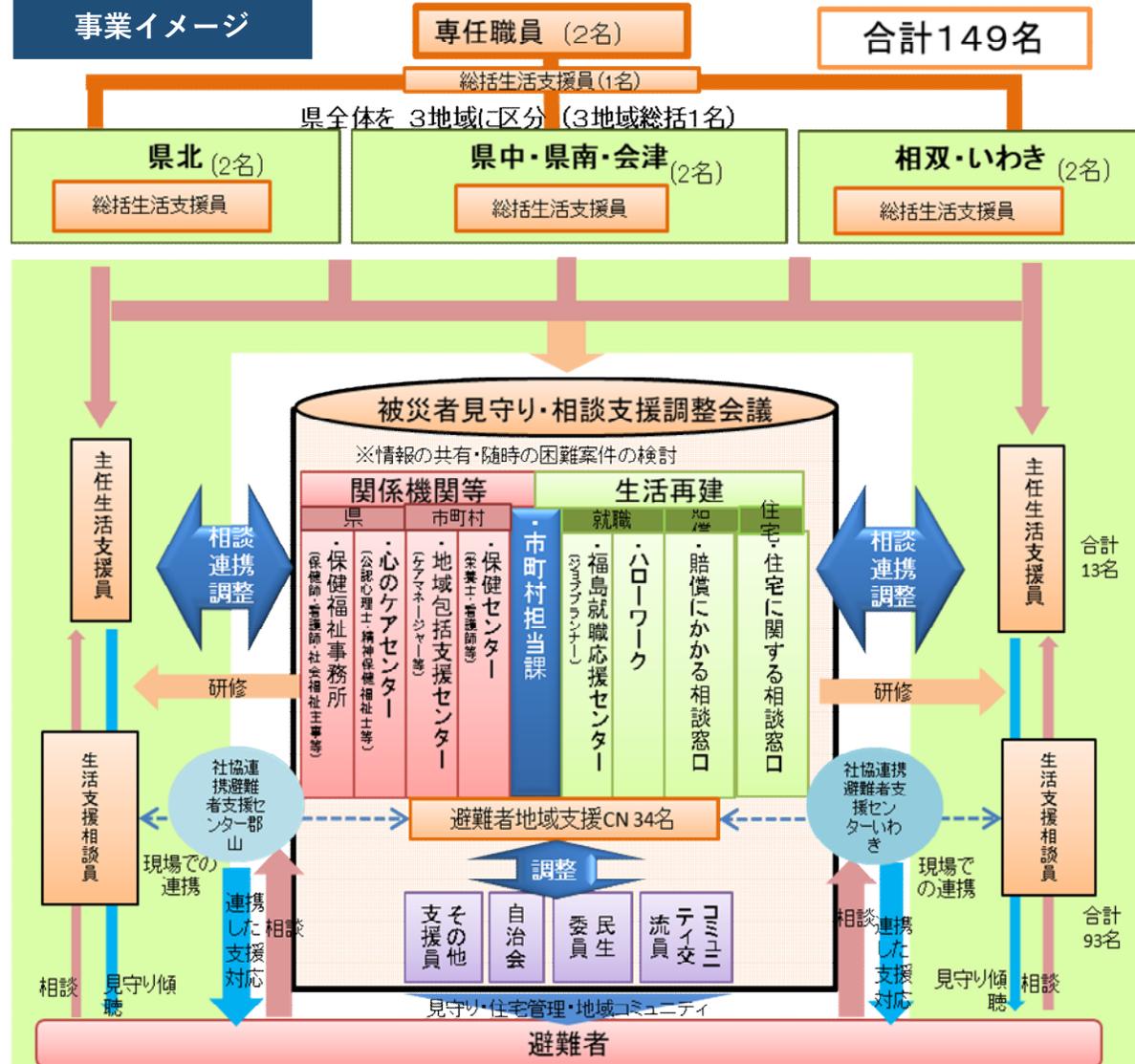
事業内容

背景・目的

東日本大震災の被災地及び被災地からの避難者を受け入れている地域において、相談員を配置するなど、「被災者等のニーズ把握及び孤立防止のための支援」、「地域の支援体制の構築」、「関係者間の総合調整」等を行う。

概要

- ① 広域分
被災高齢者等のニーズ把握及び孤立防止のため、「生活支援相談員」等を県内広域に配置し、被災者の見守り、住民交流の場の提供等に必要な経費を補助する。
補助先 (社福) 福島県社会福祉協議会
補助率 10/10 (国庫)
補助対象事業費 682,079千円
- ② 民生委員支援分
本事業を活用し、民生委員避難者支援活動に必要な経費を補助する。
避難者支援訪問活動への報償費及び市町村・県外訪問活動に係る旅費支給。
補助先 市町村民生児童委員協議会
補助率 10/10 (国庫)
補助対象事業費 2,496千円



4-4 高齢者見守り等ネットワークづくり支援事業

事業内容

目的

避難指示解除区域に居住する高齢者等が孤立したり、生活機能の低下を招くことがないよう、相談、介護、生活支援等の体制づくりを推進する。

事業概要

避難指示解除区域高齢者等生活支援事業

避難指示解除区域の市町村に居住する高齢者等が安心して生活できるよう、高齢者等サポート拠点の設置・運営等を支援する。(市町村補助)

【R6年度実施予定市町村

富岡町、浪江町、葛尾村、飯館村、大熊町】



事業イメージ

避難指示解除区域内高齢者等サポート拠点

避難指示解除区域の市町村に居住する高齢者等の見守り、孤立化の防止、生活機能低下の防止など在宅生活に支援を行い、さらなる住民帰還の促進を支援する。

【事業内容】

総合相談、地域交流サロン、デイサービス、訪問サービス、生活支援サービス

県

補助事業

市町村

委託事業

町村社会福祉協議会
社会福祉法人

指示解除区域内高齢者等サポート拠点一覧(令和6年2月1日現在)

市町村	名 称	所在地
富岡町	トータルサポートセンターとみおか	富岡町大字本岡字王塚36番地
浪江町	浪江町一樹サポートセンター	浪江町大字幾世橋字一里壇137-1
浪江町	浪江町社協サポートセンター	浪江町大字権現堂字矢沢町6-1
葛尾村	葛尾村サポートセンター	葛尾村大字落合字菅ノ又6-1
飯館村	飯館村サポートセンターつながっぺ	飯館村大字伊丹沢字山田380
大熊町	大熊町サポートセンター	大熊町大字大川原字南平1920-1

※浪江町一樹サポートセンターは令和6年3月31日で業務終了予定

4-5 被災者の心のケア事業

事業内容

目的 東日本大震災及び原子力災害により高いストレス状態にある県民の心のケアを実施するため、心のケアの専門職による訪問活動や健康教育等を実施し、精神疾患の発症予防や早期発見を図る。

概要 心のケアセンターを県内各4カ所に設置し、被災者に対する地域精神保健活動のための拠点とする。
県外では、避難者の多い県を中心に心のケアが実施できる団体へ委託し、相談窓口の開設や戸別訪問等、地域のニーズに合った事業を展開することで、県外の心のケアの充実を図る。

事業

(1) 被災者の心のケア事業

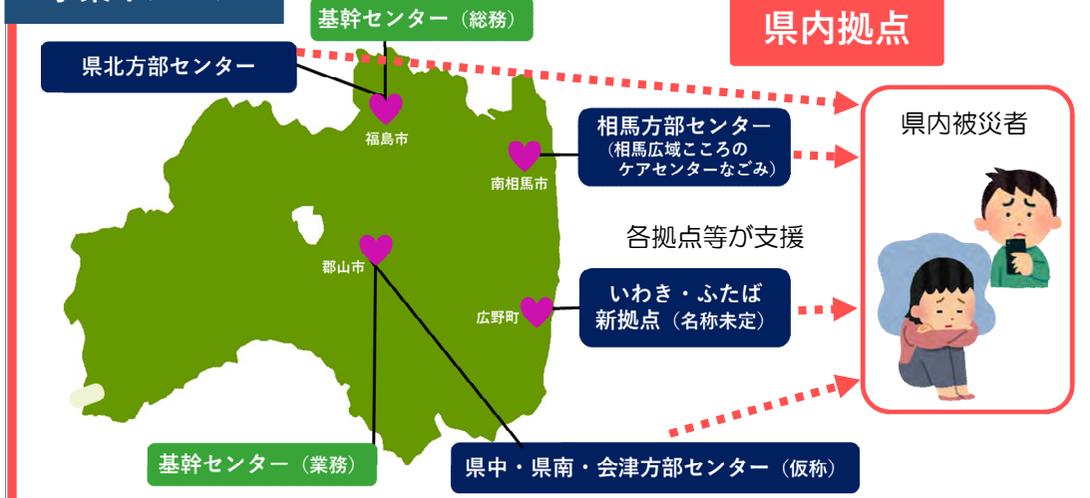
- ・ふくしま心のケアセンターの設置
委託先：(一社)福島県精神保健福祉協会
設置状況：基幹センター、
方部センター(4)
活動職種：精神保健福祉士、臨床心理士、
作業療法士、看護師等



(2) 県外避難者の心のケア事業

- ・県外避難者の心のケア
委託先：8都道府県の公認心理師協会等へ委託
- ・県外避難者の心のケア訪問事業
避難元市町村の依頼等を基に、看護師等の有資格者が避難者宅を戸別訪問し、心の問題がある場合は、避難先の社会資源につなぐ等の心のケアの支援を行う。支援情報は、避難元市町村にフィードバックする。
委託先：(一社)日本精神科看護協会等

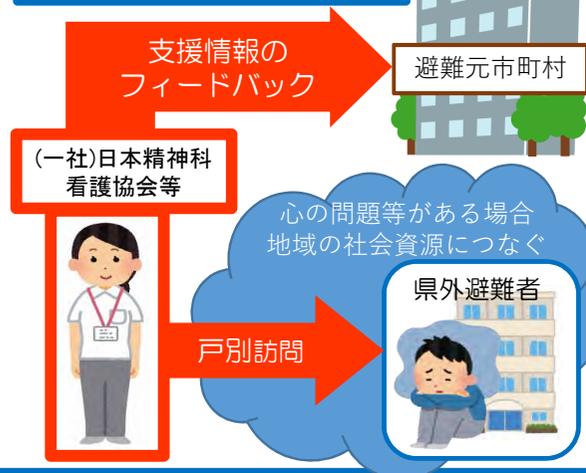
事業イメージ



県外避難者の心のケア委託先

- 8箇所
- ・(一社)北海道精神保健福祉士協会
 - ・(公社)山形県看護協会
 - ・茨城県精神保健協会
 - ・埼玉県公認心理師協会
 - ・(一社)千葉県公認心理師協会
 - ・(一社)東京公認心理師協会
 - ・(特非)神奈川県メンタルヘルスサポート協会
 - ・新潟県精神保健福祉協会

訪問による相談事業



4-6 自殺対策緊急強化事業

事業内容

背景・目的

本県の自殺率は全国と比較し依然高い状況が続いており、令和4年の自殺死亡率は全国ワースト10位である。

東日本大震災から12年が経過した状況や、新型コロナウイルス感染症による社会生活等への影響を踏まえ、追い込まれた人に対する相談体制の整備や人材育成、自殺対策に係る民間団体の活動支援等により、地域における自殺対策の強化を図り、自殺者数の減少につなげることを目的とする。

○自殺者数 H30：364名 R元：333名 R2：357名 R3：336名
R4：345名

概要

テレビCM・ウェブ等による普及啓発、人材育成や市町村自殺対策事業への支援、民間団体が行う事業への補助、自殺対策推進センターの運営の強化、SNS等による相談受付を実施している。

条件（対象者・対象行為・補助率等）

- ・市町村が行う人材育成、自殺対策事業への補助 1/2、2/3
- ・自殺予防関連に係る事業を行う民間団体への補助 定額

事業イメージ

普及啓発活動

テレビCMの放映、
パンフレット作成等

対面型相談支援事業

うつ病家族、自殺未遂者支援

市町村人材育成事業

ゲートキーパー養成、
自死遺族の支援

市町村自殺対策緊急強化
支援事業

市町村の自殺対策事業への助成

民間団体への補助事業

自殺問題に取り組む団体への補助

自殺対策推進センター運営事業

市町村等への助言や情報提供、
地域の自殺対策関係者への研修

新型コロナウイルス自殺対策
事業

電話相談、メール相談への助成

SNS等を活用した相談対応事業

LINEによる相談対応、インター
ネット検索機能を活用した相談対応



4-7 被災地介護サービス提供体制再構築支援事業

242,279千円
(R5 249,242千円)

社会福祉課
高齢福祉課

事業内容

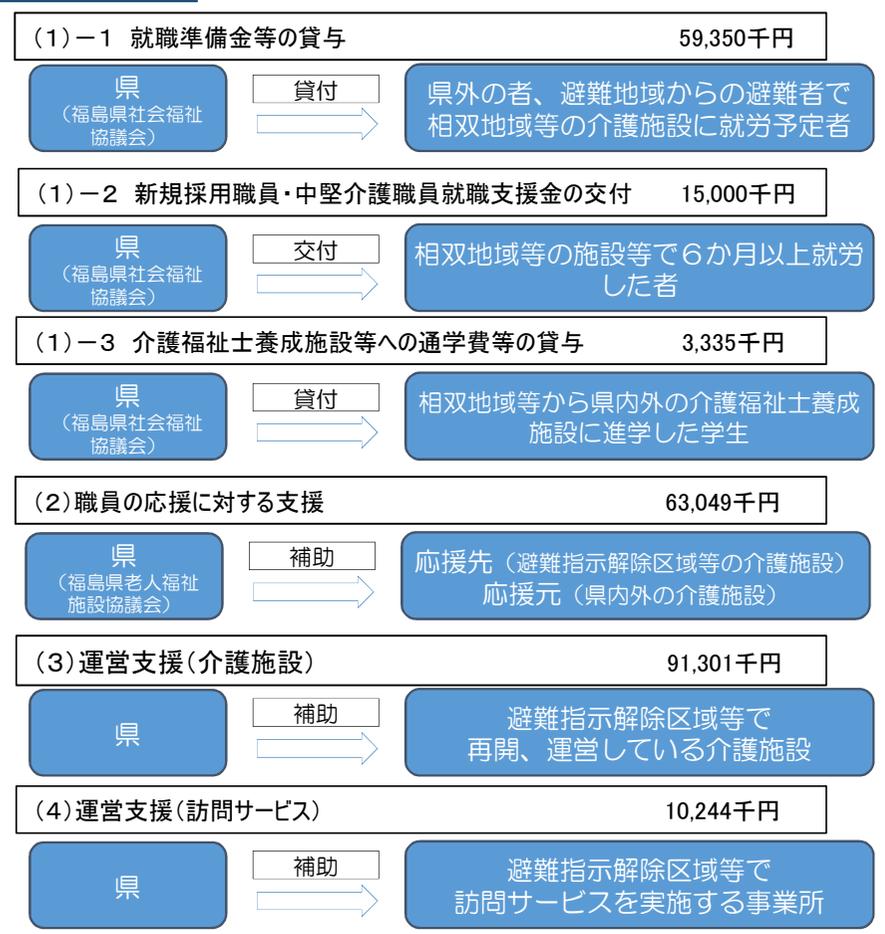
背景・目的

- 避難指示解除区域に住民が安心して帰還するためには、介護提供体制の整備が不可欠
- 相双地域等で著しく不足する介護人材の確保を加速化するため、介護施設への就労希望者に対する支援や応援職員の確保支援を実施する
- さらに、人材確保策が効果を発揮するまでの間、避難指示解除区域等の介護施設(入所施設・訪問系居宅サービス事業所)への運営支援を行う

概要

- (1)被災地福祉・介護人材確保支援事業
 - ・就職準備金等の貸与、新規採用職員及び中堅職員への就職支援金の交付、介護福祉士養成施設への通学費等の貸与等を行う。
- (2)被災地介護施設再開等支援事業
 - ・県内外の介護施設から避難指示解除区域等の介護施設へ応援を行う場合、応援先及び応援元施設の経費に対して支援を行う。
- (3)被災地介護施設運営支援事業
 - ・避難指示解除区域等で再開、運営している介護施設に対し、運営費の補助を行う。
- (4)被災地訪問サービス運営支援事業
 - ・避難指示解除区域等で訪問サービスを実施する事業所に対し、運営費の補助を行う。

事業イメージ



事業内容

背景・目的・概要

慢性的な福祉・介護人材の不足が続く中、介護福祉士養成施設への入学者は年々減少している。

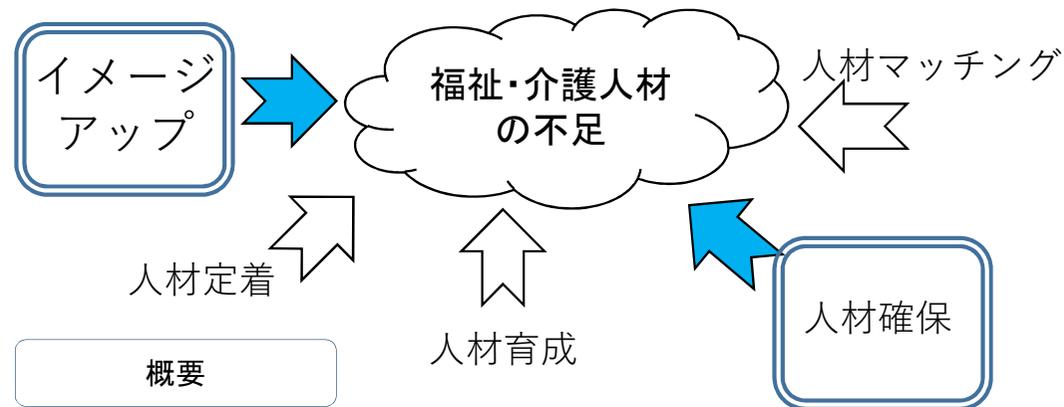
このため、量と質の両面において卒業後即戦力となる介護人材を確保するため、若手介護職員を高校に派遣する交流会や親子向け体験型介護イベント等を実施する。

以下の事業により介護の仕事の魅力を伝え、人材を確保する。

- ◇介護のしごとキャリア教育事業
若手介護職員を高校に派遣する交流会等の開催
- ◇(新)介護職員トークスキル研修事業
若手介護職員を対象とした介護職の魅力の伝え方等を学ぶ研修会の開催
- ◇かいごの理解促進事業
親子向け参加型イベントの開催
- ◇介護福祉士養成施設市町村支援事業

深刻な福祉・介護人材不足を解消し、高齢者や障がいを持つ方が安心して暮らせる社会を創る

事業イメージ



概要

◇介護のしごとキャリア教育事業

若手介護職員等を高校等に派遣し、高校性との交流等を通じて介護職の魅力とやりがいを伝えるとともに、介護の魅力を多角的な視点で説明できる者を招いた講演会や介護ロボット等最先端技術の紹介等により、介護福祉士養成施設への入学を促進し、量と質の両面から卒業後即戦力となる介護人材の確保を図る。

◇(新)介護職員トークスキル研修事業

若手介護職員を対象に高校生等に介護の魅力とやりがいを伝えるスキルを向上させる講座を開設する。

◇かいごの理解促進事業

介護の仕事に対する理解を促進するため、「謎解き」等ゲームの要素を加えた高齢者及び介護に関する学習を行うとともに、親世代に対し介護助手等の情報を発信し、介護人材の確保を図る。

◇介護福祉士養成施設市町村支援事業

地域の介護人材不足の解消と介護人材養成の充実を図るため、共同で養成施設を支援している市町村に対し補助金を交付する。

4-9福祉・介護人材プロジェクト(イメージアップ事業)

事業内容

背景・目的

福祉・介護の職場見学会や学校向け福祉・介護の仕事説明会等を実施するとともに、人材育成等に取り組む介護事業者を認証評価することなどにより、福祉・介護のイメージアップを図る。

概要

以下の事業により介護の仕事の魅力を伝え、理解を促進する。

- ◇福祉・介護の職場見学会
- ◇福祉・介護の仕事説明会
- ◇学校訪問による事業周知
- ◇小学5年生を対象とした介護の仕事を紹介する冊子の作成・配付
- ◇介護事業者認証評価制度
- ◇市町村と連携した介護の魅力を伝える写真展



深刻な福祉・介護人材不足を解消し、高齢者や障がいのある方が安心して暮らせる社会を創る。

事業イメージ



主な事業の概要

(新) 介護事業者認証評価制度事業

働きやすい環境の整備を進めるとともに、介護職志望者の参入や介護職の離職防止と定着を促進するため、職員の人材育成や就労環境等の改善につながる介護事業者の取組について、県が基準を定め、評価を行い、一定の水準を満たした事業者に認証を付与する制度を創設する。

4-10福祉・介護人材プロジェクト(マッチング事業)

事業内容

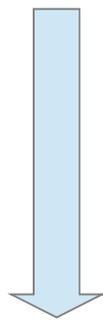
背景・目的

福祉・介護の合同就職説明会やハローワークでの出前相談等を実施することにより、介護事業者と求職者のマッチングを図る。

概要

以下の事業により求職者と介護事業者のマッチングを図る。

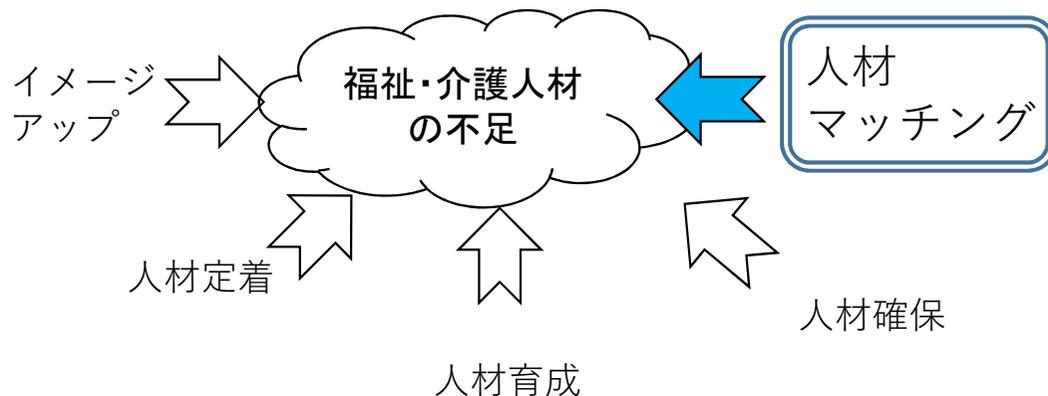
- ◇ハローワーク等での相談支援
- ◇合同就職説明会
- ◇就職者向け広報



- ◇介護施設等への求職者情報の提供
- ◇求職者への介護施設等が取り組む先進事例の紹介
- ◇多様な人材を確保するためのセミナー

深刻な福祉・介護人材不足を解消し、高齢者や障がいのある方が安心して暮らせる社会を創る。

事業イメージ



主な事業の概要

- ◇ ハローワーク等での相談支援
就労支援セミナー、相談会等の実施
- ◇ 合同就職説明会
福祉の職場合同就職説明会等の実施
- ◇ 啓発広報
求職者向け福祉の仕事紹介動画の作成
- ◇ 介護施設等への求職者情報の提供
- ◇ 求職者への介護施設等が取り組む先進事例の紹介
- ◇ 多様な人材を確保するためのセミナーの開催

4-11福祉・介護人材プロジェクト(人材確保事業)

事業内容

背景・目的

介護に関する入門的研修や県立高校普通科における特色のあるコース制導入校の生徒に対する介護の出前講座等を実施することにより、福祉・介護人材の確保を図る。

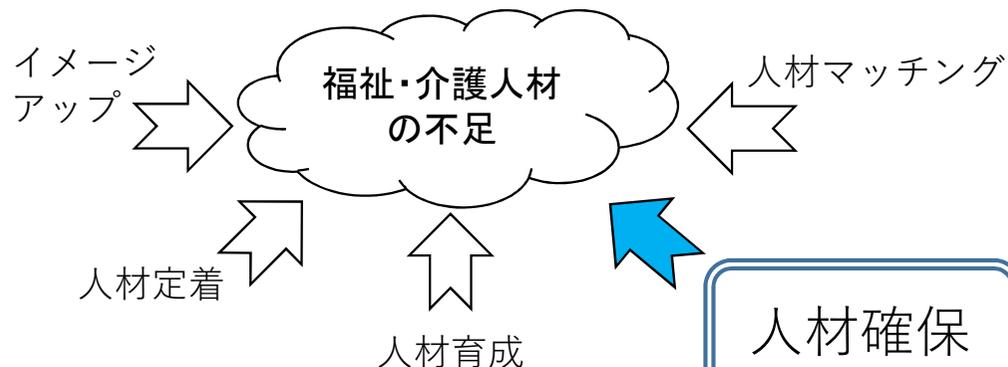
概要

以下の事業により福祉・介護人材の確保を図る。

- ◇福祉・介護人材潜在的有資格者再就職支援事業
- ◇介護に関する入門的研修の実施事業
- ◇介護助手等普及推進事業
- ◇県北・会津地方介護人材確保対策事業
- ◇福祉の将来を担う人材育成事業

深刻な福祉・介護人材不足を解消し、高齢者や障がいのある方が安心して暮らせる社会を創る。

事業イメージ



主な事業の概要

- ◇介護助手等普及推進事業
地域の元気な高齢者や主婦の方などを介護助手として採用し補助業務を任せることで、介護職員の負担軽減と専門的な介護業務に専念できる環境を作る。
- ◇福祉の将来を担う人材の育成事業
県立高校普通科における特色あるコース制（福祉コース）を導入している高校の生徒を対象に介護の仕事に関する講演会や施設見学会を実施する。
- ◇（一部新）県北・会津地方介護人材確保対策事業
県北・会津地方から県内の介護福祉士養成施設に進学した学生に対する通学費等の貸与を行う。

4-12福祉・介護人材プロジェクト(外国人人材確保)

事業内容

背景・目的

外国人介護留学生に対する奨学金支給や外国人介護人材とのコミュニケーション促進等に取り組む事業者への補助を行うとともに、外国人介護人材や受入れ施設職員等を対象とした研修会等を実施するなど、受入れ環境を整備することにより、外国人介護人材の確保を図る

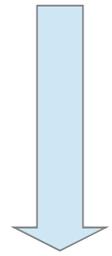
概要

※福祉・介護人材プロジェクト（人材確保事業）からの組換え

以下の事業により福祉・介護人材の確保を図る。

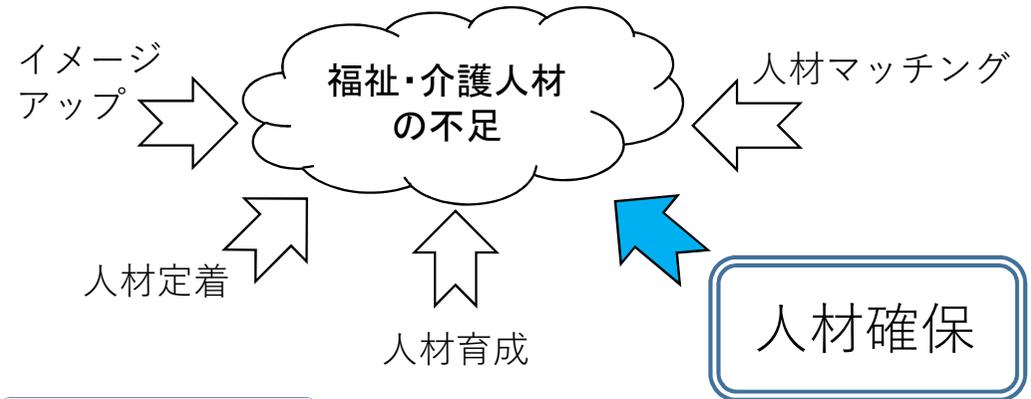
◇外国人介護人材受入環境整備事業

◇外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業



深刻な福祉・介護人材不足を解消し、高齢者や障がいのある方が安心して暮らせる社会を創る。

事業イメージ



主な事業の概要

- ◇外国人介護人材受入環境整備事業
 - ・外国人介護留学生受入事業者に対する奨学金等支援
 - ・外国人介護人材受入れ施設等環境整備事業
 - ・特定技能外国人と受入介護施設等とのマッチング支援
 - ・外国人介護人材受入れに係る研修事業
 - ・（新）外国人介護人材サポート事業
- ◇外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業
 - ・経済連携協定（EPA）に基づき受け入れた外国人介護福祉士候補者への学習支援

4-13福祉・介護人材プロジェクト(人材育成事業)

事業内容

背景・目的

学生を対象とした介護職員初任者研修や新任介護職員を対象とした介護技術の向上を図る研修等を実施することにより、福祉・介護人材の育成を図る。

概要

以下の事業により介護の人材の育成を図る。

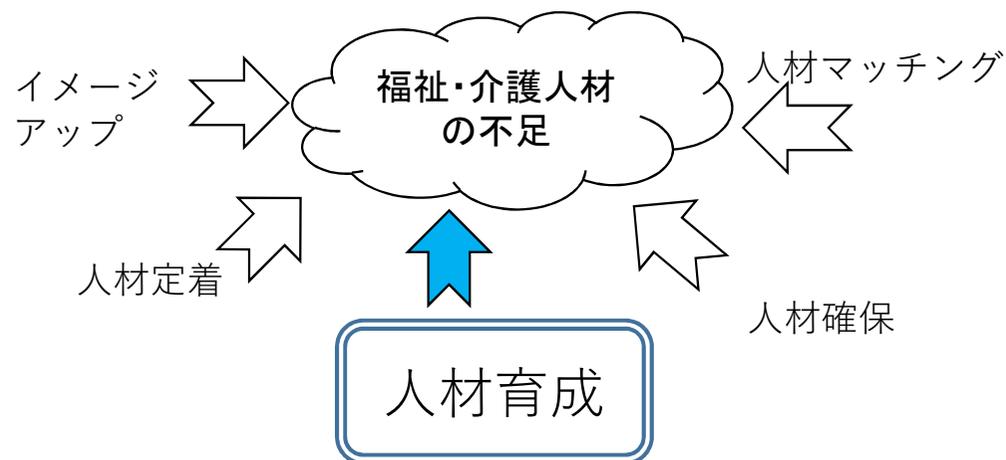
◇市町村等介護職員初任者研修及び実務者研修補助事業

◇学生向け介護職員初任者研修資格取得支援事業

◇新任介護職員研修事業

深刻な福祉・介護人材不足を解消し、高齢者や障がいのある方が安心して暮らせる社会を創る。

事業イメージ



主な事業の概要

- ◇市町村等介護職員初任者研修及び実務者研修補助事業
介護職員初任者研修等を行う市町村等に対し補助を行う。
- ◇学生向け介護職員初任者研修資格取得支援事業
県内の介護施設等に就職を希望する学生を対象に介護職員初任者研修を行う。
- ◇新任介護職員研修事業
離職率の高い就労後3年未満の職員に対し、実践的な介護のスキルや身体負担の軽減につながる研修への支援を行う。

4-14福祉・介護人材プロジェクト(人材定着事業)

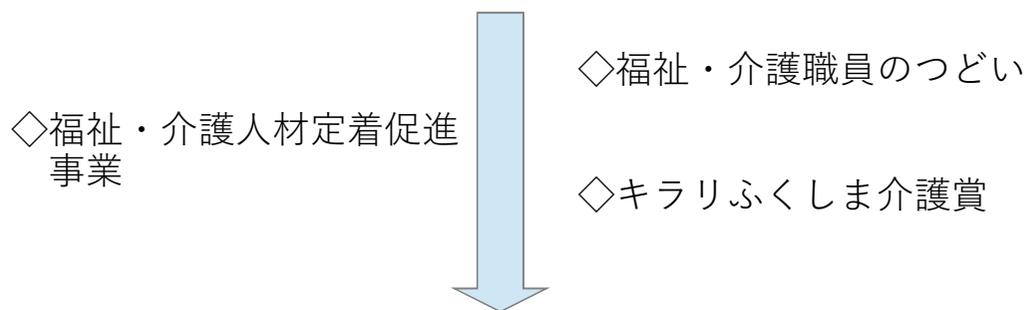
事業内容

背景・目的

キャリアパス制度に関する研修等のほか、優秀な職員を表彰する「キラリふくしま介護賞」や新任職員を激励する「福祉・介護職員のつどい」等を実施することにより、福祉・介護人材の定着を図る。

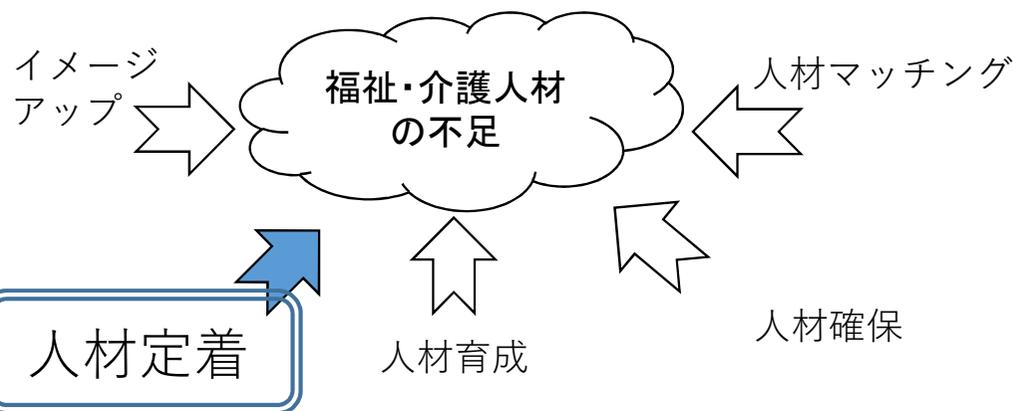
概要

以下の事業により福祉・介護人材の定着を図る。



深刻な福祉・介護人材不足を解消し、高齢者や障がいのある方が安心して暮らせる社会を創る。

事業イメージ



主な事業の概要

- ◇福祉・介護人材定着促進事業
キャリアパス制度及びプリセプター制度に関する研修会を実施する。
- ◇福祉・介護職員のつどい
新たに就職した介護職員を一室に集め、知事から激励の言葉を贈るとともに、先輩職員との交流を図る。
- ◇キラリふくしま介護賞
優秀な介護職員並びに労働環境及び処遇改善等に優れた介護施設等を表彰する。

事業内容

背景・目的

少子高齢化の進行等により、介護施設での人材不足に拍車がかかっており、介護職員の負担軽減や離職防止、定着促進を図るため、県内介護事業所に対して介護ロボットやICTを普及促進し、介護現場の生産性向上を目指す。

※介護現場における生産性向上とは、介護ロボット等のテクノロジーを活用し、業務の改善や効率化等を進めることにより、職員の業務負担の軽減を図るとともに、業務の改善や効率化により生み出した時間を直接的な介護ケアの業務に充て、利用者と職員が接する時間を増やすなど、介護サービスの質の向上にも繋げていくこと。

概要

1 福島県介護ロボット普及促進事業

実証段階の福島県産介護ロボットと介護現場のマッチングや、製品化済みの福島県産介護ロボットの普及啓発、導入補助を行う。(補助率3/4)

2 ICT等活用による業務改善支援事業

介護事業所に対して介護ロボットやICT機器導入経費・業務改善経費の補助を行う。(補助率1/2または3/4)

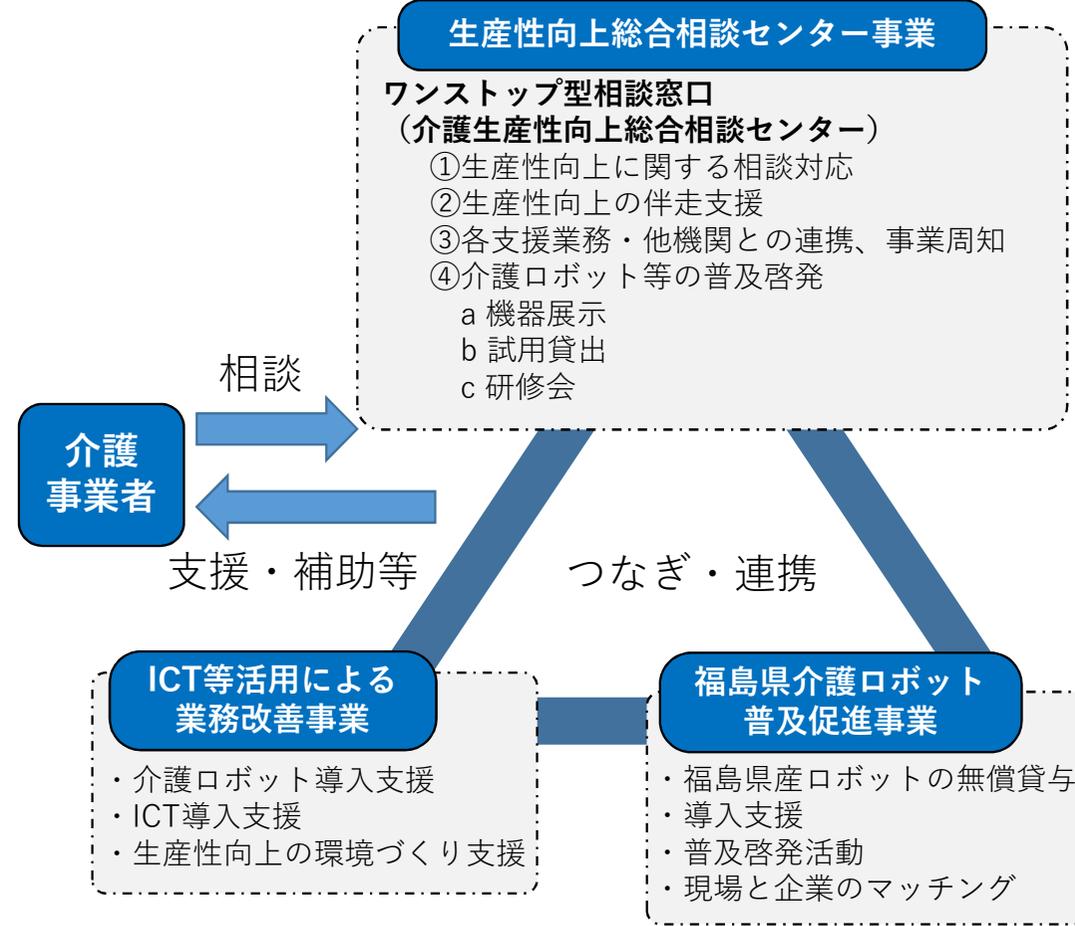
3 (新) 介護生産性向上総合相談センター事業

介護サービス事業所が抱える生産性向上の取組に関する全般的な課題等に関するワンストップ型相談窓口を設置し、適切な支援に繋げる。

効果① 介護職員の労働負担軽減・労働環境改善による介護人材の離職防止

効果② 福島県産介護ロボットの普及により、県内のロボット産業が活性化

事業イメージ



事業内容

1 事業の目的

救急医療体制の中で、精神科の救急体制は十分でないことから、夜間・休日等において、病状の急変等により緊急に精神医療を必要とする方の適切な医療を確保するため、地域の実情に応じて診療応需体制を整備し、精神疾患の再発防止や地域生活支援を図ることを目的とする。

2 概要

夜間・休日において、緊急に必要となる精神医療の確保のため、体制をシステム化する。

また、緊急に入院が必要であるにも関わらず、本人の同意に基づいた入院を行う状態にないと精神保健医が判断した精神障がい者を、知事が応急入院指定病院に移送するシステムを整備する。

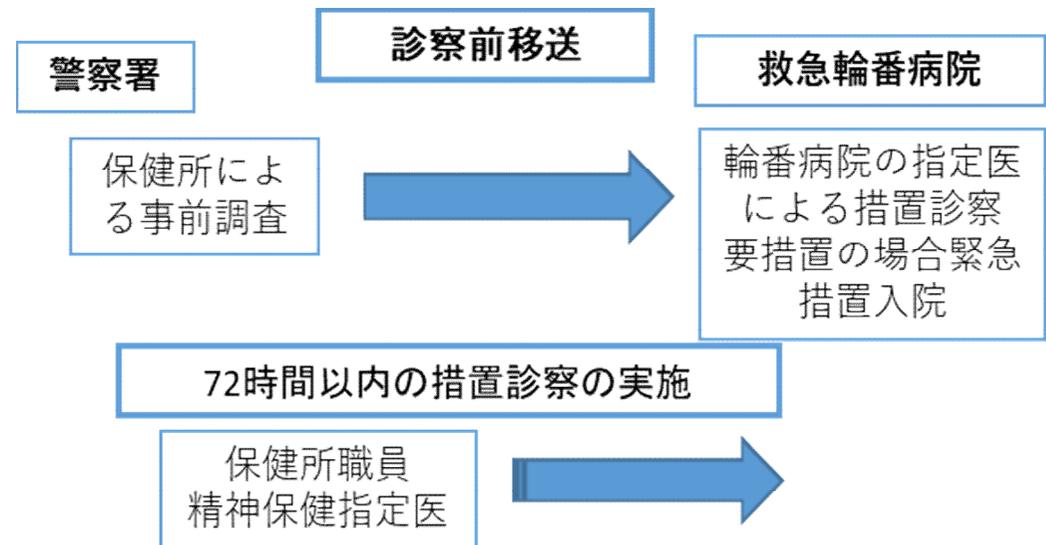
3 事業

- ①連絡調整委員会運営事業
- ②精神科救急医療システム事業
- ③精神科救急情報センター事業
- ④精神科移送システム事業
- ⑤災害医療研修事業
- ⑥精神科救急連携事業
- ⑦(新)精神保健指定医輪番制モデル事業

事業イメージ

(新)精神保健指定医輪番制モデル事業

- 1 夜間/休日については救急輪番病院への診察前移送、院内の診察、措置であれば緊急措置入院とする



- 2 平日日中の精神保健指定医の輪番制を構築する

- 精神保健指定医の診察待機（クリニック、精神科病院）平日2名ずつ保健所に登録⇒待機にかかる委託料の支払い
- 措置診察に指定医を派遣⇒所属医療機関に支援金の支払い

4-17 広域的支援事業

2,309千円
(R5 2,445千円)

障がい福祉課

事業内容

背景・目的

地域生活への移行者数については、障がい福祉計画の目標であり、新たな総合計画の補完指標としても掲げられている。第6期福島県障がい福祉計画（令和3年度～5年度）では、5年度末までに120人を障害者支援施設から地域へ移行する目標であるが、令和3年度、4年度の移行実績は31人に留まっており、現状のままでは目標の達成は困難である。施設の努力に任せるだけでなく、地域自立支援協議会等との連携を図りながら地域生活移行を積極的に進めていく必要がある。

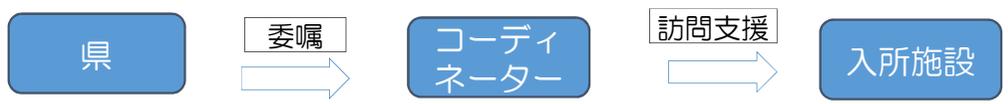
概要

障がい者支援施設からの地域移行を進めるため、地域生活移行促進コーディネーターを障がい者支援施設へ派遣する。

地域生活移行促進コーディネーターは、障がい者支援施設を訪問して、現状把握や課題整理を行い、障がい者支援施設及び関係機関等と連携して地域移行を促進する。

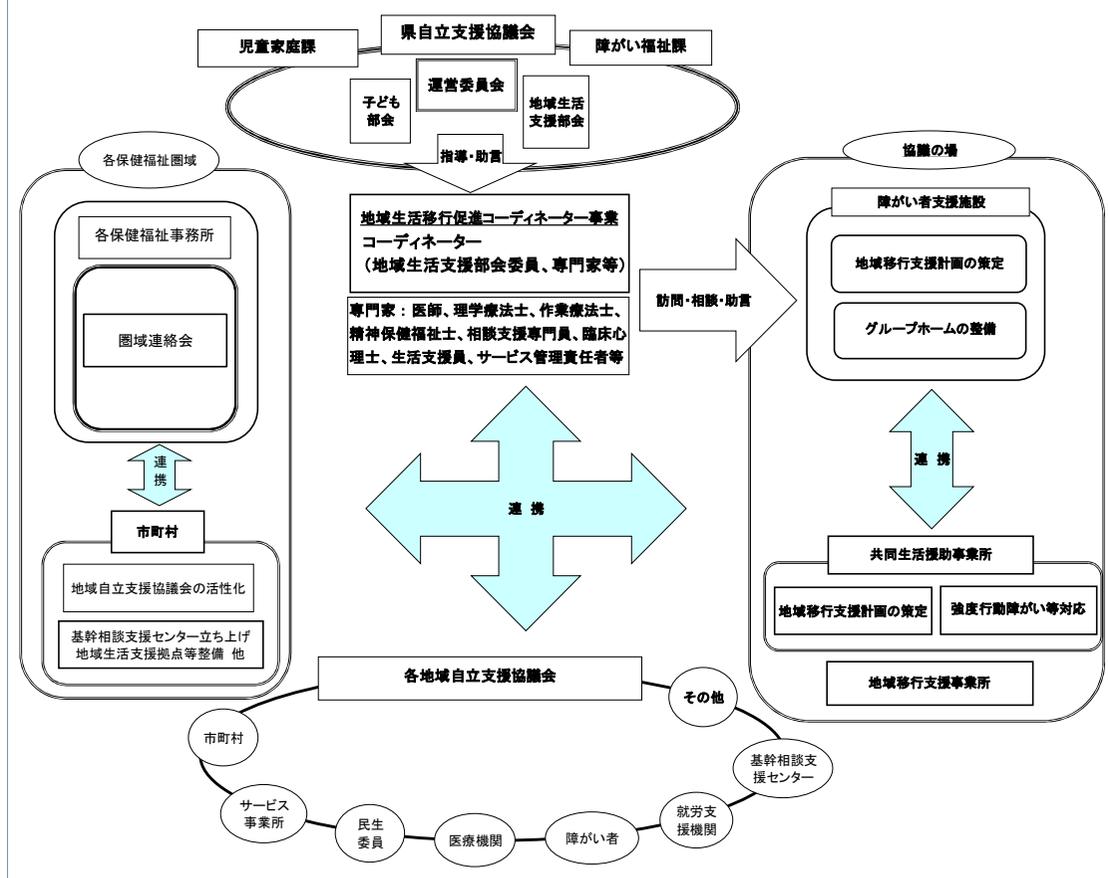
- 1 地域生活移行促進コーディネーターの派遣
- 2 専門家の派遣

条件（対象者・対象行為・補助率等）



事業イメージ

令和6年度 地域生活移行支援事業の全体図



4-18精神科病院入院患者地域移行マッチング事業

事業内容

1 事業の目的

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、精神科病院から県内外の病院への避難転院を余儀なくされた患者が、適切な病院に再転院できるよう調整を行うとともに、退院可能な者について積極的に地域移行を進めることで、本人が希望する場所での生活の安定を図ることを目的とする。

2 概要

(1) 転退院調整

県内外に避難転院している患者の本県への帰還、地域移行を促進するため、転退院調整コーディネーターを配置し、患者の意向確認、症状等を踏まえた転退院調整を行う。

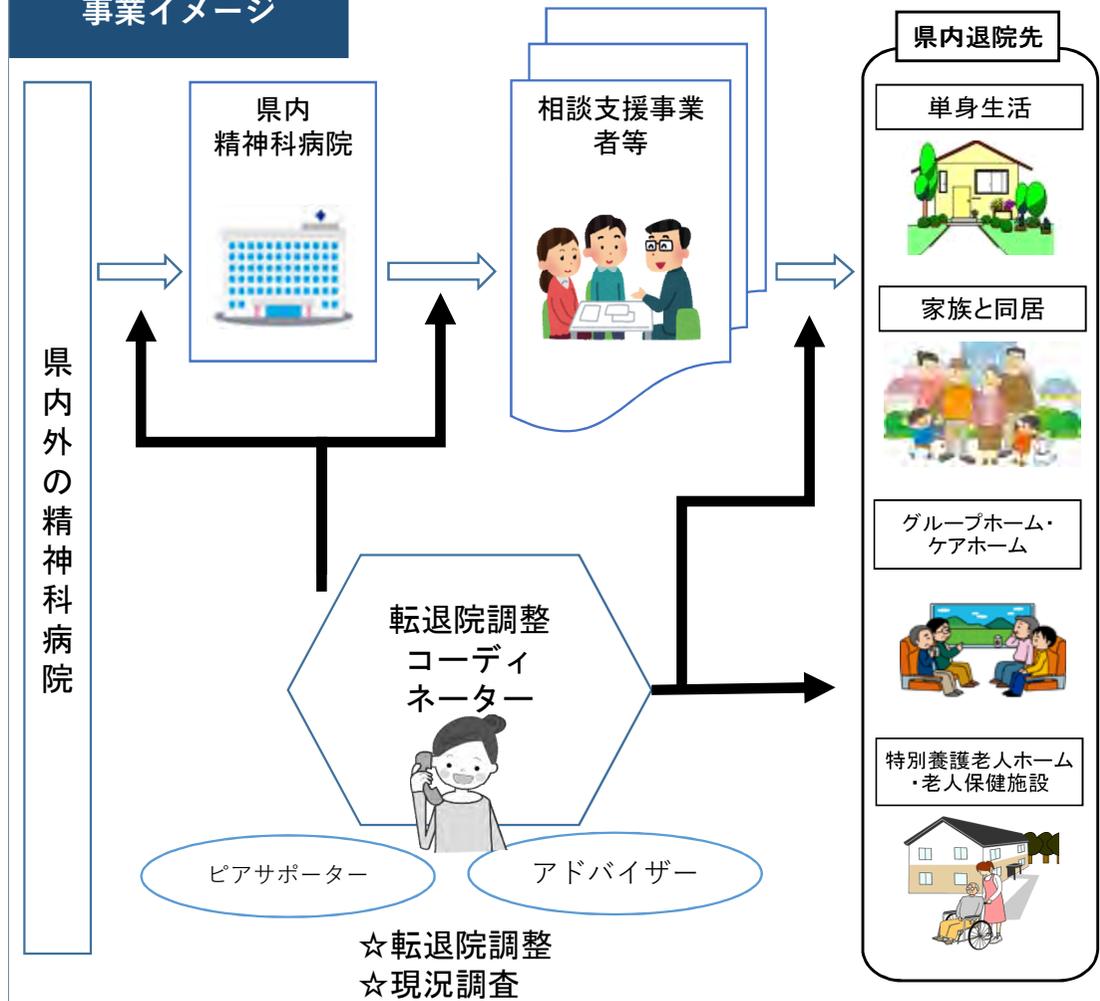
(2) 現況調査

県内外避難転院先医療機関に対し、毎年度7月末時点における患者の状況等について調査を行う。

(3) 懸案事項

病状不安等や退院先の希望の不一致等により帰還が進まない。

事業イメージ



4-19精神障がい者アウトリーチ推進事業

事業内容

1 事業の目的

東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所事故の影響により、相双地域の精神科病床が減少したことから、精神科医療の機能を補完し、精神障がいの地域生活支援体制を強化するため、アウトリーチチームを設置する。

また、県内の精神障がいのうち受療中断等で支援困難なケースとなっても適切な医療につなぐことを目的とする。

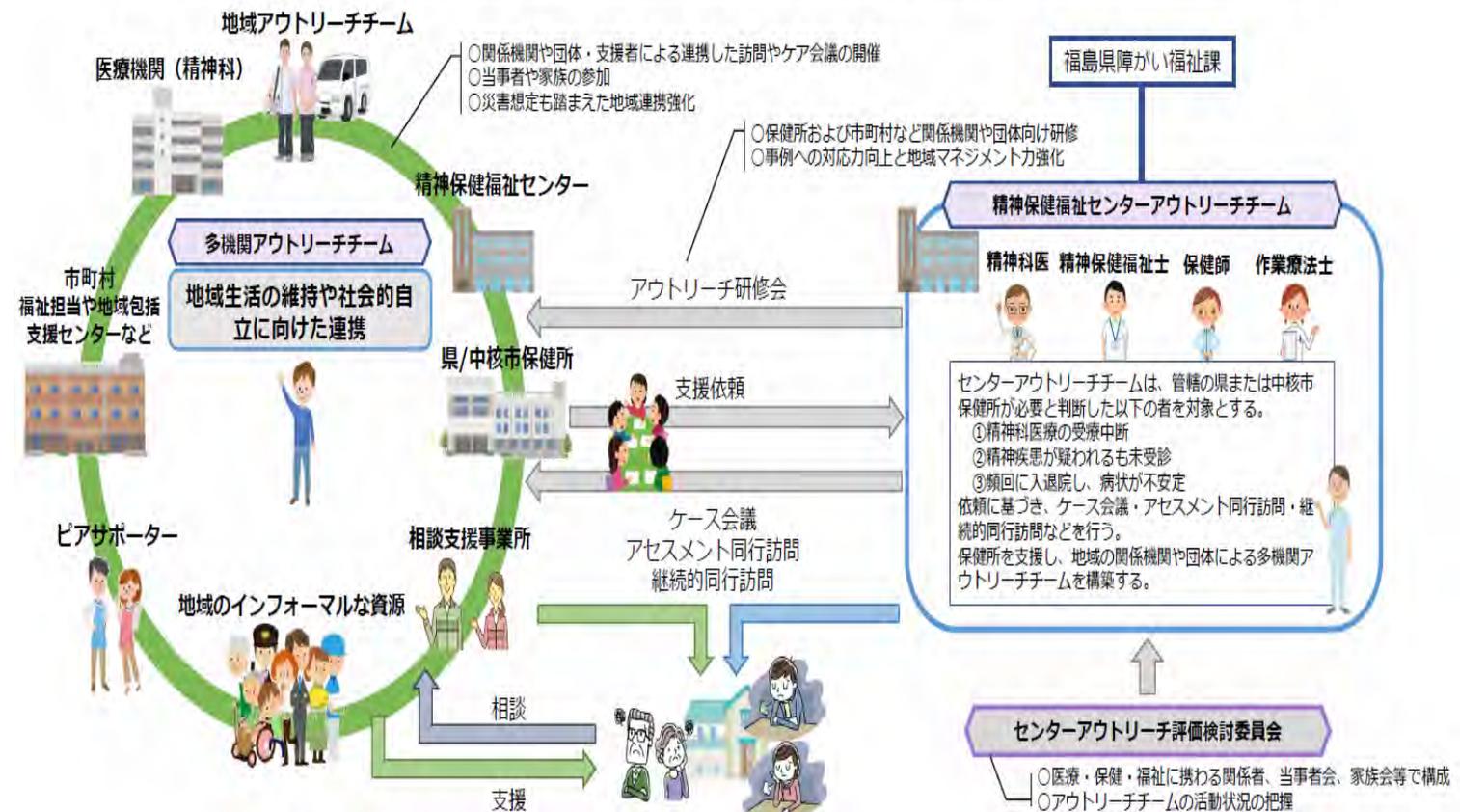
2 概要

居宅生活を送る精神障がいのうち、未受診、受療中断等、自らの意思により受診できず、日常生活上の危機が生じている方に対して、地域生活が継続可能となるように危機介入や包括支援を実施する。

また、県内の精神障がいを各圏域の支援者が適切に支援できるようアウトリーチチームがアセスメントやスーパーバイズ等を行う。

事業イメージ

福島県精神保健福祉センターによる精神障がい者アウトリーチ推進事業の概要図



4-20 授産振興対策事業(農福連携体制強化事業)

事業内容

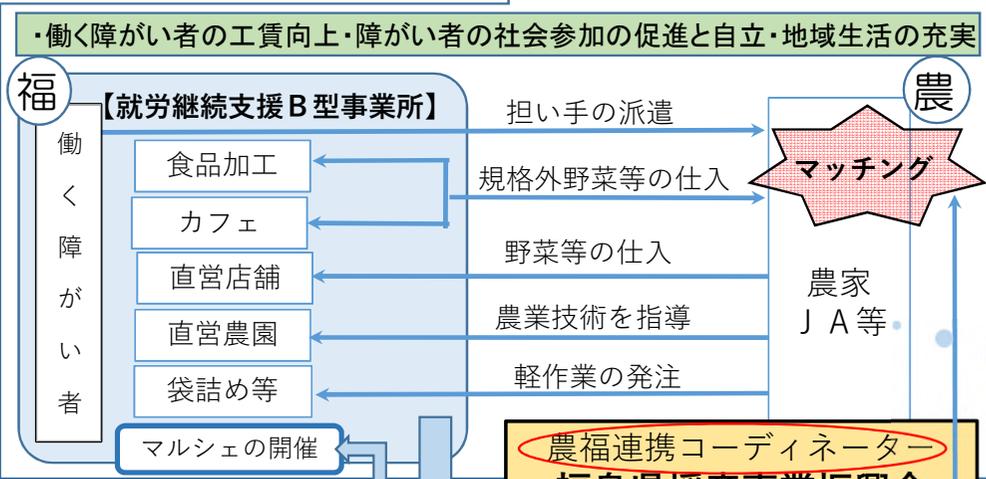
【目的】
農業分野での障がい者の就労に対する農業サイドにおける認知度向上を図り、障がい者の活躍の場を創出するとともに、農福連携の特色を生かした障がい者施設商品の付加価値向上を図る。

【概要】
福島県授産事業振興会に体制強化コーディネーターを配置し、以下の取組を行う。

- 【委託内容】**
- ①コーディネータ等活動費
(ワンストップ窓口の設置を含む)
 - ②推進マニュアルの作成
 - ③農業者等への研修会の実施
 - ④6次化商品開発アドバイザー派遣
 - ⑤商品開発ロゴの作成・配布

事業イメージ

農福連携による就農促進事業



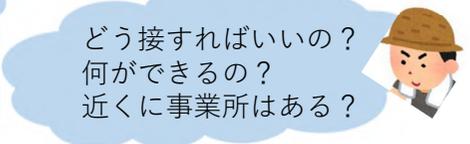
保健福祉部
(障がい福祉課)

参画・情報共有

農林水産部

農業労働力確保・調整協議会

- ・協議会の設置と運営
- ・農業求人サイトの活用推進
- ・農業者向け雇用等に関する研修
- ・障がい者や特別支援学校を対象とした農業研修・体験

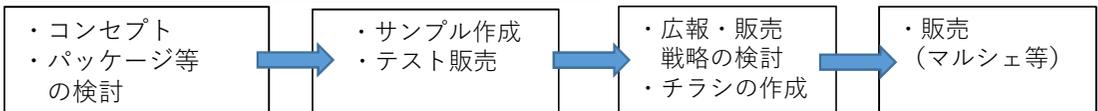


農福連携体制強化事業

- ・障がい者の活躍の場の創出
- ・農業サイドの認知度の向上
(農業者への研修会の実施等)
- [新] 6次化製品の新規生産支援
- [新] 商品開発ロゴの配布

農福連携コーディネーター
福島県授産事業振興会
体制強化コーディネーター
ワンストップ窓口

[新] 障がい者施設商品開発支援事業



[新] 事業所の6次化製品の新規生産をアドバイザー派遣により支援する。共通ロゴシールを作成、配布することで各事業所の生産品に統一感を醸成する。今まで商品を準備できず断っていた県外等の広い売り場スペースの依頼へ、6次化製品増加とロゴの統一感により新たに対応することで、販売機会と売上の拡大を図る。

一体感創出による販売機会拡大

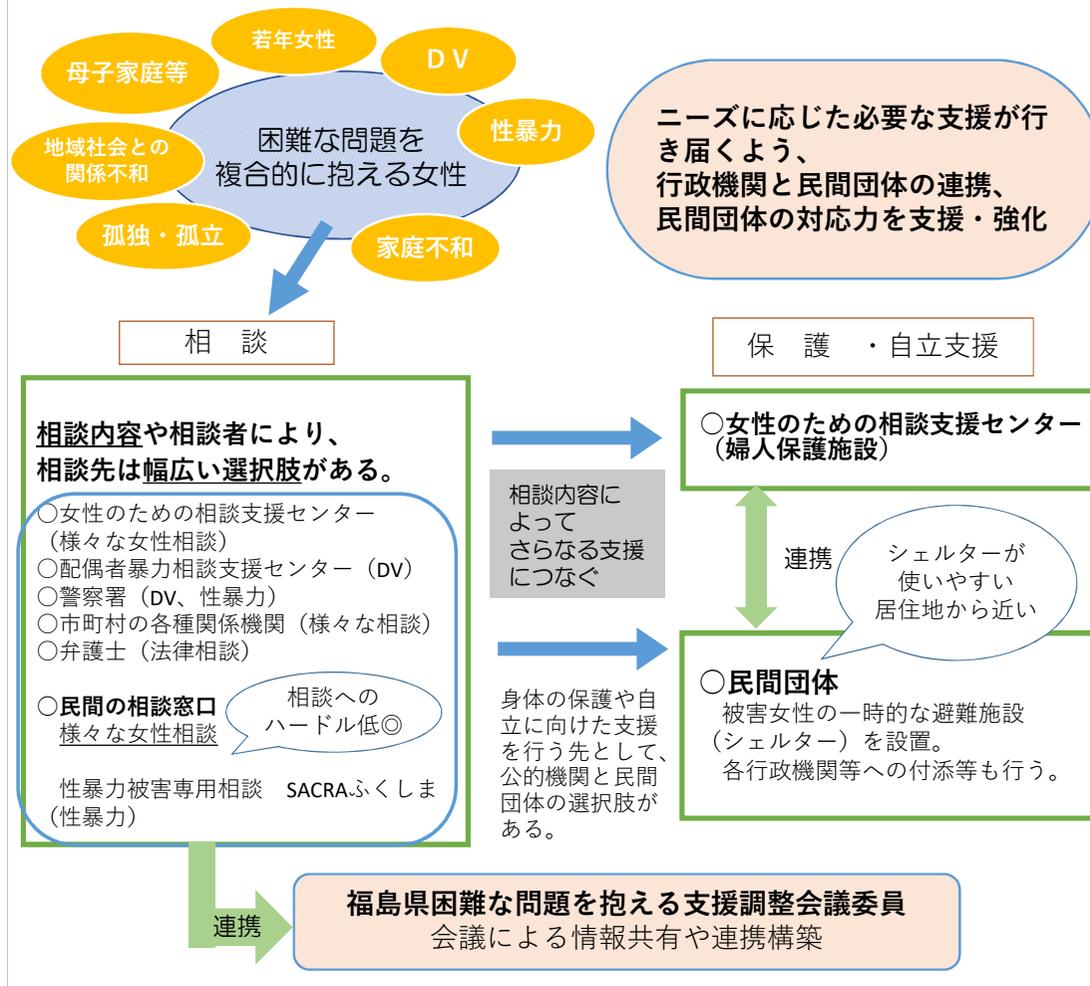
4-21 (新) 困難な問題を抱える女性への支援体制構築事業

事業内容

女性の人権が尊重され、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現

- 1 支援体制整備事業** 2,103千円
 困難な問題を抱える女性に適切な支援を提供するための体制整備を図るため、市町村等に対する会議や研修の開催、広報啓発等を行う。
- 2 民間団体支援強化・推進事業** 1,297千円
 女性支援を担う民間団体の育成や支援団体立ち上げ時の環境整備に係る経費について支援する。
- 3 福島県民間団体活動支援事業** 15,000千円
 一時保護を行うシェルターをはじめ、相談受付や居場所の提供など、民間団体における困難な問題を抱える女性の受入体制を強化するための先進的な取組に対する経費について補助金を交付する。
- 4 女性相談支援員活動強化事業** 21,040千円
 保健福祉事務所に、相談対応や関係機関との連絡調整等の業務を中心に行う女性相談支援員を配置する。
- 5 要保護女子等の移送費** 55千円
 DVセンターの女性相談支援員等が、一時保護を要する女性等を一時保護所に移送する。
- 6 福島県DV対策連携会議開催事業** 825千円
 深刻で緊急な救済を要するDVについて、関係諸機関が連携した総合的な対応を図るため「福島県ドメスティックバイオレンス対策連携会議」を開催する。
- 7 配偶者暴力被害者等支援調査研究事業** 593千円
 被害者等を支援する民間シェルターの先進的な取組を支援するために市町村が実施する事業に対して補助金を交付する。
- 8 女性のための相談支援センターICT化推進事業** 131千円
 女性のための相談支援センターにおけるICT化を推進し、業務の効率化及び負担軽減を図る。

事業イメージ



4-22 こどもの見守り・自立応援事業

80,702千円
(R5 93,605千円)

児童家庭課

事業内容

児童虐待の予防活動のほか、里親等から自立する子どもが安心して社会に巣立つことができるよう、相談体制の充実・強化等を図る。

子どもを守ろう！見守りサポーター養成事業 5,910千円

- 大人に対して、体罰によらない子育ての必要性や子どもを日頃の生活の中で見守る方法を伝え、子どもに対して、自らの権利や周囲の大人に助けを求める方法を学ぶプログラムを実施する。

児童家庭支援センター運営事業 42,388千円

- 心理療法を担当する職員等による専門的な相談支援を実施する児童家庭支援センターを運営する法人に対して補助する。

こどもの巣立ち見守り事業（生活・就労相談） 16,417千円

- 里親や児童養護施設等で生活するこどもたちが、自立後もつながりをもって、安心して社会的自立をはたすことができるよう、自立に向けた早期の支援や自立後の相談支援を実施する。

自立援助ホーム体制強化事業 8,310千円

- 家庭での養育が困難なこどもが住居し、就労など、自立のために支援を行う自立援助ホームに対して、安心してこどもが社会に自立していくことができるよう、職員体制の強化を図る。

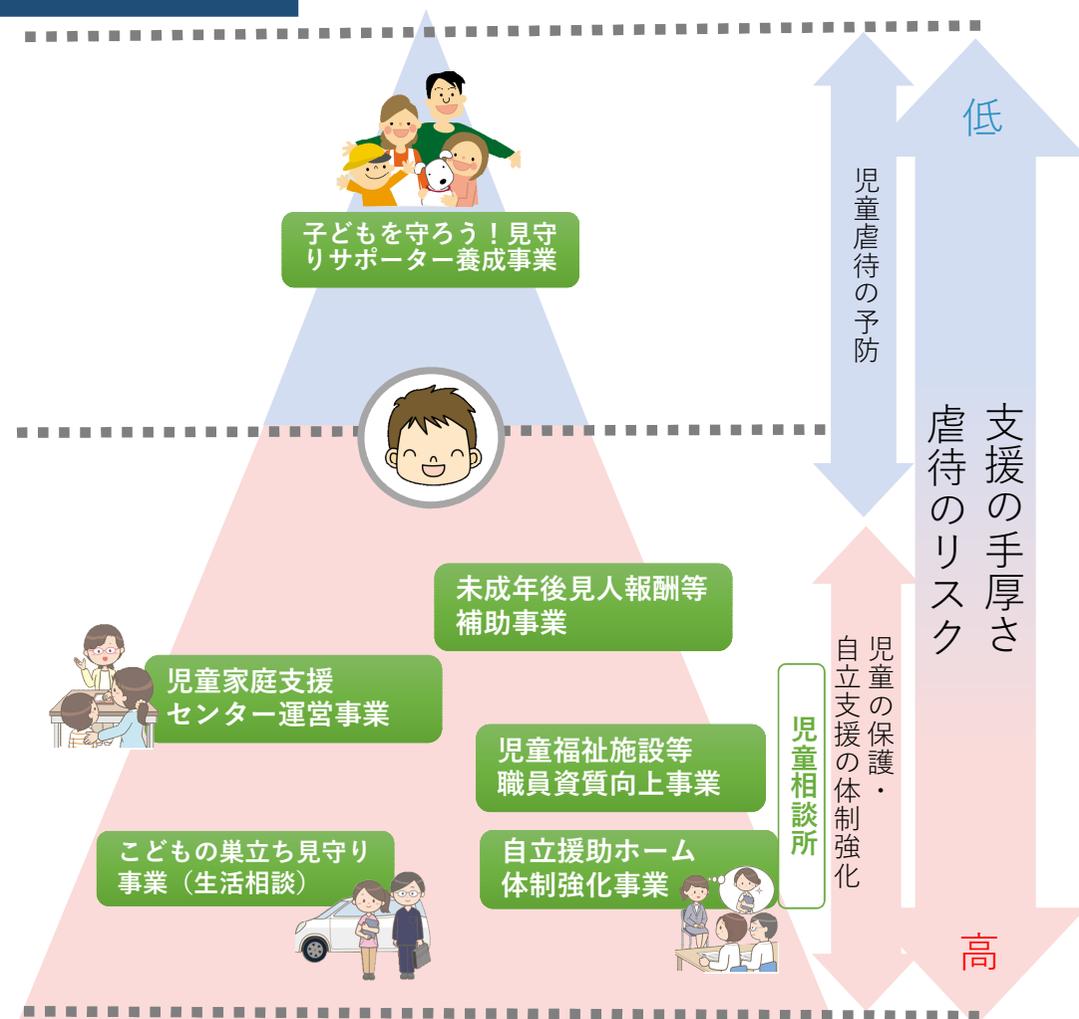
（新）未成年後見人報酬等補助事業 3,940千円

- 親権を行う者がいない児童等について、児童相談所長が家庭裁判所に対して請求し選任された未成年後見人に支払う報酬等の全部又は一部を補助することにより未成年後見人の確保を図るとともに児童等の日常生活の支援や福祉の向上を図る。

（新）児童福祉施設等職員資質向上事業 3,737千円

- 児童福祉施設等入所児童の養育の充実のため、児童養護施設等が該当施設職員の資質向上にかかる研修参加に要する費用を補助する。

事業イメージ



4-23 虐待から子どもを守る総合対策推進事業

事業内容

児童虐待の未然防止及び迅速かつ適切な対応に向けて、関係機関の連携強化、児童相談所の専門性向上、市町村における相談体制強化への支援などを行う。

児童相談所の機能強化・専門性の向上

児童虐待ケース対応強化事業 3,859千円

- 児童虐待対応専門員の配置（弁護士、精神科医、大学教授等）
- 精神科医によるカウンセリング

児童虐待ケース対策研修事業 128千円

- 児童相談所職員の児童虐待ケース対策の強化を目的とした研修の実施
 - ・サインズオブセーフティアプローチ研修
 - ・事例検討研修 等

市町村支援

市町村虐待対応強化支援事業 1,775千円

- 市町村の虐待対応強化のための支援
 - ・市町村活動支援
 - ・市町村要保護児童対策地域協議会支援講習会
 - ・市町村要保護児童対策調整機関の調整担当者研修
 - ・市町村要保護児童対策地域協議会支援専門員による支援（弁護士、精神科医、大学教授等）

広報啓発

児童虐待防止普及啓発事業 800千円

- 児童虐待防止推進月間（11月）を中心としたオレンジリボン運動の啓発グッズの配布

関係機関との連携

虐待から子どもを守る連絡会議の設置 141千円

- 関係機関・団体による情報交換等
- 実施回数 年1回
- 構成機関 26機関・団体（教育・医療・法律・警察・福祉等）

学校等との連携強化事業 11,498千円

- 教職員・保育従事者等に対する児童虐待防止や実際の対応等に関する研修の実施
- 一時保護所への学習指導協力員の配置

体制強化

児童虐待対応相談員配置事業 6,808千円

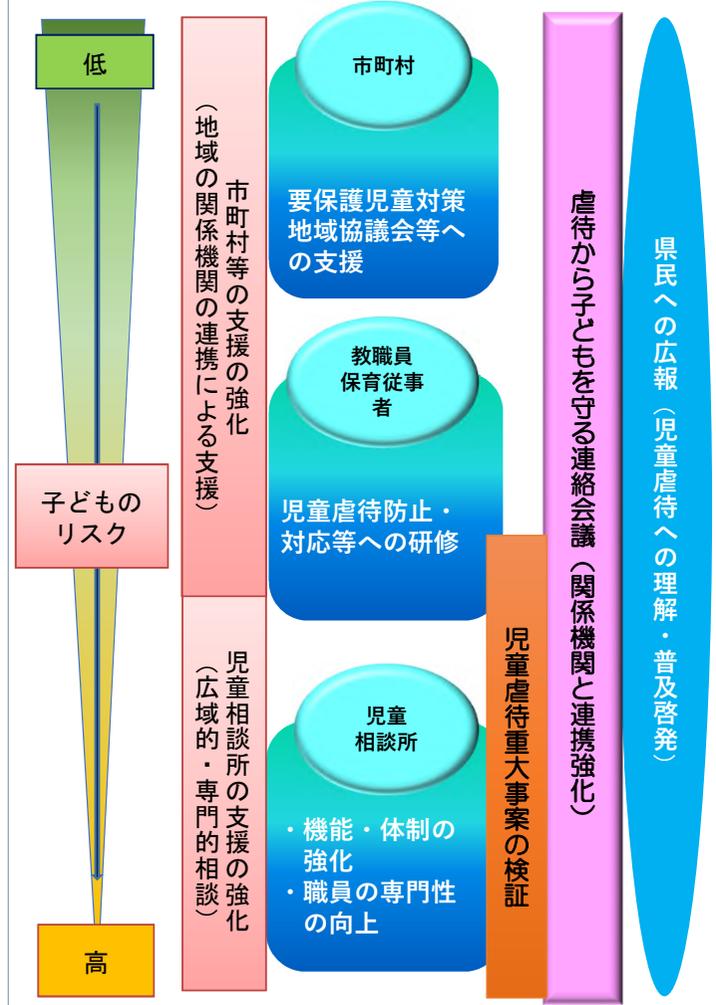
- 司法による介入の観点からの対応のノウハウを有する警察OBを児童虐待対応相談員として配置することにより、児童虐待対応の体制及び警察との連携を強化する。

虐待検証

児童虐待調査委員会 935千円

- 児童虐待防止法に基づく児童虐待重大事案の検証のための調査委員会を設置する。

事業イメージ



5-1 水道事業基盤強化・広域連携推進事業

事業内容

本県の水道の方向性を示した福島県水道ビジョン、広域化の推進方針・これに基づく当面の具体的取組を示した福島県広域化推進プランに基づき、市町村等の水道事業の支援を行い、水道事業の基盤強化・広域連携を促進する。

【水道事業技術力確保支援事業】 3,410千円(うち国庫支出金1,521千円)

- 経験の少ない担当者向け研修会 年2回
- 中・上級者向け研修会 年2回
- 広域連携に関する研修会 年1回
- 公営企業会計に関する研修 年1回

【水道基盤強化事業】 5,609千円(うち国庫支出金570千円)

- 圏域別協議会の設置・運営
- 圏域別協議会毎に水道広域化推進プランを踏まえた個別具体的な広域連携方策の検討・シミュレーションの実施
- 広域連携に係る情報の提供及び技術的支援

水道事業の現状・課題



老朽化・耐震性不足



経営環境の悪化



人材減少・高齢化

事業イメージ



圏域別協議会の設置・運営
広域連携方策の検討



情報の提供及び技術的支援



5-2 水道水質安全確保事業

14,677千円
(R5 13,278千円)

食品生活衛生課

事業内容

背景・目的・概要

東日本大震災による原子力災害に伴う本県飲料水への不安を解消するため、「福島県飲料水の放射性物質モニタリング検査実施計画」に基づき、県内の水道水等の検査を実施している。

引き続き、飲料水の安全・安心確保に万全を期するため、モニタリング検査を実施し、検査結果を公表していくとともに、検査精度の確保に必要な機器の保守点検を行う。

○ゲルマニウム半導体検出装置運営経費 14,677千円(一財)

(1) 県検査機関（衛生研究所及び食肉衛生検査所）での検査に係る経費（消耗品等）

(2) ゲルマニウム半導体検出装置の保守点検経費

- ・ 県機関 9 台（衛生研究所 5 台、食肉衛生検査所 4 台）
- ・ 水道事業体 8 台

- ・ 福島地方水道用水供給企業団・郡山市上下水道局
- ・ 白河地方広域市町村圏整備組合
- ・ 会津若松市上下水道局・会津若松地方広域市町村圏整備組合
- ・ 相馬地方広域水道企業団・いわき市水道局・双葉地方水道企業団

事業イメージ

○ 配備状況



方部等	台数
・ 衛生研究所	5 台
・ 食肉衛生検査所	4 台
【中通り】 ・ 福島地方水道用水供給企業団 ・ 郡山市上下水道局 ・ 白河地方広域市町村圏整備組合	計8台 各1台
【会津】 ・ 会津若松市上下水道局 ・ 会津若松地方広域市町村圏整備組合	
【浜通り】 ・ 相馬地方広域水道企業団 ・ いわき市水道局 ・ 双葉地方水道企業団	

○ 検査状況

水源ごとに、以下の頻度で検査を実施し、結果を県のホームページ等で公表

方部等	検査頻度	◇年間検査検体数 (R4 年度実績) 水道-4,494件 飲用井戸等-183件
水道水	浜通り	3回/週~1回/月
	県北・県中	1回/週~1回/月
	県南	1回/月
	会津・南会津	1回/3月
	飲用井戸	関係市町村と協議の上実施

◇H23年3月検査開始以降の延べ検査検体数 (R6年1月末まで)
水道-146,491件 飲用井戸等-17,229件

◎ H23.5.3に1検体から7.0Bq/kgの放射性セシウムが検出されて以降、検出限界値未達が継続

R4.8.31現在

5-3 福島県産加工食品の安全・安心の確保事業

(R5 17,109千円)

事業内容

背景・目的

- ✓ 食品関連施設への「**ふくしまHACCP**」の導入を推進するとともに、食品中の放射線物質の統計解析結果に関する消費者向け情報発信を通じて、県産加工食品の風評払拭を図る。

事業概要

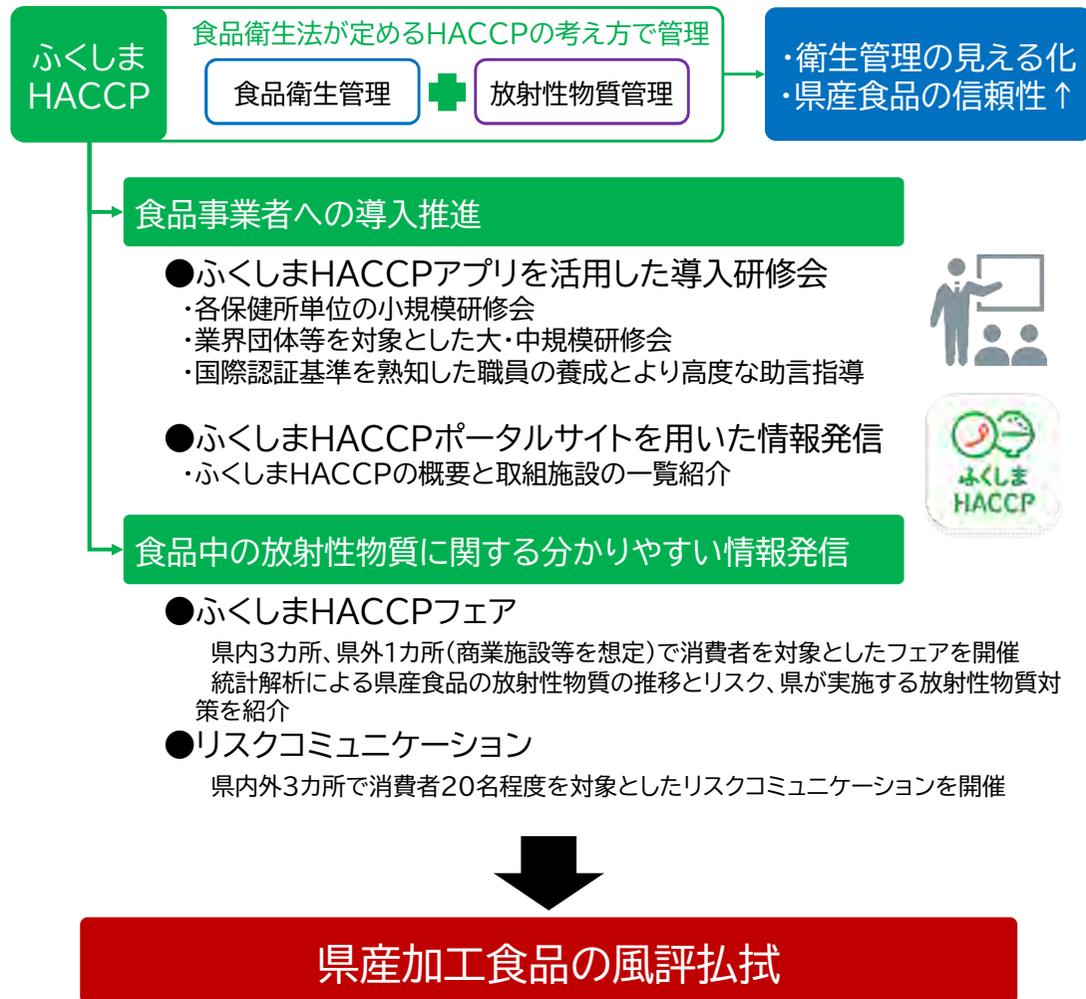
(1) ふくしまHACCP導入推進事業 7,059千円

- ・ ふくしまHACCPアプリを活用した導入研修会の開催
- ・ ふくしまHACCPポータルサイトを用いた消費者へのわかりやすい情報発信
- ・ 国際基準CodexHACCPの導入を支援するための職員養成

(2) 食品中の放射性物質に関する情報発信事業 11,163千円

- ・ ふくしまHACCPフェアの開催
これまでの放射性物質検査結果の統計解析と県が実施する放射性物質対策の紹介
- ・ リスクコミュニケーションの開催
県産食品の放射性物質に関する消費者との相互の情報交換

事業イメージ



事業内容

背景・目的

福島第一原子力発電所事故から13年が経過し、県産食品に含まれる放射性物質は概ね減少傾向を示しているが、県産食品に対する国内外からの根強い不安は払拭されていないため、以下の事業により県産加工食品の信頼性を確保し、風評払拭につなげる。

国内；食品の放射性物質検査を実施することによる消費者への正確な情報発信

国外；原子力災害の影響により減少した県産加工食品の輸出を回復・促進するための支援

事業概要

(1)食品中の放射性物質検査 2,971千円

県産加工食品を対象とした放射性物質検査を実施し、その結果を消費者に発信する。

ア 検体数：1,000検体

イ 主な対象食品

・乾燥により放射性物質が濃縮される食品(乾燥野菜、凍み餅など)

・山菜・きのこ等を原材料とする食品(乾燥山菜・きのこ、漬物など)

ウ 検査機関：衛生研究所(ゲルマニウム半導体検出器による検査)

エ 検査結果の取扱い：毎週、県ホームページで公表

(2)輸出向けHACCP等対応施設整備事業 30,000千円

原子力災害の影響により減少した県産加工食品の輸出を回復・促進するため、輸出に際して相手国から要求される第三者認証HACCP等への対応に必要な経費(施設整備等)を補助する。

・補助先：県産加工食品を輸出する県内食品事業者

中規模施設改修 30,000千円×1件

・補助率：1/2

(3)飲料水・加工食品の放射性物質検査体制の整備 8,250千円

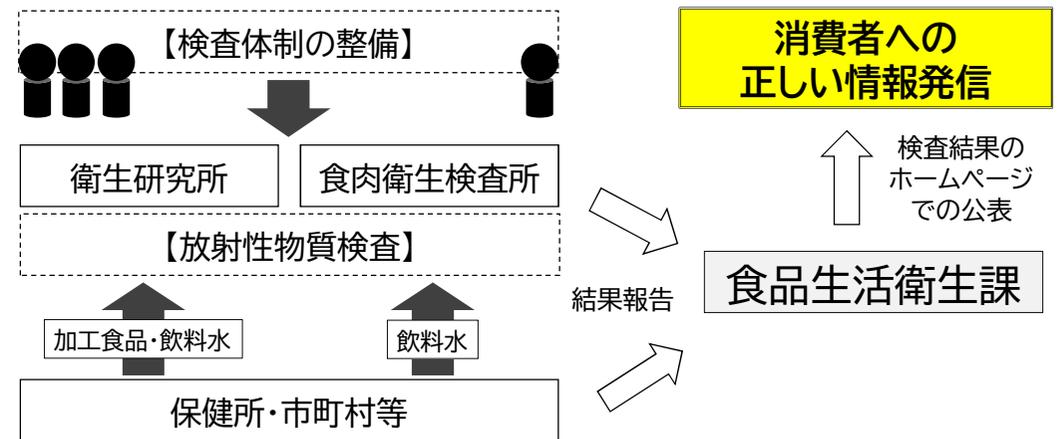
衛生研究所及び食肉衛生検査所における放射性物質検査に必要な以下の人員を確保し、検査体制を整備する。

・検査補助に必要な人員数：4名(週4日間勤務)

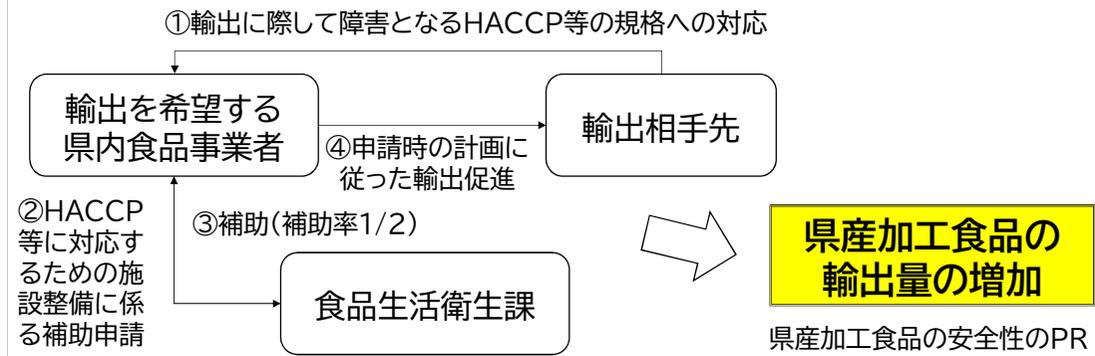
・事務内容：検体受付、測定補助、検体回収等

事業イメージ

(1)国内向け → 食品中の放射性物質検査 飲料水・加工食品の放射性物質検査体制の整備



(2)国外向け → 輸出向けHACCP等対応施設整備事業



5-5 社会福祉施設危機対応強化支援事業

12,590千円
(R5 6,000千円)

高齢福祉課
障がい福祉課

背景・目的・概要

近年、大規模災害が頻発する中、社会福祉施設については災害発生時においても利用者に必要なサービスを継続的に提供できるよう、被災施設への職員派遣等について定めた施設間の支援体制の整備が重要となっている。

現在、新型コロナウイルス感染症対策として「応援職員派遣支援事業」をとりまとめ団体に委託し、施設同士の相互扶助の体制を組んでおり、当該取組を基に、災害時における施設間支援体制整備のための支援を行う。

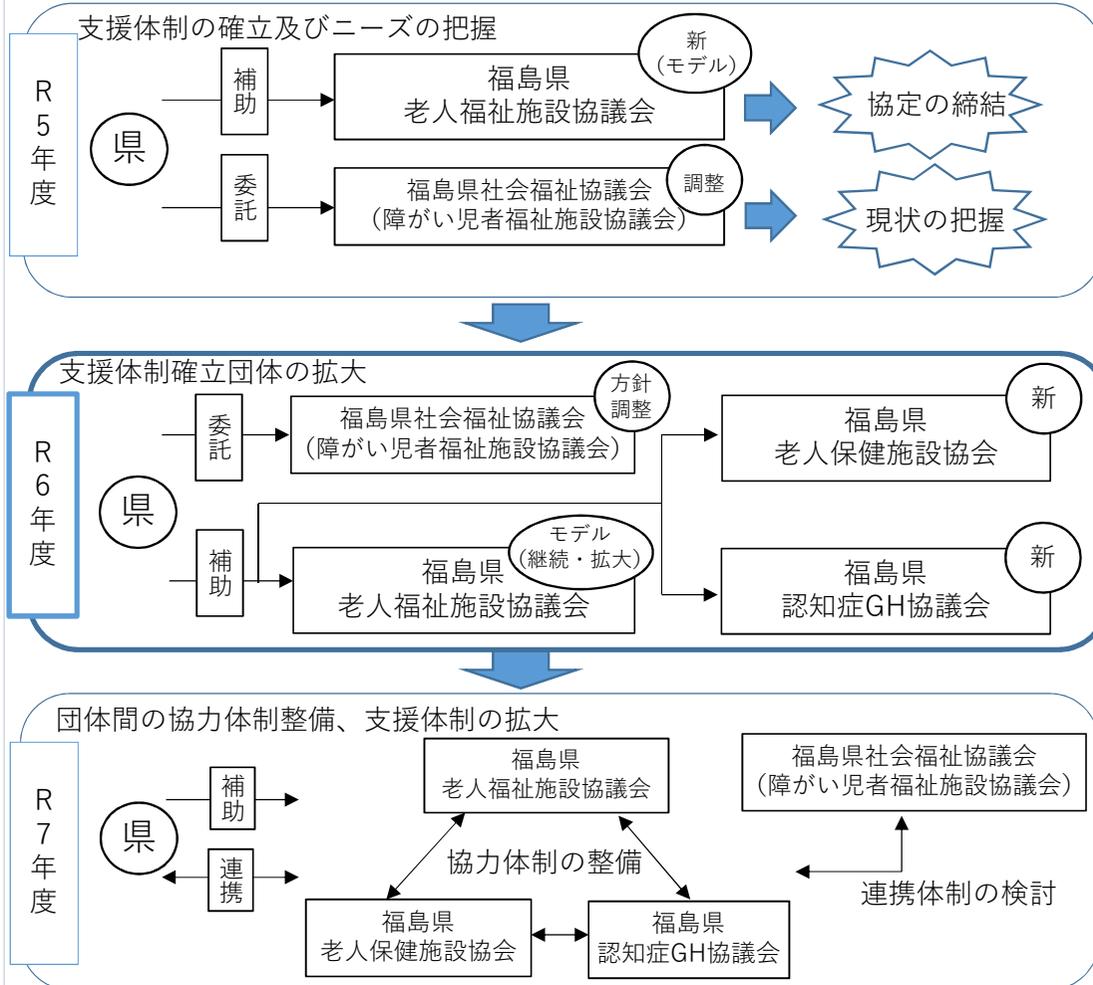
また、災害発生時に速やかな支援が行えるよう、平時における施設向けの研修等の開催に係る支援を行う。

条件（対象者・対象行為・補助率等）

県内の社会福祉施設施設とりまとめ団体が施設間の支援体制を整備するに当たり要した以下の費用を県が補助する。

- 1 専門家を活用し支援体制を整備した際に要する経費の補助（初回のみ）
 - (1) 専門家派遣に係る謝金、旅費 【補助率10/10 上限200万円】
 - (2) 専門家へのコンサルティング委託料 等
- 2 施設向けの研修会、訓練を実施した際に要する経費の補助
 - (1) 外部講師派遣に係る謝金、旅費 【補助率10/10 上限100万円】
 - (2) 会場借り上げ料 等
- 3 被災施設への職員派遣に備え、事前に参加する傷害保険料等の補助
 - 【補助率4/5 上限20万円】
- 4 災害時、とりまとめ団体が支援を行うに当たっての事前準備経費の補助（備蓄物資の事前購入費用等）
 - 【補助率4/5 上限20万円】
- 5 各施設との協定締結に要する各種経費の補助（コピー代、郵送費、会場借り上げ料等）
 - 【補助率10/10 上限60万円】
- 6 支援体制の構築に当たり、とりまとめ団体が実施する各種調査に要する費用（各施設へのニーズ調査等）
 - 【委託 259.0万円】

事業イメージ



5-6 災害時健康危機管理体制整備事業

2,703千円
(R5 1,739千円)

保健福祉総務課

事業内容

背景・目的

東日本大震災や熊本地震では保健所が被災し、保健・医療等の支援資源の有効活用や適正配分ができず、二次的健康被害が拡大した教訓から、大規模災害時において、被災地の保健医療の指揮調整機能を応援し、防ぎ得た死、二次的健康被害の最小化を図ることを目的とした、災害時健康危機管理支援チーム（Disaster Health Emergency Assistance Team=DHEAT）を設置し、大規模災害時に対応できるよう体制整備・機能強化を図る。

また、保健医療福祉調整本部の役割を明確化し、災害時の調整機能を強化する。

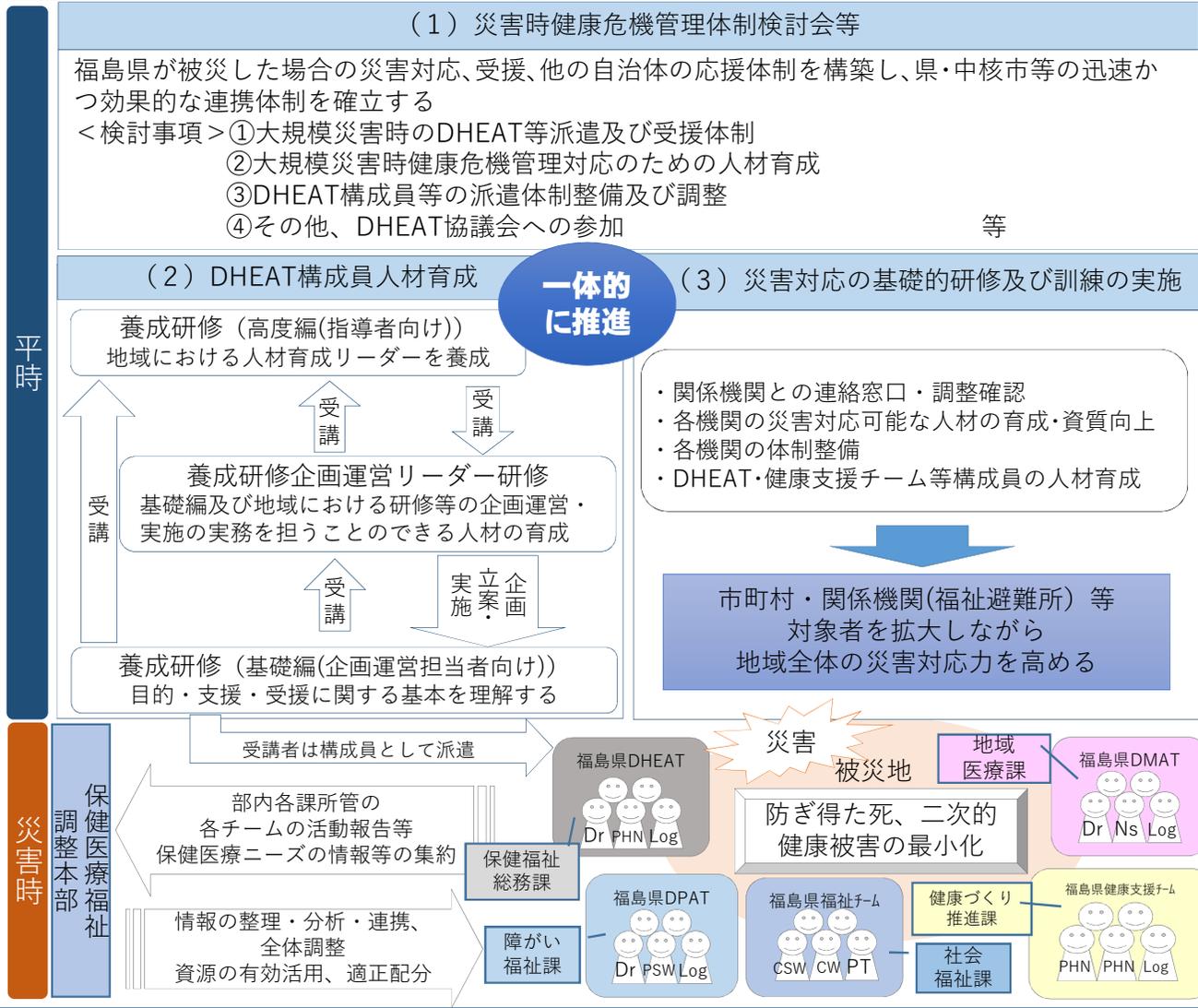
概要

大規模災害時の保健衛生活動に係る調整業務及び具体的活動を円滑に行うための体制を整備する。

- (1) 災害時健康危機管理体制検討会等
- (2) DHEAT構成員人材育成
- (3) 災害時の基礎的研修及び訓練の実施
- (4) 衛星携帯電話の整備（保健福祉総務課分）
- (5) モバイルwifi・Googleライセンス整備



事業イメージ



5-7広域災害福祉支援ネットワーク構築支援事業

事業内容

背景・目的

東日本大震災では、福祉・介護専門職を被災地に派遣する仕組みがなく、福祉的な支援体制の確保に時間を要し、効果的に対応することができなかった教訓から、大規模災害発生時において障がい者や高齢者等要配慮者の二次被害防止や広域的な福祉支援体制を構築することを目的としている。

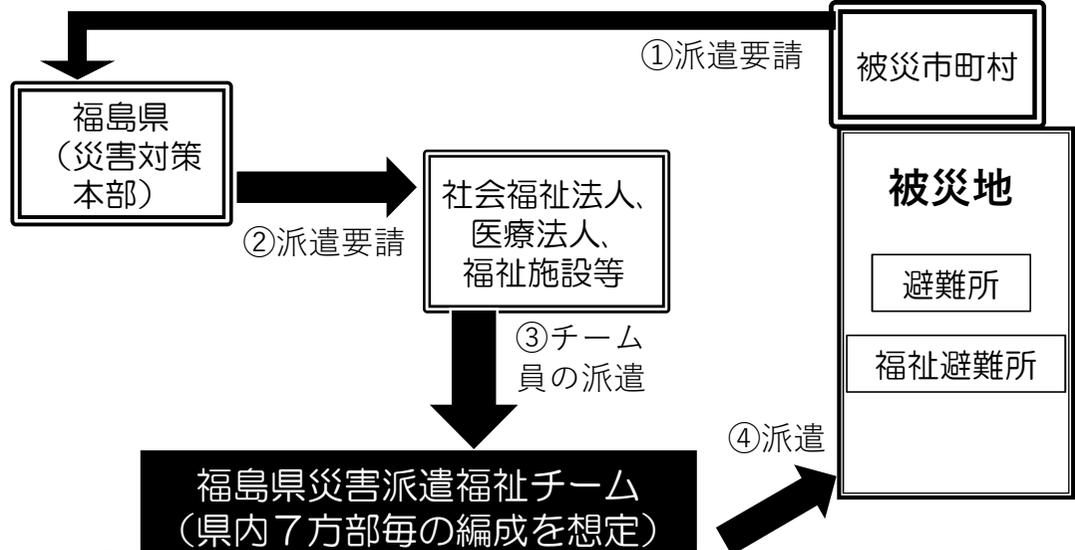
概要

福祉関係団体や県で「県広域災害福祉支援ネットワーク協議会」を設立し、大規模災害発生時に要配慮者の福祉・介護等にニーズ把握や応急的な支援を担う、「福島県災害派遣福祉チーム」の派遣体制の整備に取り組んでいる。

事業の実施

県広域災害福祉支援ネットワーク協議会事務局を運営するとともに、平常時から「福島県災害派遣福祉チーム」の構成員に対する養成研修やスキルアップ研修等を実施している。

事業イメージ



○福祉・介護等の専門職員5名前後で構成する専門職チーム。
 (社会福祉士、介護福祉士、介護支援専門員、精神保健福祉士、理学療法士、作業療法士、医療ソーシャルワーカー等)
 ※県と協定を締結した法人・施設等に所属し、協議会が開催する「養成研修」を受講した者をチーム員として登録している。

○活動内容
 「災害関連死につながる二次被害」の発生を防止するため、要配慮者のニーズ把握や相談支援、スクリーニング(福祉・介護専門職の視点によるアセスメント、福祉避難所等への移送判断等)、避難所の機能支援等を行う。